

第八十七回
参議院内閣委員会會議録第十二号

昭和五十四年五月二十九日(火曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

竹内 潔君

補欠選任

斎藤栄三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

松垣徳太郎君

理事

岡田 広君

林 道君

山崎 昇君

向井 長年君

委員

源田 実君

斎藤栄三郎君

塚田十一郎君

西村 尚治君

林 寛子君

原文兵衛君

堀江 正夫君

片岡 勝治君

野田 哲君

村田 秀三君

和泉 照雄君

黒柳 明君

山中 郁子君

森田 重郎君

秦 豊君

国務大臣

国務大臣
(総理府総務長官)

三原 朝雄君

政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

清水 汪君

内閣法制局長官

真田 秀夫君

内閣法制局第二部長

味村 治君

内閣総理大臣官房広報室長兼内閣官房内閣広報室長

小玉 正任君

内閣総理大臣官房総務課長

大濱 忠志君

宮内庁次長

山本 悟君

法務省民事局長

香川 保一君

外務大臣官房長

山崎 敏夫君

文部省初等中等教育局長

諸澤 正道君

自治省行政局長

柳沢 長治君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 源三君

説明員

国立国会図書館側

酒井 悌君

警察庁交通局長

森田 雄二君

転免許課長

枝村 純郎君

外務大臣官房外務参事官

北村 汎君

外務省アメリカ局外務参事官

桑野扶美雄君

郵政省貯金局第一業務課長

岩島 康春君

郵政省貯金局第二業務課長

木村 仁君

○元号法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、竹内潔君が委員を辞任され、その補欠として斎藤栄三郎君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) 元号法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山中郁子君 元号法案について幾つかの点に就いて政府の見解をただしますが、すでに衆議院それから参議院の内閣委員会が始まりましてからもさまざまな審議が進められてまいりました。私その中でやはり大変痛感いたしますことは、いみじくもどなたかがおっしゃいましたけれども、政府の答弁がエンドレスな感じがいたします。本日も同じことを繰り返してまいりました。ゆまずおっしゃって時間を消化して、そして何とか元号法案を成立させようと、こういうことで、本日に国民の皆さんの疑問とか批判とかそういうものを代表して私どもが質問もし意見も申し上げていることにまともな答えられないというケースが大変多いわけですね。こういうことは、これだけの重要な問題であります。すでに参議院の内閣委員会でも二日にわたりまして参考人の皆さんの御意見も伺い、そして、やはりその中でさらに認識も深めることができたし、また政府の方々もそれをお聞きになっていらしたわけですから、私はその点について、国民の真摯な批判とか疑問とか、そうしたものにまじめに誠意をもって答えるということを、ぜひともそういう態度をとっていただきたいということを、私は初めにくれぐれも要求もし、お願い申し上げます。

一世一元の元号として提案されております元号法案ですが、すでに政府の答弁の中でも、また元号法案の成立を推進する勢力の方たちの中にも、千三百年のよき伝統なんだから、だからこれをこの法案として成立をさせて、将来にわたって安定的に使用できるように保証をつくらなきゃいけないだ、こういうことを繰り返して述べられてまいりましたけれども、千三百年の伝統ということですが、改めてこの点については、千三百年の伝統ではなかったんだということを確認されますか。

○国務大臣(三原朝雄君) まず元号問題について、今日までの政府の姿勢なり答弁等がどうもマンネリ型で誠意を欠いておるぞというおしかりを受けましたが、この点につきましては、誠心誠意御意見についてまたお答えをいたしておるということ而努力をいたしておりますけれども、私どもの説明が意を尽くさずして、そういう御批判を受けることについては一層反省をいたしたいと考えております。

そこで、いまお尋ねになりました元号の問題が伝統的なものであるというが、実際に千三百年の長い間の伝統であるということを言うけれども、そういう点がずっとそういうふうな受け取れるかどうかという点について問題があるのではないかと御意見でございますが、なるほど元号自体の歴史的な過程を見ても、中国から渡来してきたという事実、これは中国から参ったわけでございますけれども、しかし参りまして以後、日本におきましては独自の発足した運用がなされて千三百年の長き間続けられてきたということにつきましては、私どもはこれを歴史の上で認めてまいり、伝統と申し上げても間違いではない

本日の会議に付した案件

ということを考えておるわけでございます。ただ、一世一元についての歴史的な回顧をしてみれば、すきと一世一元ということがとられたのは明治以後ではないかという御指摘でございますが、なるほどすきとされたのは私は確かに明治以後であつたと思うのでございますけれども、しかし千三百年の歴史の中におきましても、やはり新天皇が御即位なされば代が元号といひますか、そういう立場で絶えず元号が御即位とともに改元されてきてゐるという事実は否定できないものであると思つております。

中にはいろいろな形のものであつたことも承知をいたしておるのでございます。たとえば瑞祥改元でございますとか、あるいは大きな災害等の際にまいりました災異改元であるとか、あるいは千支のめぐり合わせによります改元である等がまゐつておるわけでございますけれども、なおまた天皇一代の中に二回も三回も改元されたというやうなことも事実としてあるわけでございます。そういうことを過去の歴史の経過等を検討された上で、文明開化の時代に明治がなつてまいつて、そこで合理的な運営をしようということになつて、私は明治以後、こうした一世一元制がとられたものであらうと思つてございます。そういう意味で元号といふものを見てまいりますれば、やはり長い間の伝統的なものであつたという、やうなことをここで申し上げても過ちではないというやうな判断に立つておるわけでございます。

○山中郁子君 ですから、一世一元というのは千三百年の伝統じゃないんですね、これを御確認なさいますかといふことを伺つてゐるわけですか。

○政府委員(清水注君) 私からいただいた大臣の御答弁をもう少し補足して申し上げたいと思つてゐます。

○山中郁子君 そうか、そうでないかだけではないんです。エンドレステープはいひです。

○政府委員(清水注君) 一世一元といふことは、つまり天皇の代がかわることを一つの契機として元号が改められるということを意味するわけでは

ございますが、そのような元号の改まり方というのは先ほどもお話にありましたように、すでに千三百年来の伝統の中にいへば含まれてゐたといふことが言えるわけでございます。元号の歴史と申しますのは、一世一元あるいは変り方としてはそのほかの変わり方、御在位中の変わり方といふことも含めまして、元号といふもので存続をしてきたと、このように理解しておるわけでございます。

○山中郁子君 だから、私最初に申し上げましたように、私たちが質問することにちやんとともに答えてくださる方がいいんです。いまお話を伺つたのは、私ももうたくさん伺ひました。そして衆議院の議事録も読みました。要するに一世一元といふのは千三百年の伝統ではなかつたんですね。そのことを確認していただきたいといふことを申し上げてゐるんです。

○政府委員(清水注君) 一言でという御要求でございますが、やはり元号の長い歴史というやうなものでございまして、なかなか簡単に言ひ切れない面があると思ひますけれども、ただいま申し上げましたように、代がわりによる改元といふことも含めて元号は千三百年の伝統を持つてゐるというふうに申し上げることができると思ひます。

○山中郁子君 委員長から御注意いただきました。私は一世一元が千三百年の伝統ではないんだな、そのことはそうでないならそうでないと言つてくださうと質問してゐるんです。御注意してください。

○政府委員(真田秀夫君) 御質問者のさつきからの……

○山中郁子君 法制局、関係ないじゃない。

○政府委員(真田秀夫君) 御要求がございましたので、一言で申し上げますと、一世一元が制度として確立したのは明治以来でございます。その前には天皇御一代の間に、もう何回も改元が行われ、最も多いんでは元号が八回も九回もあつたことはございます。一世一元が制度として確立したのは

明治以来でございます。

○山中郁子君 制度として確立したのは明治以降だと、だから少なくとも制度としての一世一元は千三百年の伝統ではないと、こういうことですね。

○政府委員(真田秀夫君) 元号制度が日本ですつと行われておつたのは大宝以来なんです。それが千三百年近くあります。

○山中郁子君 そんなこと聞いてない。質問に答えてくださいよ。そんな答弁されたら質問できませんよ。

○政府委員(真田秀夫君) そこで、御質問者に一言でお答えしますと、一世一元が制度として確立したのは明治元年以来でございます。

○山中郁子君 私、とつばななんでもちよつとやつぱりこだわつて申し上げますけれども、要するに一世一元の制度は千三百年の伝統ではなかつたんですね。そうなのか、そうでないのか、長官、お答えいただきたい。

○國務大臣(三原朝雄君) せっかくのお尋ねでございますが、先生の御質問に対して過去の一世一元といふやうなものを歴史的にやはり回顧して申し上げた方が親切であらうといふことでお答えしてまいつたのでございますけれども、確かに新しい制度として確立をいたしましたのは明治以降であることは御指摘のとおりでございます。

○山中郁子君 それで制度として、つまり制度としての一世一元は千三百年の伝統ではなかつた、こういうことですけれども、制度としてといふふうにおつしやるけれども、実質的にはあつかうも一世一元が千三百年の伝統ではあつた、こうおつしやるのはそれでなくて明治以降だ、こうおつしやる大化以降の二百四十六の元号ですか、それと天皇は八十九代に及ぶと思ひますけれども、その間の一世一元の元号は幾つあつたんですか。

○政府委員(清水注君) 一代の天皇の御在位の間に改元が一度であつたといふ意味において例を申し上げますと、元号が始まりましたのが大

化ですが、その後中断して、文武天皇の大宝から継続してゐるということは御案内のとおりでございますが、

○山中郁子君 幾つあつたかと聞いてゐるんです。

○政府委員(清水注君) 元明天皇、文武天皇の次の元明天皇、奈良時代はそれだけでございまして、平安時代に入りましてから桓武、平城、嵯峨、淳和、この四代の天皇のときは御一代において即位に伴つて改元されて以来は御在位中に改元はされておられません。それから、その後清和、陽成、光孝、宇多の各天皇の代も同じやうなことになつております。そのほかにもあるわけでございますけれども、散発的にそのような例が出てまいりますので、全部は省略させていただきますが、かなりの数がございます。

○山中郁子君 幾つかと聞いてゐるんです。幾つあつたのかと私は聞いてゐるんです。

○政府委員(清水注君) 元明天皇、桓武、平城、嵯峨、淳和、清和、陽成、光孝、宇多、これ九つでございます。それから、冷泉、花山、三条、後三条、後白河、六条、後醍醐、後伏見、後龜山、後小松、称光、後醍醐、後桃園、それから明治、大正までのところでございます。

○山中郁子君 幾つあつたのかと聞いてゐるんです。どういふ意図であつた、そういうふうにおつしやるのか知らないけれども、幾つあつたのかと聞いてゐるのに何で幾つと答えなさいんですか。最初に私は、だから申し上げたでしょう、そういうことはいろいろはぐらかしたり、時間をむだに使うやうなことをやめてくれと言ふんです。いいです、もう。要するに、そんなに一世一元といふことは伝統でもないし、数としたってそんなにたくさんないんです。事実上の数としたってといふことを、いま私は政府に確認をいただきました。

それで、もう一つ申し上げますと、総務長官にもそれは御理解をいただきたいんですけれども、明治になつてから行政官布告の詔書で、従来の元

号制度を大きく改めて一世一元にすると、こう述べているんですね。だから、このこと自体はつきりしているように一世一元というのはそれまでのあり方から大きく改めて一世一元になったんですよ。だから、こんなものは伝統でないということにはつきりしているんです。そのことは明治元年の行政官布告の詔書にちゃんと書いてありますでしょう、どうですか。

○国務大臣(三原朝雄君) いま審議室長が申し上げましたように二十数代の天皇の際にはそういうこと、一世一元の制をおとりになったということ、は史実の上に明らかになっておるわけでございますが、しかし、いま申されましたように、それが一代の中に数回の改元がなされたりするようなこともありましたので、それを合理的に適正な方法でということ、明治以後におきましては、それを一世一元でいくぞという方針がとられたということは御指摘のとおりだと思っております。それは書いてあるということの確證をいま求めたわけ、そういうふう書いてあるということですね。

○国務大臣(三原朝雄君) はい。

○山中郁子君 確認なされたわけですね。ちゃんとそういうふうになるように言ってくださいね。

そうしますと、いままでの、皆さんが千三百年の伝統とおっしゃる元号はだれが決めてきたのか。

○国務大臣(三原朝雄君) 当時は側近の輔弼の任に当たる者が原案を策定をして、天皇にこれを申し上げてまいりましたのでございませうけれども、最終的には天皇がお決めになると、そういうことでまいりましたと受けとめておるわけでございます。

○山中郁子君 天皇が決めたということについての例外はないわけですね。その決める方の中に多少の違いはあるということは何回もおっしゃってまいりましたけれども、例外はないわけですか。

○政府委員(清水注君) 私どもが理解をしております範囲では格別の例外はなかったように思いま

す。もちろんいまお言葉のように実質的には、たとえば將軍家による影響というふうなことはもちろん間々見られたところだというふうに學者などの解説があるところがございます。

○山中郁子君 そうしますと、一世一元は伝統ではなかった。天皇が決める、つまり勅定ということとは千三百年の伝統である、こういうことになるわけですけれども、伝統を重んじてということから言いますと、どうして天皇が決める、そうすると当然天皇が決める、こういうことになるのが伝統を重んじるということになるんじゃないんですか。どうして天皇が決める、ということにならないんですか。今回の元号法案、伝統を重んじて出したという元号法案。

○政府委員(眞田秀夫君) どうも山中先生、一世一元が伝統だということに私たちは言っているわけじゃないんです。元号という制度、これはもう千三百年に近い伝統がある、ということ、言っているわけでございます。天皇が決める、とかだれが決める、というんじやなくて、元号制度を存続させる、というのが実は今度の法案のねらいでございます。だれが決める、ということにそうわれわれはこだわっているわけじゃない、いまの憲法のもとにおいて、これは民主的な制度のものでございませうから、国会で法案をおつくり願って、その御委任を受けてそして政令で決める、ということでありまして、元号だから天皇が決める、それが伝統であって、そうでなければ元号という制度になじまないとか、そういう気持ちには毛頭ありません。そういう気持ちで法案をつくったんじゃないでございます。もう国民の大多数の人が元号制度を残したいと、将来にわたって、そういう国民の御希望にこたえて元号制度を残す、で、だれが決めるかどうかというの、それは日本の歴史を見ますと、先ほど審議室長が申しましたように、最終的には天皇がお決めになったという歴史はあります。ありますが、しかし、それはいまの憲法の制度のもとでは天皇がお決めになるというわけにはまいりませんので、それで法案をお出

して国会でお決め願うと、最終的な決定権を国会にゆだねて、そしてその御委任を受けてその都度政令で決めるという手続をこの際はつきり認めておらうというのが現在の国民の要望にも合いかつ現在の憲法の精神にも適合する、という気持ちで法案を起草したわけでございます。決して天皇が決める、元号とは言わない、ということ、うな気持ちには毛頭ございません。

○山中郁子君 だれも天皇が決める、元号と言えないじゃないかなんて言っていないんだから、よけいなことは答えていただかなくていいんだけれども、要するに、そうすると天皇が決める、憲法上問題があると、憲法違反だと、こういうことですね。

○政府委員(眞田秀夫君) いまの憲法のもとにおける天皇の國家機関としての天皇の御行為につきましては、これはもう御承知のとおり憲法に列挙してある、天皇は憲法に定める国事に關する行為のみを行ふと、そういうふう書いてございませうから、元号を決める権能を天皇に与えるというふうな法律をつくることは、これはいまの憲法のもとではもうとても考えられない事項でございませう。

○山中郁子君 だから、天皇が決める、ということ、は憲法違反なんです。

○政府委員(眞田秀夫君) 天皇に元号の決定権を与えるような法律をつくることは憲法違反でございませう。

○山中郁子君 すでに衆議院の質疑の中で、統治権の総攬者であった天皇が決めた主権天皇制と不可分の政治制度であると、明治以降の元号制度はですね。そしてまた、先ほど法制局長官が言われました年を表示するいわゆる紀年法であった、ということだ、という二つの側面の展開をされておりました。それで、結局明治以前も明治以降も元号は天皇と結びつくことによって引き継がれて現在に至っている、これははつきりしているんですよ。ね、一世一元ないしは一世多元であつても何であつても盛んに代始改元がこうだというように強

調されているけれども、そういうことで、私はそういう天皇と結びつく元号を天皇が決めることはいまの憲法のもとで憲法違反だと、苦肉の策で結局内閣が決める、そして法制化すると、こういうところにこの問題の一つの基本的な焦点がある。つまり憲法にそぐわないものである元号を、一世一元の元号を、それを手続的に憲法違反にならないように法律をつくって、そして内閣が具体的に政令で決める、こういう方向をとってきていくというのがこの元号法案の提案の本質であると思ひます。

これら多くの問題について、戦後の経過を見ていろいろと論証される面がある、ということ、私は皇室典範の制定の問題に關して政府の見解をただしたいと思ひますけれども、旧皇室典範では元号が規定されていたけれども現典範ではあえて規定しなかつた、この点についてすでにいままでの審議の中で、政府は純然たる國務事項であるから典範に規定するのは適當でない、こういうふうな判断した、こういう御説明があるんです。この点はいま一度確認をしたいと思いますけれども、新皇室典範、現皇室典範に元号制度を規定しなかつたのはなぜですか。いま御紹介した、すでにそういう純然たる國務事項であるから規定しなかつた、そういう御趣旨の答弁がすでにありましたけれども、それはそういうことですか。

○政府委員(眞田秀夫君) 現在御提案をして御審議をいただいている元号法案は、とにかく元号制度を将来にわたって残したい、続けたたいという国民の大多数の方々の御要望に沿つてつくつたわけでございます。それで苦肉の策としてこういう手続を決めたんじゃないかというふうな御発言がございましたが、決してそういうものじゃない、と、とにかく元号制度は残す、そしていまの憲法のもとにおいては、これはもちろん天皇に元号の決定権を与えるというふうなわけにはまいりませんので、むしろいまの憲法のもとでは國權の最高機關である国会でルールの基本をお決めいただいて、そしてその具体的な元号の名称は事の性質

上「一々国会でお決め願うというわけにもまいりませんので、それで御委任のもとで政令で決めるというルールを考えたわけでございます、どうも何か先生の御発想を伺っていますと、元号というのは天皇が決めた元号制度でないとかいうような感傷を受けるわけでございます、何か元号法案をつくるべきと昔の主権者であられたころの天皇制、いわゆる主権者天皇制といいますが、それに逆行するとか、そこへ戻る一里塚であるとかいうような反対論者の御意見でございますが、私たちはそういう気持ちには毛頭ないわけでございます、私たちがとにかく元号制度を残すということが主眼で、それをいまの憲法のもとでこの元号制度を将来にわたって残すためには、いまの民主的な手続による、つまり国会でルールの基本を決めていただく、あとの具体的な元号の名称、これは政令で決めるという御委任をいただきました、それが今度の元号法案の本旨でございます、決して天皇制と結びつけて、そんなにこだわってお考えになる必要はないんじゃないかというふうに私たちは素直に考えるわけでございます。

○山中郁子君 私質問しているのは、旧皇室典範から新皇室典範に変わったときに、昔は元号制度というのは、元号というのは皇室典範に規定されていたんです。それが新しく皇室典範ができたときに入らなかったでしよう、入らなかったわけでしょう、なぜ入らなかったのかと、こういうことを伺っているのです。余りむだに時間を使わせないでください。

○政府委員(真田秀夫君) 現在の憲法ができましたときに、いろいろ憲法付属法典について検討を行う審議会ができました、そこで当然皇室典範もその審議の対象になったわけなんです、いまの新しく制定される憲法のもとにおいて、天皇はいわゆる憲法に定めてある国事行為のみを行って、国政にわたってはいけないということが書いてあるわけでございます、それで旧皇室典範の第十二条のいわゆる「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從

フ」というようなあの規定は、これは純粋にその皇室関係ではないんであつて、これは国民の日常生活にかかわる国政事項ではないかと、したがって、新しい憲法のもとにおける皇室典範の内容としてふさわしくないんであつて、その元号制度を定めるならば、それは皇室典範ではなくて別に元号法というのをつくるべきであるという御意見がありまして、新皇室典範の中からはそれを削除いたしまして、そして別途元号法案というのを立案したわけでございます。ただ、それが当時占領中という特殊事情がありまして日の目を見ないで、制定に至らないで今日までに至ったと、こういう経過がございます。

○山中郁子君 一つは、これは衆議院で宮内庁の山本さんが答弁なすつていらつしやるんですけども、新皇室典範に元号を入れたのは、これが純然たる国務事項であるから適当でないと判断したと、こういう御答弁をされてるんです。純然たる国務事項と、純然たるものでない国務事項と、この二つはどうか定義ですか。

○政府委員(山本悟君) 衆議院の審議におきまして御答弁申し上げたのはそのとおりでございます、現在の皇室典範には何を規定すべきかというところは、先ほど法制局長官が御答へになりましたように、臨時法制調査会におきまして御審議になり、その際新しい皇室典範には憲法で書いてございます皇位継承あるいは摂政というような事項を中心にしたしまして、それに関連いたします部分におきます皇族のこと、あるいは天皇あるいは皇族たる身分に伴います特別な事項あるいはその審議会と、こういったようなことについて規定をします、こういう方針をお決めになったわけでありまして、したがって、その間におきましては、新しい皇室典範にはいわゆる国務に関する事項というものは規定されないと、こういうことにその審議会でも決まってそれが法制化されたわけでありまして。

その際その元号の問題をいたしましては、これは旧憲法下におきましても内閣が決めるという手続によつてやるシステムでございまして、新しく皇室典範に入れるような、ただいま申し上げましたような意味での天皇あるいは皇族の身分に関する事項というものは外れる。したがって、これは今度の皇室典範には入れるべきではないと、こういうようなことになってきたと、ただいまの臨時法制調査会の議事録その他によつて承知をいたしているところでございます、そのことを衆議院におきましても御答弁申し上げた次第でございます。

○山中郁子君 そうすると、純然たる国務ということとは天皇と一切関係のない、天皇に生ずる事実と一切関係のない国務だと、こういうことですか、ここでおっしゃっているのは。

○政府委員(山本悟君) いわゆる天皇が関与してお決めになっていふようなものという意味では、皇室典範に決められるような事項じゃない。皇室典範には天皇なる皇族なるの身分関係を中心にして決める、こういう御方針でございますから、そういうものは新しい意味での皇室典範の中には規定すべき事項にはなつてこない、こういうような意味が述べられてると思います。

○山中郁子君 法制局長官にちょっと簡潔に答えていたんですが、山本さんが純然たる国務と純然たるものでない国務と、こういうふうにおっしゃっているんです。さういふのはどういふ定義になるんですか、簡単に答えてください。そういうふうに分けられないなら分けられないとおっしゃってください。

○政府委員(真田秀夫君) 元号を決めるということとはなるほど旧皇室典範の十二条にございまして、元号をどういふ元号を決めるかということとは、これは旧憲法下においてはなるほどそれは天皇制と非常に密接な関係がありまして、旧皇室典範といふのは、皇室家の家法といふものと、それから国民の権利義務に関連のあるものと何か渾然として入つておつたんだらうと思ふんです。で、その元号制度を決めるということは、それはいま申しましたように、その旧憲法下における天

皇制と非常に密接な関係があると同時に、国民の日常生活、国民の社会生活、それに関連があるという、まあそういう両方の性格があつたんだらうと思ふんですが、そこでいまの臨時法制調査会で皇室典範をどうするかということが問題になったときに、これはやはり国民生活に密着するべき性格にはなまじないという判断が働きました、それで旧皇室典範の十二条は新皇室典範には入れないということで、先ほど申しましたように、別の法律にすべきだということでも当時元号法案というのを立案して、そういう経過がありました、いまの皇室典範には入れなかったわけでございます。

○山中郁子君 本間に時間をむだに使われて、私は最初に申し上げたことを法制局長官はどういうふうにとめていらつしやるのかというのを疑いますけれども、臨時法制調査会は、元号法案の制定、元号法案の提案を答申していません。なぜしなかつたんですか。

○政府委員(真田秀夫君) それは私が関与しておつたわけじゃないんでよくわからないんですが、結局、臨時法制調査会は、憲法付属の重要法案について新しい憲法に即する制度を研究し答申しろというのがその設置目的であつたわけなんです、いわゆる元号制度は、いまの憲法から見れば、それは旧憲法のもとにおける元号制度とは違つて、それは憲法付属の重要法案だとは理解しなかつたんでなかろうかというふうに推測するわけでございます。

○山中郁子君 そうすると、臨時法制調査会が、先ほど法制局長官は、臨時法制調査会で検討して、結局、皇室典範には入れるのは適当ではないから新しい法律をつくらなければならない、こういう考え方にたつた、事実それも準備したけれども、GHQにつぶされた、こうおっしゃいましたね。だけれど臨時法制調査会は提案してないでしよう。元号法案をつくれという答申はしてないでしよう。さっきのお話と違ひますね。さっきあなたは、新しい

皇室典範には入れるのは、その皇室のあれじやないから、不適当だから別な法律をつくればいいと、こういう考え方で臨時法制調査会で検討したんだと、だけど臨時法制調査会はその答申出してないのよ。なぜ出してないんですか。私が言いたいのは、臨時法制調査会ではそういうことじやなくて、この元号法案をつくるということが国民主権の憲法の理念に反するからつけれない、こういうことで新典範にも入らなかったし、新しい法律をつくるということにもならなかったと、これが真相だということ。私はもう時間がむだですから申し上げますけれども、あなたの答申していただくことは、臨時法制調査会が答申していただければいい。答申してないでしよう。どういふことだったんですか。

○政府委員(真田秀夫君) 的確に申し上げますと、私自身関与したわけじやございせんので、いろいろな資料を通して推測するわけなんです。結局先ほど申しましたように、臨時法制調査会には憲法付属の法典のあるべき姿はどうであるかという検討をしたわけなんです。その対象から元号制度は皇室典範に盛るべきではないというか、ふさわしくないというところで外したわけなんです。元号法案をつくれというようなことは、なるほど言っておきません。言っておきませんが、それは一般の法律と同じように、これは政府で考えて、必要があればつくればいいではないかと、いわゆる臨時法制調査会の守備範囲といえますか。職務の内容にはふさわしくないというところで外しただけでありまして、そのときに元号法案をつくれという答申をしてなかったと、してなかったから、それは元号制度が憲法違反だから、元号なんていうのはやめろというような、そういう意味の答申から外したというふうには私は理解しております。

○山中郁子君 あかね、臨時法制調査会への諮問は、「憲法の改正に伴ひ、制定又は改正を必要とする主要な法律について、その法案の要綱を示されたい。」と、これを「諮問する。」と、こういうことになっていゝるんですよ。じゃ、主要な法案じやないかと、元号というものは大した問題じやないからやらなかったと、こういうことですか。

○政府委員(真田秀夫君) おっしゃるとおりに、新憲法の施行に伴つて、必要ないわゆる重要な法案とは見なかつたことだろつと思ひます。

○山中郁子君 当時のその臨時法制調査会の委員でいらした宮澤教授が「亡くなった宮澤教授ですけれども、一つだけ御紹介いたしますと、こういうことを言つていらつしやるんです。「終戦後、元号をどう取り扱うかは、問題であつた。新しい皇室典範を作るとき、もとの皇室典範の元号に関する規定は、全部のぞいた。これは、必ずしも、元号制度がすでに消滅したと解したからではない、元号についての規定を、それまでどおり、皇室典範に設けることは適當でないと考えたからであつた。」ということをおっしゃつていて、そして「天皇が統治権を総攬する制度——天皇統治制——を前提とする」と、そういう前提として「天皇統治制がまつた否定され、元号の改定にすら天皇が少しも干渉できない」とされている日本国憲法の下で、一世一元の原則が効力を有すると解するのは、どう考えてもむづかしいとおもう。」と、こういう主張を述べていらつしやるんですね。一世一元の問題ですよ。つまり民主主義の憲法のもとで一世一元の元号制度を法律としてつくることはむづかしいと、当時の臨時法制調査会の委員であつた宮澤先生がこういうことを述べていらつしやるし、そういういろんな、ほかにたくさん例ありますよ。だけど時間が限られていますからたくさん出しませんけれども、当時の法制局の参事官でいらした佐藤功さん、上智大教授の佐藤功先生も同様の見解を述べていらつしやるんです。

ですから、私が申し上げるのは、臨時法制調査会の議論の中で、元号法案というものは皇室典範からは除くということになると、しかし、新しく法案をつくるということはできないと、国民主権の憲法のもとではそれはむづかしいんだと、こういう判断で元号法案は答申もしなかつたし、実際

に結果的にできてないわけでしょう。そういう憲法解釈だったんです。それが三十年たつて、結局はそれで現憲法できると、こう変わつてきたでしょう。で、あなたがそうでないとおっしゃるならば、臨時法制調査会の速記録が法制局におありになるそうですか、それを出していただきたい。私もこれをもう一回も要求しています。それをあなた、どうしてもお出しにならない。だったら、わからないじやないですか。そのときの委員の皆さんがこういうふうにおっしゃつてゐる。当然のこととして、そして答申もされてない。それだつたら結局、現憲法に、憲法の理念に反し、憲法上それはむづかしい、できないと、だから元号法案の答申もなかつたし、元号法案もつくらなかつた、こういう結果であつたということをお否定する何にも根拠ないんですよ。臨時法制調査会でもどういふ審議がされたかということをおあなたが論証されなければ。推測だけではそういうことは、客観的には論証になりません。臨時法制調査会の皇室典範の問題に關しての速記録を資料として出してくだい。

○政府委員(真田秀夫君) 臨時法制調査会の速記録、これは、皇室典範は御承知のとおり、調査会の第一分會といふところで審議したわけなんです。これは議事録でございます。ございしますが、これは衆議院の内閣委員会でも御要求があつたんです。速記録そのものは、これは各人別の名前が入つておられますので、お出ししていかどうか、非常にちゆうちょするわけなんです。かつ、私の方で今回議事録を全部調べさせました。調べさせましたが、その中で、元号制度は新しい皇室典範に盛るのは望ましくないんだという御意見は出ています。出ていますが、いま委員がおっしゃつたように、元号制度は憲法違反であるから盛るべきでないんだというような、そういう感覚の御意見は見当たらない。全部調べましたが、結局、先ほど申しましたように、新しい皇室典範というのは、これは皇室の皇位継承とか、そういう皇室関係のことだけを書くべきであつて、元号制度を、つまり

り旧皇室典範の第十二条に相当するような条文は盛ることは適當でないという御意見は出ております。

○山中郁子君 法制局長官が御自分でそういうふうにおっしゃつても、何にも客観的な論証にならないでしょう。あなたはそういうふうな都合のいいことだけおっしゃつてゐるのかもしれないじやないですか。なぜ出して見せないんですか。地方開発審議会だつて、たとえば社会保障制度審議会、そういうところだつて速記録ちゃんと、要求すれば出してくれますよ。出してくだい。委員長、資料提出をお計らいいただきたいと思ひます。

○政府委員(真田秀夫君) 臨時法制調査会の審議の経過、内容は、私がたゞいま申し上げたとおりでございます。しかもその速記録は、これはもう国会図書館にあるわけなんです。かつ、いつでも議員さんは御利用ができるわけでございます。私の方から調査会の総会の議事録をここで出せとおっしゃいまして、非常にちゆうちょを感じる。内容については、先ほど申し上げましたように、ただ、元号制度を新しい皇室典範に盛ることはふさわしくないという御意見は出ております。

また、宮澤先生からそういう意見書が提出されたというようないふこともあつたようでございます。が、とにかく憲法違反であるとか、そういう御議論は、総会の速記録を精査いたしました。見当たらないといふことでございます。その辺はもう御了承願ひたいと思ひます。

○山中郁子君 あなた、ごまかしちゃだめよ。私たち何回もあなたに要求しているし、衆議院だって要求してゐたことは、総会の議事録だなんて言つてないんですよ。総会も含めて、部会、小委員会、とにかく皇室典範の法令の問題に關して、審議の自身を——七十数回の會議をやつてゐるんです。小委員会、部会通じまして、それを出してくれと申し上げてゐるんです。それは国会図書館にあるんですか。あるなら、あなたの方だつて出せるでしょう。すぐ出せるでしょう、資料として。

○政府委員(真田秀夫君) 臨時法制調査会の総会

の議事録はあります。ありますが、ただ、先ほど申しましたように、皇室典範の問題はその調査会の第一委員会というところで審議したわけなんです。この部会の議事録というものは実はないんです。これは残っていないんです。で、総会の議事録は、これはあります。で、中身を見ましても、いまの元号制度は、これは新しい皇室典範には盛るにふさわしくないという御意見があるだけであって、憲法問題との関係は論ぜられた形跡はございません。

○山中郁子君 あなたね、さっき個人の名前がついているから出せないとおっしゃったでしょう。それは何のことなんです、それじゃ。

○政府委員(真田秀夫君) その総会の議事録はあります。ありますが、それは各委員の個人の名前がついて、そしてその御意見の中身が書いてあるわけなんです。まだ生きていらっしゃる方ももちろんたくさんいらっしゃるわけでございますから、……

○山中郁子君 国会図書館にあるわけでしょう、でもそれは。

○政府委員(真田秀夫君) 図書館にございますから、もし御必要であれば国立国会図書館で調べれば十分御承知できるわけでございます。

○山中郁子君 衆議院の段階でも、あなたはこの部会も、小委員会もあるということをやっていると

言っている。あるけれども、名前がついているから出せないんだと、さっきもそのことをおっしゃったんですよ。それじゃ、名前がついているんだから出せないとおっしゃったでしょう、いまもおっしゃったでしょう、私の質問に対して。それは何なのかと聞けば、それは総会の議事録だと。それは国会図書館にあるから自由に見てくれと。じゃ、何で名前が出て出せないんですか、もうちゃんと出ているんじゃないですか、どういふことなんです。

○政府委員(味村治君) かなり事務的なことでございまして、私から申し上げますが、臨時法制調査会の議事録はございます。これは総会の議

事速記録でございます。これは私どもの手元にございます。そして衆議院で提出せよという御要求が衆議院議員からあったわけでございますが、先ほど長官の答えましたとおり、各現存する委員も含めましていろいろな委員の個別の意見が載っておりますので、そのような差しさわりのない部分を御提出していただきたい。しかも関係のある部分と申しますと、結局、部会長の、これは第一部会で審議したわけでございますが、第一部会長の報告があるわけでございます。その第一部会長の報告の中に、皇室典範に規定すべき事項は原則として皇位継承と摂政等に関して必要な事項だというふうにするんだということ述べているわけでございます。そのほかには特段に元号に

関係する部分はないわけでございますので、その部分を御提出申し上げまして、御了解を衆議院の内閣委員会にいただいたというところでござい

ます。そういういきさつになっておりますので、御了承をいただきたいと存じます。

○山中郁子君 だから、ごまかしていらしてね、私はだからもう一度——これ以上時間かけませんから、その速記録を、部会も小委員会も、七十数回にわたって皇室典範の問題についてやっているんですから、それを提出してください、資料として、で、そのことについて委員長お計らいください。

○政府委員(真田秀夫君) 先ほど申し上げましたように、総会の議事録はあります。あるんですが、その部会とか小委員会の議事録は実は整理したものはございません。ございませんから、せっかくなの御要求がありましてこれは不可能な話でございます。御提出するわけにはこれはもうできないわけでありまして、ただ……

○山中郁子君 だから、あるものでいいから出してください。

○政府委員(真田秀夫君) ちょっと申し上げますと、当時閣下された佐藤達夫さん——前の法制局長官ですね。

○山中郁子君 知っていますよ。

○政府委員(真田秀夫君) その佐藤達夫さんのいろんなメモがあるんですよ。そのメモまだ未整理中なんです。で、佐藤さんが私の役所から人事院へ移られて、人事院へ渡したんです。それを人事院で保管して、国会図書館の方へそのメモの、非常に部厚なものなんです。お渡ししまして、国会図書館で整理中なんです。それを整理すれば、あるいはその辺の御質問の要点が出てくるかどうかかわかりませんが、それは私の方に御要求になりまして、手元がないんですから、これはもう御提出は不可能な話でございます。

○山中郁子君 あなたのところにある速記録を出してくれと、こう言っているのです。こういう要求をしているのです。委員長、それをお計らいください。そしてその点についてあと私は留保いたします。この問題について。

○委員長(松田徳太郎君) 山中君要求の資料につきましては、その取り扱いについて理事会で協議いたします。

○山中郁子君 その資料の提出を待つてさらに質問をいたしますので、この点について留保いたします。

結局、憲法上できなかったという判断が、いまだに憲法上できるんだと、むしろそれがいいんだと、こういうふうに変化してきているというところが、この元号の問題だけに限らず、憲法の解釈改憲、実質改憲につながる重要な問題だといふことを私は指摘をしているのですけれども、要するに天皇と結びつく、その大きなかつての天皇、総攬者であった天皇が果たした役割に結びつく、近づく、復活させる、そういうあらゆるいろいろな面での問題点がこの中にはたくさん含まれているというのを私は申し上げているんです。政府は、これは天皇とは直接結びつかないんだと、こうおっしゃっている。だからこれは憲法に反しないし、憲法の理念にも反しないし、象徴天皇制のもとでそれはもちろん十分だし、必要なことなんだと、こういうふうにおっしゃっている

わけですけれども、そうではなくて、これはまさに天皇と結びつくではないかということが重要な問題として一つの柱をなしておるわけです。

私は追号の問題について伺いますが、これは先日、野田委員の方からたしか御質問があつて、たとえば今後いまの天皇が亡くなられて、そうして昭和天皇という追号を皇室が、天皇家がつける、天皇家がつけるというところであらうとなかろうと、要するにいまの天皇が亡くなられたあとの追号が昭和天皇になるといふことはあり得ると、こ

ういふふうにお答えがあつたと理解いたしました。それをもう一度確認をさせていただきます。総務長官にお尋ねをいたしました。

○国務大臣(三原朝雄君) これは宮内庁からやっていただきます。

○政府委員(山本博君) 追号についての御質問でございますが、御案内のとおり、追号につきましては、旧憲法下におきまして、これは新天皇が決められるということになっているわけでございます。そしてそのことの規定をされておりました皇室令は現在なくなっているわけでございます。したがって、追号につきましては法的な定めというのは現在は何にもないと、こういう状況になっていること御案内のとおりでございます。そういう前提に立ちまして、これから万一の場合の追号はどうなるかということ、やはりこの追号というのは、そういう意味では天皇家の問題といたしまして、恐らく過去の慣例等に従いまして決められていくと、こういうことにならうかと思ひます。しかし同時に、元号と追号とは、いままでの法制化におきましても、いまだと申します。旧憲法下におきまします法制下におきましても、その間に運動するといふ決断はなかつたわけでございます。そういう運動するといふ決断のなかつたことがやはり一つの慣例、従来の制度であつたわけでございますので、そういうこと、十分考慮しながら、新しい天皇が決められるといふようなことにならうかと思ひます。したがって、現在の時点におきまして、元号がそのま

ま追号として使われるかどうかということも含めまして、何も決まりがない段階でございしますので、いまの段階におきまして、私どもの方からどうなるであろうという推測を申し上げることは非常にむずかしいと、こういうことを衆議院の段階におきましてまたたびお答えをしまいたってきたくところございまして、この点は現在におきましても変わりがないというように存じております。

○山中郁子君 やっぱり総務長官にお答えいたしたいんですけれども、野田先生の御質問に対して総務長官は、結局いまの天皇が亡くなられて昭和天皇となることもあり得ると。手続問題は別です。事実の問題としてそういうことはあり得るんだと、こういう趣旨のことを答弁されたとは私は理解いたしました。そうですかと伺った。そういうことですね。確認をしたい。

○国務大臣(三原朝雄君) 大事なことでございしますので……

野田先生にお答えをいたしましたのは、ただいま山本宮内庁次長が申し上げましたように、この過去の旧憲法下におきましても、制度的に明確な決め手になるような法制はございしませんでした。

したがって、今後の取り扱いについてはなお一層そういう点が明確に法制化されておるものは何もございせん。したがって、いま将来の問題を予測することは困難でございしますけれども、また野田先生から、いや将来そういうことが、新天皇が亡くなられた天皇に対して贈り名をする場合には、あるいは昭和というような贈り名を選ばれるような場合があるかもしれないかというふうなお尋ねがあったと思うのでございします。それに対しては予測することは、私は至難なこと

でございしますけれども、そういうことはあり得るかもしれないというふうなことをお答えを申し上げたように記憶をいたしております。

○山中郁子君 あり得るといふことで、私は常識的に考えてそれは大いにあり得るわけだと思ふんです。

それで、山本さんが、これは衆議院の八百板委

員の質問に対して答えていらっしやるんですけれども、この追号の問題で現在まで、「ある程度の時間があったところから新天皇が追号を差し上げる、こういうような慣例で来ているわけでございます。現在、法令はないわけでございますが、そういう慣例を尊重しながら対処するというようなことになるのではないかと存じております。」と、こういうふうにおっしゃっているんですね。

引き続いて、「贈り名でございしますいわゆる追号と元号の関係」というのはということ、明治、大正とこの元号が贈り名になっているという事実がある、こういう答弁をしていらっしやる。ですから、あなたがこういう慣例を尊重しながら対処するということ、明治、大正と元号がそのままだ追号になっているということも含めて、こういう慣習を尊重しながら対処すると、こういう意味ですか。

○政府委員(山本悟君) 衆議院におきましてそう御答弁申し上げたのはただいま御指摘のとおりでございしますが、もちろん過去における数多くの追号と申しますのはいろいろなやり方があったていてるわけでございます。きわめて最近の事例、制度的には連動はいたしておりませんけれども、最近の事例は、先ほどお答え申し上げましたようなことでございします。そういうふうなことも当然最近の例として頭に置かなきゃならない、これは一つでございします。

また同時に、新天皇が制度的に、法制的に制約されたものとじゃなくて、新天皇がお決めのなるとすれば、そのときにどういふお考えになるかというところもやはり現在ではわからないわけでございます。必ずそうなるというのを申し上げるわけにはもちろんまいりません。そういう意味で、やはり過去の伝統なり実例なりということとは当然頭に置かなければならいせんけれども、いまの段階でどういふことなるといふことは申し上げかねるといふことをたびたび申し上げてまいった次第でございします。

○山中郁子君 そうしますと、宮内庁のお考えで

はつきりしましたように、それはもちろん新天皇がどういふ考えを持つか、どういふふうになるかということはいまから申し上げられないとおっしゃるの、それはそのとおりでございします。ただけれども、明治、大正と続いて元号を追号に贈ったということも含めた慣例を尊重して対処するとなれば、それは方向としてはやはり元号が追号になると。この方向を指示していることになりませんか。いままで皆さん方は、元号と追号は全然別なんだと、別なんだから、だから一世一元の元号をつくっても天皇とは結びつかないんだと、こういうふうにおっしゃっていた。だけれども、実際追号の問題はどうなのかと言えは、追号はそれは全然別だ、どうなるかわからぬと、こうおっしゃるけれども、なる場合もあると。宮内庁の考え方としてはそういうことも、そういう慣習を含めて尊重していく。そうしたら、もうまるっきりそうなるということじゃないですか、事実の問題として。幾ら理屈を言おうと。そうじゃないですか。

○政府委員(山本悟君) 非常に最近の事例を強くおとりになっているの御発言でございしますが、私どもの現在のところは、やはりそういう最近の例といふのも、もう当然頭に置かなければならいせんけれども、基本的には何しろ、ただいまどういふ申し上げようがないというところに尽きるわけでございます。

逆に、最近の事例はそうでございしますけれども、そういうことは考えておりませんと申し上げれば、私は大変な越権でございします。そういうことは言えないわけでございます。やはりそういう実例、過去の例その他も十分置かなければならいせんけれども、いまのところどういふ申し上げる立場じゃないかというのをたびたび申し上げている次第でございまして、この点は御理解を賜りたいと存じます。

○山中郁子君 その慣習を尊重するとおっしゃっているんだから。で、実際問題として明治、大正とそうになっているわけでしょう。だから、いまの段階であなたがこういふというふうには言わ

ないということ、それはもうわかっています。百もわかっていて、何回も伺いましたから。だけれども、成り行きとしてそういう宮内庁が追号の問題に関して、天皇家との関係で大きな実質的な力ないしは影響力、示唆、そういうものを持っていくことははつきりしているわけでしょう。その宮内庁のお考えが、そういう慣習を尊重して対処するということになれば、当然元号が追号になるという方向が、百のうちのたった1%の可能性という、そういう問題じゃなくて、一般的にあり得るかもしれないというのじゃなくて、かなり大きな問題として予測されるではないか。それはだからやはり天皇と結びつく。いまの段階で天皇と結びつかないんだ、追号と元号は別なんだ別なんだと何回もおっしゃるけれども、結局そういう方向が進んでいけば、法案は通りまして、そして追号は元号になります、こういうことになったら、いまおっしゃっていることはみんな理屈だけであって、実際に天皇と結びついてくる結果をもたらすじゃないか。私はこのことを申し上げている。総務長官の御見解を伺います。

○国務大臣(三原朝雄君) なかなか厳しい詰め結論をお出しになって、そうではないかということとでございしますが、やはりいま山本次長が申し上げますように、原則的な路線というものは確認してまいらねばならぬと思うのでございします。それから先は私は新天皇が最終的に決めることとでございします。いま言われましたように、大幅にそういう方向に行くではないかというふうな結論を私どもが出すことは慎まねばならぬことだと思ふわけでございます。それを、そうだろうと言われましても、それでございしますというふうなことを申し上げることは私は困難だと思ふのでございします。この点は良識ある山中先生の御判断でお許しを願いたいと思ふのでございします。

○山中郁子君 良識ある私の判断によれば、先ほど申し上げましたような方向、つまりあなた方がいま関係ないんだ関係ないんだと言いつながら、極端に言えば私は、国民をごまかして全く関係ない

と言いつながら、結果的に元号法案ができて、そして天皇の代がわりとどんでん返りしたら、結局みんなそれは元号が追号になると、こうなるじゃないか、私はこのことを指摘申し上げておきます。

その次に、皇統譜令の問題について伺います。

これは衆議院でたしか山花議員が質問をされていたことと関連をいたしますが、まず最初に皇統譜令が一九四七年の五月三日、つまり新しい憲法の制定に関連して、政令第一号として「この政令に定めるものの外、皇統譜に關しては、当分の間、なお従前の例による。」、こういうことになって、その「なお従前の例」が現在まで生きている、皇統譜令について、こういうことでよろしいですね。まず初めに確認をさせていただきます。

○政府委員(眞田秀夫君) おっしゃるとおりでございます。昭和二十二年の政令第一号でいまの皇統譜令ができましたときに、草々の間でございまして、特別な規定がある以外の事項については、従前の皇統譜令の例によるというふうになっております。その後まだ改正がございませんで、いまのおっしゃいました規定はそれとおり現在でも適用されているわけでございます。

○山中郁子君 何か大分声が小さくなって聞きづらいのですけれども、つまり第二章の大統譜第十二条「天皇ノ欄ニハ左ノ事項ヲ登録スヘシ」と、こうなっているところで十四項目載っておりますが、これは「なお従前の例による。」ということと現在生きているということですね。いわば、天皇の身分に関する事項ということになりますから、「天皇及び皇族の身分に関する事項は、これを皇統譜に登録する。」というのが典範第二十六条です。これに基づく、つまり天皇の身分に関すること、私どもの庶民のあれで言えば戸籍ですね、それはこの第十二条「天皇ノ欄ニハ左ノ事項ヲ登録スヘシ」と、これが生きているということになりますか、なりますね。

○政府委員(山本悟君) 形式的には従来の皇統譜令が引っ張られているわけでございますからそう

も言えるわけでございますが、実質的にはやはり従前の例により得る部分というのは、現在の日本国憲法のもとによって合法なる部分についてののみそのことが言えるわけでございます。そういう意味ではその十数項目の中で現在の日本国憲法のもとにおいて、たとえば何を勘定したときというふうなことであるとすればそういう制度がなくなつていけばそういうことは書き得ない。これはもう当然のことでございます。そういうふうな意味でのいろいろな取捨選択というのが行われなければならぬものと私も思っています。

○山中郁子君 それでは生きていないんですか。

○政府委員(山本悟君) 十四項目のうちどれという検討というのは実を申し上げますと、現在までの事例が起つていないわけでございます。で、具体的に法制的に詰めていたしてございまして、しかしながら、基本的には先ほど申し上げましたように、日本国憲法のもとにおいてこれが適当であるもののみを登録すべきであると。そういうことになるのは法制上の考え方からいまして、当然であるかと存じます。ある旧令の、基本的には失効したものについて特定の部分について従前の例によるという法律制度がとられまして、た場合には、その場合にはその旧令のうちで規定されているものが全部ということではございませんで、そのうちで現在においても合法的なものと合憲的なものというものがとられることは、これはもう法制上の常識といえます。通例でございまして、そういう意味から申せば、そのうちのどの部分を新事態が起りました際にすべきかというところにつきましては、慎重なる検討を要する事項と思っております。

○山中郁子君 具体的に伺いますけれども、いま元号の問題の審議ですから、その問題に限って言います。

第十二条「天皇ノ欄ニハ左ノ事項ヲ登録スヘシ」となつていて、第七項に「元号及改元ノ年月日」と、こういうことが入っておりますけれども、こ

れは死んでいるわけですね、そうしたら、慎重に審議するまでもなく。

○政府委員(眞田秀夫君) もう山中先生よく御存じのとおり、皇統譜令は皇室典範の二十六条に基づくものでございまして、第二十六条では「天皇及び皇族の身分に関する事項は、これを皇統譜に登録する。」という規定があつて、それを受けていまの皇統譜令ができています。それから、この皇室典範の二十六条からはみ出る部分は、これはなるほど現在の皇統譜令の第一条では、先ほど申しましたように草々の間につくりましたもので、それから「なお従前の例による。」というふうに一括して書いてございすけれども、その大もとになる皇室典範の二十六条に言っている、つまり「天皇及び皇族の身分に関する事項」からはみ出る部分は、これはもう当然効力がないというふう

に御理解になつて結構だと思つています。

○山中郁子君 具体的にだから私は伺っているんで、七号の「元号及改元ノ年月日」というのは効力がないから政令はこれは改めると、こういうことですか、改めなければならぬと。

○政府委員(眞田秀夫君) それは「当分の間、なお従前の例による。」と言つてはいるわけでございますから、なるべく早く現在の皇室典範に適合するように改めるべきであるということはお説のとおりでございます。

○山中郁子君 一般的な問題でなくて、これはもしこのままこれが問題にならなければ、宮内庁はもし皇位継承があれば、この大統譜に基づいて登録するわけでしょう。そうすると、七の「元号及改元ノ年月日」が天皇の身分にかかわるもの、つまり戸籍として登録されることになるんですよ、だまつていられれば、国会でこういうようにこの問題が提起されなければならぬんですよ。いまだつて、もし皇位継承があれば、あなた方慎重に検討するなんて言つて、慎重に検討しているうちに皇位継承があつたと思つすね、そうしたら、これに基づいて登録するんですよ。

○政府委員(山本悟君) いまの議論している段階

において万一のことがあればということでありまして、その際にもやはり十分に政府といたしましても慎重に検討をいたしまして、日本国憲法のもとにおいて適当という判断のものが登録されるようになると思つています。

○山中郁子君 第七号の「元号及改元ノ年月日」は、それでは登録しないと、そういうことですね。これは確認できるんですね。私はいま元号法案の審議ですからこの項目だけに限つて言います。ほかのことについて慎重に討議される分には一向に構わないけれども、いま元号法案の審議ですから、これは重大な問題なんですよ。天皇と関係ない、関係ないと言つていて、天皇の戸籍に、その大統譜に改元年月日と元号を入れる。関係がないどころか、基本的な関係がここに出てくるというところなんです。

○政府委員(山本悟君) 先ほど申し上げましたように、どれだけのことを規定すべきかということにつきましては検討を重ねているところでございまして、私どもといたしましてはまだ結論を出していない段階でございます。ただ、基本的な考え方は、先ほど来申し上げますように、憲法で許されないことをできるはずのものではないと、憲法で許されるか許されないかという見方というものは、要するに、身分に関する事項としてどれだけのものを規定すべきかということ、政府部内におきましても慎重に検討いたしました決定をされるものと存じております。

○山中郁子君 七号の「元号及改元ノ年月日」を天皇の身分として戸籍に登録することが慎重に検討してみなければ、憲法上問題があるかないかわからないと、こういうことがいまの政府の見解ですか。

○政府委員(眞田秀夫君) 先ほど申しましたように、皇統譜に登録すべき事項は皇室典範の第二十六条、つまり「天皇及び皇族の身分に関する事項」に限るわけでございますから、恐らく宮内庁の方で御検討をおやりになるだろうと思つすけれども、元号とか改元の年月日というのは、これは私

の現在の考えでは皇統譜に載つるべき事項にはなじまないんじゃないかというふうに考えております。

○山中郁子君 なじむ、なじまないの問題じゃないんです。天皇の戸籍に元号と改元の年月日を入れるというところが憲法上できないと、この元号法案のあなた方が何回も何回もいやと言うほど繰り返してきた直接天皇にかかわらないんだということならば、できないことは明らかでしょう。総務長官どうなんですか、もしできることがあるかもしれないから慎重に検討するんだと言ったら、いままでのあなたたちの言ってきたことはみんなうそだということになるんですよ。

○國務大臣(三原朝雄君) 先ほどからいろいろ先生の独断的な見解等も承つてまいっておるわけですが、いま法制局長官なり山本次長が申し上げましたように、原則的にはもう憲法違反になるような、抵触するようなことはしてならないというところは明確でございます。そういう点においていま私がその項につきましては入れませんと加入れるとかいうようなことを申し上げることは越権的な行為だと思ひますが、そういう方針に沿つてたまたま検討をいたしておるところでございます。それは早急にやらねばならぬ時間的な制約もあることも承知をいたしておるわけでございますから、あくまでも憲法違反にならないような処置に出たい。いま法制局長官は入れることはなじまないという表現で答へられたのも、そうしたいま法制局長官として結論を出すことが困難である、至難であるという、現実の検討を申し上げておる段階でございますのでそういう回答を申し上げたと思ひますが、いま山中委員の御指摘のような憲法違反にならぬような処置をするという基本的な方針のつとめて検討を早急に加えていくというところで進めておるわけでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○山中郁子君 私は、あなた方が、一世一元の元号の法律は天皇と直接かかわらないんだから、だからできるんだと、そういうふうな何回もおつ

しゃつてゐる。そうでしょう。そうだったうなずいていらつしやるからね。だとしたら、これはまさに天皇の身分に関するもの、大統譜というのはそこに元号、改元の年月日を戸籍として登録するとなれば、これはまさに天皇に直接かかわるわけでしょう。天皇の身分そのものにかかわる必要事項になるわけですかね。そういうことがあなた方がいままでおつしやつていたことと違うではありませんか。私が申し上げたのがこの独断ですか。三原さんは紳士でいらして余りそういうことをおつしやらないんだけれど、独断というのは何ですか。それがどこが独断なんですか。はつきりさしてください。

○政府委員(真田秀夫君) ただいま御審議願つてゐる元号法案が天皇制と全然かわりがないとは言つてないんですよ。現在の憲法の第一条で、天皇は国の象徴であり、国民統合の象徴であるという厳然たる規定があるわけですから、それでその改元は天皇の皇位継承の機会にやるんだという意味では象徴天皇制とは関係があります。ただ、天皇制と全然関係がない、関係がないと言われまふけれども……

○山中郁子君 私、天皇制と関係ないなんて言つてないですよ。天皇と直接と言つたんです。○政府委員(真田秀夫君) 現在の憲法第一条に言う象徴天皇制とは関係があります。これはいまの法案の第二項に書いてあるとおりでございます。○山中郁子君 総務長官にお尋ねします。○國務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、私どもが天皇との関係において今日まで申し上げておきますのは、主権在民の憲法の問題、それから一条に示しますその主権を持つ國民の総意によつて象徴天皇というその地位を明確にしてあるわけでございます。私どもが申し上げておるのは、天皇が統治の大権を持つておられた点につきましては一切触れませんということを明確に申し上げておるわけでございますが、しかし、國民がお決めた象徴天皇という点におきましては、その

皇位継承のあつたときに、それから一世一元のそのした元号の期間をひとつこの法案に盛り込むというところでございます。そういうことでございませうので、いま御指摘されるように、天皇と全く関係ございませんとしようなことを申し上げておるわけではございませぬ。その点は御理解願うことができないと思ひます。そういう点で、この問題につきましてもそういう立場で御判断を賜りたいと思ひます。

○山中郁子君 私は、天皇制の問題とか象徴天皇制なんて言つてないんですよ。天皇に直接かかわるというのを申し上げてゐる。象徴天皇制との関係はまた後ほどいたします。そういうことでからお話ししてゐるんですけれども、よく聞いてからお答えになってください。

いまの問題でございませぬ、私は、前回の衆議院での山花委員の質問だつたと思ひますが、そこでも真田さんはいしは山本さんなども検討する、見直すというようなことをおつしやつてゐるんです。おつしやつてゐる私は議事録を読みましたけれども、だつたら、なぜそういうことをいつまでもにちゃんとするというところをおつしやらないんですか。いまの総務長官あるいは法制局長官のお話を聞いてみると、天皇に象徴はやっぱりいろいろあるんだという反論的なことをおつしやつて、そうすると、あたかもこの元号及び改元の年月日を大統譜に書き込むことだつてできるんだというふうな気持ちを持つていらつしやるのかなと私はちょっと疑うわけなんですけれども、そうではないとすれば、責任を持つてこの政令をどういうふうに変える、あるいは、現在の問題として、少なくとも元号法案に関して、七号は皇位継承があつた場合には書かないんだというところをはつきりここで約束される、そういうことをされない限りはなし崩しに、表ではそういうものは関係ないんだとおつしやりながら、実際にはこういうことで大統譜に書き込んでいく。さっきの問題と一緒にしても、追号の問題と一緒にしても、

れども、あらゆる面で天皇との一体化を推進していくことになるんじゃないか、そのところをはつきり約束せなければ、その点について十分御協議が必要ならば御協議をいたしたい、午後の冒頭に答弁をいただくことにしたいと思います。○委員長(松根徳太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時から再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時二分開会
○委員長(松根徳太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、元号法案を議題といたします。

この際、真田法制局長官から発言を求められておりますので、これを許します。真田法制局長官。○政府委員(真田秀夫君) 午前の当委員会では問題になりました資料の提出の件でございまして、臨時法制調査会の総会の記録のうち、衆議院の内閣委員会に御提出いたしましたものにつきまして、当委員会にも御提出申し上げます。

なお、そのほかにも、総会の議事録を精査いたしましたので、元号に関する部分があれば、これもまたその写しなり、要点なり、適当な方法で御提出することについてはやぶさかでございますので、お約束申し上げます。○委員長(松根徳太郎君) それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。○山中郁子君 ただいま法制局長官から資料の問題について御発言がありましたけれども、私が午前中の質疑の中で申し上げましたように、これについては私も入手しております。それは衆議院での質疑で出していただいたものでございまして、先ほど申し上げましたように、これではなくて、もつと皇室典範についてのたぐさんの速記録があつて、それをお出しにならないからそのことを要求

○國務大臣（三原朝雄君） お答えをいたしますが、午前中お答えをいたしましたように、この間

○山中郁子君　午前中にも申し上げましたように、これは単なるたくさんある法令の中で若干いろいろの不備もありますという問題じゃなくて、元号法案の全く中心問題になっていて、この点がどっちに転ぶかということによって、それじゃやっぱり元号法案というのはあり得べきものではないという判断の基準になる一つの問題です。私はそのいう意味で申し上げておきますので、元号法案審議の期間の中で内閣の見解をお示しいただけるといふことのお約束をいただきましたと思います。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えというよりも総
理府総務長官として意見を申し上げたいと思いま
すが、それは先ほど山中委員が、結論的には追号
というのはお使いにならないことになりますねと
いうような断定的な御意見がございました。追号
というようなものはお使いにならないことになり
ますねというようなあるいはそういうような意味
の御意見がございましたが、私はこの点について
は、追号をお使いになる場合がありますねという
断定的な意思表示がございましたが、この点につ
きましては、私は原則は先ほど山本次長がお答
をいたしましたように、旧憲法下においても法制

年間にわたつて主要なものだけでも宮内庁からいただいた資料によりまして六十を超える儀式が大々的に国事として挙行をされたわけです。これが天皇中心主義体制強化のために最大限に利用されたということは論を待たないところであります。こういう中で、今後この儀式の問題がすでに大嘗祭の問題などは審議の中で上がってきていますけれども、一体政府として、そして宮内庁の見解としてこういう戦前と同様なこのような儀式がまさか同様な形で行われるということはないと私も思いますけれども、皇位継承に伴う一連の儀式の問題についてお尋ねをしたいと思います。

現憲法制定と同時に、新しい皇室典範で皇室の公的儀式としては大喪の礼と即位の礼この二つが規定されている、予定されているだけですね。私はやはりこのところ、現憲法の精神のもとで、国の公的儀式として行われる範囲であつて、そのほかの問題については基本的には皇室の私的行事であるという理解をすべきだと考えておりますけれども、その点についてはいかがでしょう。

○政府委員 山本悟君 現皇室典範におきまして第二十四条即位の礼、それから二十五条の大喪の礼を行うと御指摘のとおり二つのことが規定されておるわけでございます。この二つの即位の礼と大喪の礼が国事行為としての儀式として行われるということはこの典範の規定によりまして、ほぼはっきりいたしておるわけでございますが、

そういう一つ一つのものを国としての儀式としてやるかやらないか、これはまさに御指摘のようなところがあると思います。そういうような意味から言えば御喪儀におきましてはそれは葬場殿の儀というのが普通のこの中心のことであつたと思

室典範になってからも昭憲皇太后の大喪儀だと
か、皇太子の成年式、立太子礼、それから結婚式
ですね、成婚式と言うんですか。そういうものは
やっぱり皇室喪儀令や登極令に基づいて行われ
て、そしてその神道の部分については皇室の私事

法下においていかにして処置をしていくか、整理をしていくかという立場に立っていただいま宮内庁において十分検討をいたしておりますので、いま申されましたそういうような一つの原則論に立って私もこの問題の処理が進められていき、最終的

には政府でこれを決定をせなければならぬわけでございますので、そういう原則に立つて対処してまいらねばならぬかなと考へておるところでございます。

○山中郁子君 これが皇室典範令あるいは登極令などに基いて昔の形ないしは昔の規模で、多少中身が違つても行われるようなことになるという事は、国民主権の憲法のもとでのやはり重大な逸脱になるし、大きなやはり問題になってくるという事を重ねて指摘をしておきたいと思ひます。総務長官の御見解もそのように承りました。

で、いままで私は幾つかずつと指摘もし、見解も伺つてきたんですけれども、結局現行の皇室典範に元号が入っていないのは、まさに元号が国民主権の憲法の精神にそぐわないものであつた。したがつて、それが入らなかつたんだということ私は明らかだと思ひます。それは事実上照らしても、これはここで議論はいたしません。もうおつしやること、御見解はよくわかつておりますから。

で、問題は、政府がいま盛んに天皇は象徴である。象徴天皇制をうたつた憲法のもとで、その精神に反するものではないということ、私は、これは事実上の解釈改憲、実質改憲につながるものだと思いますけれども、そういうことでこの元号法案を押し切ろうとしているというのが実態です。

そこで、どうしても憲法の象徴機能の問題について触れざるを得ないということになります。で、この点もすでにいろいろな点から議論が行われていた面もございますけれども、それで伺ひますが、旧憲法の天皇の象徴機能は、天皇が主権者であることからいって、日本の対外的代表の面でも、その国民統合の面でも、積極的、能動的な象徴機能であつた。これはそう言えるわけでしょう。で、天皇によつて初めて日本の国、かつて日本帝国です、それが成立し、天皇によつて初めて国民統合が成立をした、こういう関係になつてゐるわけなんです。しかし、現憲法の天皇の象徴機能はこれと根本的に違つてゐまして、言うならば消極的、受

動的な性格を持つてゐる機能であつて、これは憲法学界の通説でもあると思ひますけれども、つまり国民主権に基づいて象徴天皇制があるわけだから、だから国民主権が中心、第一義的にあつて、それに基づいて主権者たる国民の総意に基づいて象徴天皇制があるということ、そういう意味で受動的、消極的、そういう国政の権能もない、そういうものであるということ、これは政府の見解としては御異議のないところでしょうか。

○政府委員(眞田秀夫君) おつしやいますとおり、旧憲法のもとにおける天皇は主権を固守される総攬者であつたわけなんです。で、そういう地位が大もとになりまして、そうしてやはり象徴性もお持ちになつておつたと思ひます。御指摘のとおり主権は国民のもとにある天皇は、御指摘のとおり国民の総意に基づいて象徴性を天皇に与えておるといふのがいまの憲法の精神でございます。

○山中郁子君 ですから、主権者たる国民の総意に基づいてあるんだから、象徴天皇の機能というのは消極的、受動的なものであるというふうな学界的通説になつてゐるし、私どもの理解もそういままでできているわけなんですけれども、その点についてはそのように認識されていらつしやるわけですね。

○政府委員(眞田秀夫君) その現憲法下における天皇の地位、役割、それが消極的であるとおつしやる意味が私ちよくわからぬので、つまり憲法にはつきり書いてありますように、天皇は、この憲法の定める國事に關する行為のみを行い、國政に關する機能は行使できないという意味では消極的なんですが、しかし、その憲法が主権の存する国民の総意に基づいて日本国及び国民統合の象徴であるというふうに書いてゐるわけですから、そういう面をとらえれば必ずしもいわゆる消極的だといふふうに言ひ切つていいかどうか、なるほど具体的な権能としては國事に關する行為のみを行うといふふうに書いてございますけれども、やはり象徴性はある。国民統合の象徴で

あり、國の象徴であるといふふうに憲法が厳然と書いてゐるわけでございますから、その面をとらえれば、そう消極的な存在であるといふふうに言ひ切つていいかどうかは、これは問題のあるところであらうと思ひます。

○山中郁子君 そうしますと、別な角度から伺ひますけれども、天皇の存在自体が積極的、能動的に國の政治に機能するといふことはあり得ないわけでしょう。そういう意味で、消極的、受動的と申し上げてゐるわけですから、そういうことはあり得ないわけですね。

○政府委員(眞田秀夫君) 天皇の國事に關する行為につきましては、憲法の四條なり六條なり七條に書いてあるわけでございます。それはなるほど實質的な決定権限は、それは内閣の助言と承認によつて行われるわけでございますけれども、その行為自身が、やはり天皇の名前において衆議院の解散なり國會の召集なり法律の公布なり、そういうことが行われるわけでございますから、その面をとらえれば、何もそう消極的だ消極的だといふふうにきめつけてしまふのはいかがかというふうな気がいたします。

○山中郁子君 抽象的じゃなくて、天皇の存在が積極的、能動的に國政に機能していくと、新しい制度を生み出すとかね、そういうことはやはり象徴天皇といふものの、主権者たる国民の総意に基づいて象徴天皇、つまり國政の権限がない象徴天皇制のもとでは、それはできないことですね。ふさわしくないことですね。

○政府委員(眞田秀夫君) いまの憲法のもとにおいては、主権は国民に存することは明らかでございます。

○山中郁子君 そうすると、皇位の継承によつて元号を変えて、そして國民を拘束する、この拘束については、議論がまた出てきましようから、強制的問題のところでもやりますけれども、拘束をする、あるいは天皇の名前を冠した、これは追号のところでもう言つてまいりましたけれども、これもそうなる場合もあるということですから、天皇

の名前を冠した年月日を使わせる、これが象徴の機能をやはり大きく超へることになるんじゃないですか。

○政府委員(眞田秀夫君) 主権は國民に存し、その國民を代表するのは國會でございますので、そこでたゞいま御審議をいただいてゐるうちに、法律の形で元号の根拠を決めていただく、ルールを定めようという手続をとつてゐるわけでございます。天皇がみずから決めるというふうなことを考へてゐるわけじゃないことは、これはもう明瞭であり、先生もよく御存じのことと存じます。

○山中郁子君 そうじゃなくて、直接天皇にかかわるわけですね。皇位の継承によつて元号を改める、改元をするわけでしょう。そして天皇の名前を冠した年月日を使うと。冠さない場合もあるかもしれないというお話は前提としてありますからいいですけれども、それはわかつておりますけれども、そういうものは、單なる國民に及ぼす象徴天皇の心理的作用、これは象徴天皇制のもとです。から私もそれは否定はしませんけれども、そういうものを超へるものになるではないかと、こういうことを私は申し上げてゐるのです。それとも象徴天皇なんだから、天皇自身がやらなければ、どういふことを天皇と結びつけて、天皇と関連してやつても、それはできるんだと、こういう御意見になつていくわけですか。

○政府委員(眞田秀夫君) 物事を論じていきますと、結局、元号制度を將來にわたつて存続するかどうかは問題なんです。いろいろな統計によれば、元号制度は將來にわたつて存続したいといふのが國民の大多數の願望であるといふことが前提になつてゐる。その願望を制度として生かすためには、やっぱり何らかの手だてが要るわけでございます。將來にわたつて元号制度を存続するといふことになりまして、どうしても改元ということが論理、必然的に出てくるわけなんです。それをどういふ機会をとらえて改元をするかといふことになりまして、これはいろんな考へがあるわけなんです。たとえば五十年あるいは三十年、

百年ごとに改元するなんというところもありすけれども、それはどうも日本の現在の国民のイメージには合わないというふうにわれわれ考えるわけなんです、そこで、憲法が第一条で宣言しておる、象徴である天皇の皇位継承を機会に改元をするというところは、一向憲法に違反するものでもないし、憲法が考えている天皇の象徴性と矛盾するものでもないというふうに考えるわけでございます。

○山中郁子君 象徴天皇制だから、だから天皇にかかわって法律をつくったり国民を拘束するといふふうなことが出てきても、それは象徴天皇制だからいいんだと、憲法の理念に反しないのだと、こういうことだとすると、天皇が直接やらなければ、天皇の問題をめぐって、どういうことでもやればそれは象徴天皇なんだからできるのだということになるのですか。象徴天皇だから、天皇の写真を毎日拝みなさいとか、そういうようなことも結局、その関係ですよ。直接天皇が何かをなさるんじゃないから、象徴天皇制のもとではそういうことは憲法上できるのだと、こういう御見解に広がっていくんじゃないですかというのを私は申し上げている。それとも元号問題だけは象徴天皇でできるのだけれども、それはそのほかには広がっていくものではないと、こういう御見解になるわけですか。

○政府委員(真田秀夫君) 今度の法案を御審議願っているわけなんです、国民を拘束するといふような御発言がございましたが、そういうことは全然考えておりません。

それから、天皇の写真を飾って拝みなさいなんというふうなことは、全く関係がないのであって、とにかく元号制度を存続したいというのが国民の願望なんです、その国民の願望にこたえるために、あるルールが必要である。当然これはもう西暦とは違ひまして、元号ということになれば、改元という問題が論理、必然的に出てくるわけなんです、その改元の機会を、一体どういう機会をとらえて改元をするかということになりますと、それは先ほど申しましたように、五十年目とか何とかと

いろいろな考えがありますけれども、いまの憲法の精神から見れば、とにかく国の象徴であり、国民統合の象徴である天皇の皇位継承という機会をとらえて改元をするというのが、どうもいまの現在の国民の一般に抱いている元号に関するイメージにぴったり合うというふうに考えたものですから、こういう法案を立案した、そういう経過でございます。

○山中郁子君 国民世論の問題については、もうさんざん議論されていますから、私は繰り返しませんけれども、政府は一世一元でもって国民が元号の存続を希望しているというふうに、それは先ほどの総務長官のお話じゃありませんけれども、独断をしていらつしやるのですよ。そんなような、たとえば責任ある調査を総理府がなさったことないじゃありませんか。そういうことがあります。だけれども、私がいま申し上げているのはそうではなくて、結局、それが象徴天皇制だから、天皇直接の権限に及ばなければ、直接天皇が何か権限を発揮するということではないかというところになれば、それはやっぱり元号問題だけじゃなく、いろいろ拡大していくことではないか。これをみんな心配もしているし、そういう徴候があるわけですよ。君が代の問題とか、やれ教育勅語だ、軍人勅語だとか、さまざまそういうやつての軍国主義の日本のそういう道徳律だとか、そういうものをよみがえらせてきているという、こういう反動的な経過がありますね。そういうものにつながつていくではないかと。象徴天皇制だからいいんだと、天皇の皇位継承を基準にしてやってもいいしということになれば、象徴天皇なんだから、国民がそれに敬意を表するのは当然なんだというところで、天皇の写真を拝ませるといふことだつて論理として出てきちゃうじゃないかということも申し上げている。そういうことではなくて元号だけは特別だと、こういうことなんですか。

○政府委員(真田秀夫君) 教育勅語とか軍人勅語まで話が及んでくるものですか、はなはだ私も答弁に困るんですが、そういうことを考えてい

るわけではないんであって、一つの年の呼び方、つまり紀年法なんです。紀年法として西暦一本でいくのか、あるいは元号制度を併用していくかということが実は問題の中心なんです、国民の大多数はやはり元号制度を将来にわたって存続したいという世論があるわけですから、それにこたえるために何らかのルールをつくらんと、そういうわけなんです、それで元号ということになればやはり改元ということがこれは論理必然的に必要になるわけなんです、その改元の契機といえますか、機会を何に求めるかと、それはいまの国民の世論といえますか、希望に、イメージから言えばやはり憲法が第一条で書いている象徴天皇の皇位の継承があったときに改元をするというのが一番国民の希望に合うであろうという考えでこの法案をつくったわけなんです、軍人勅語とは関係ございません。

○山中郁子君 だから、あなたがいまそうおっしゃったでしよう、国民のあれにかなうであろうというのとはあなたの恣意的な判断なんですよ。そういうことじゃなくて、それで一世一元と言つてそれを天皇の代がわりと結びつけて、象徴天皇のもとなんだからいいんだと、こういうふうにおっしゃってくださるから、だからそれだったら拡大してくるじゃないですかと、現に日の丸、君が代の問題がいろいろ問題になってきておりますけれども、拡大されているんです。

文部省においでいただいていると思いますが、いま象徴天皇制のもとで、だから元号が一世一元で天皇とそういう形で結びついても、国民主権のもとでの憲法の理念に逆行するものではなくてよろしいんだということを繰り返して法制局長官がおっしゃっておいりましたので、それはそういう論理から言えばどんどん拡大していくではないかと、象徴天皇なんだから、天皇に関連してさまざまものを国民に強制したり拘束したり、言い方はいろいろです、協力を要望するとか望ましいとかいろいろあるけれども、結局そういうふうにしてかつての戦時下の日本のファシイ的な道徳律、政治のもとでの。そうしたものを国民に強制

させていくまさに逆コースを歩む大きな道をつくっていくものだとおっしゃることを私はいま申し上げているんだけれども、そこでいろいろ教育上の問題で君が代、日の丸が問題になっておりますけれども、これについて文部省の学習指導要領にそれが出されているということなんです、いまの文部省の見解をお伺いいたします。——何か文部省の方が見えてないようですので、これはちょっと後に回します。

日の丸とか君が代も学習指導要領によりまして、「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、児童に対してこれらの祝日などの意義を理解せしめるとともに、国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい。」と、こういうふうになっているんです。そして、現実には教育現場へ行きまして、これがほとんど強制になってくるわけ、実際に。元号法案の強制の問題については後ほどまた触れますけれども、強制するものではございませんと、こうおっしゃるけれども、法律があると法律のないの違ひというのはいかなのか、参考人質疑の中でも先生方がいろいろおっしゃってましたけれども、要するにそれは拘束ということなんです、本質的に、法律である、法律でないという問題はね。それは私は専門家の法制局長官に申し上げる筋合いのものじゃありませんけれども、いずれにしてもそういうことで象徴天皇が国民に心理的作用を及ぼすことはあり得ても、象徴天皇制が国民統合に対して何事か積極的、能動的に作用する役割りを果たすものではないということとははっきりしているし、これは国民主権主義の必然であり、憲法学界の通説でもあるというところを私は申し上げて、したがって一世一元の皇位継承に際して、これを基準とする元号法案というものは、元号制度というものは、この象徴天皇制の枠を逸脱するものである、憲法の理念に反し、実質的な解釈改憲、実質改憲につながるものであるということが私が申し上げたいことでござい

ます。そして、そういう論理に従えば、ほかのことでもいろいろ先ほども、昔御真影というのがあつ

たわけだけれども、そういう天皇の写真を飾ってみんなに拜ませるとか、そういうことだつて象徴天皇だからできるんだということになってしまふじゃありませんかというのを申し上げている。そういうことはないというわけですね。

○政府委員(眞田秀夫君) 私からお答えすべき筋合いであるかどうか分かりませんが、政府としては、そういう御眞影を飾って国民に対してそれを拜ませるといふような、そういう法律をつくる気持ちはこれはもう毛頭ございません。

○山中都子君 いまそういうふうにおっしゃつても、実際問題としてその理屈から言えばそういうふうにして拡大されていくと、その論理から言えは、ということをお私はいま指摘をしているわけですね。

先ほど文部省の方と申し上げたんですけれども、私の方のお願いした時間がちよつとずれていたようですので、後ほどまた文部省には伺うことにいたします。

これは先日問題になった菊花紋もそうなんです。象徴の象徴だからというふうな発想で無限にそれが広がっていくという道ができてくるんです。

ところで、菊花紋については先日野田議員からいろいろお話があつて、政府の見解というものをお示しになりましたけれども、ちよつとついでに伺つておきたいんですが、法制局長官は、いまは昔の制限はなくなつてだれが使つても自由だといふふうにおっしゃいましたね。だから靖国神社が使うのも自由なんだと、こうおっしゃつたんですけれども、そうすると、どんな法律でもこの使用は制限してないということになるわけですか、いま現在。

○政府委員(眞田秀夫君) 菊花御紋章の使用につきましては、現在これを制限する法律はございません。ただ、御存じだろうと思ひますけれども、商標法という法律がありまして、そこで国旗だとかあるいは外国の国旗だとか菊花御紋章は、これは商標登録は受けないという法律はございませ

す。つまり菊花の御紋章を登録して、それで営利的な目的で独占するといふようなことはこれは好ましくないといふことで、それは商標法で禁止しておりますが、一般に菊花御紋章を使うのをどういふ場合に使用すると、これは一般的な禁止規定はありません。

○山中都子君 そうすると、商標として登録することは禁止されていると、だけれども一般的に使用することは禁止されていないと、こういう御趣旨だということですね。そうすると、これはどうなんですか。なぜ商標法では、菊花紋章は天皇家の私紋だつたやうな、それが外国の国旗だとかそういうものと同じように扱われているんでしょいうね。その辺の御見解はどうですか。

○政府委員(眞田秀夫君) 商標法の立法趣旨、これは実は通産省あたりから正式にお答えすべきことだろつと思ひますけれども……

○山中都子君 法制局長官の御見解を。

○政府委員(眞田秀夫君) 現在とにかく国の法律として登録は受け付けないといふことは、結局主権の存する国民の総意として、菊花御紋章を営利のために独占して、そしてほかの人には使わせないといふそういう無体財産権の対象にすることは、やっぱり望ましくないといふ判断からそういう規定ができていふんだらうといふふうに思ふ次第でございます。

○山中都子君 この菊花紋の問題に関連して、外務省は見えてますか。――外務省が先日、野田議員の質問に対して後ほど答弁を訂正なさつて、初めは、象徴の紋章だから国の紋章的に使わせていただいているんだと、お許しをいただいと、こういう御答弁がございましたけれども、後に訂正されまして、昔から慣習として使つていふんでそういうものを使つていふんだ、こういう御答弁になつてまいりましたが、それは、単に戦前使つていたものだから慣習的に国の紋章として使つていふんだ、こういう御見解と承つてよろしいですか。

○説明員(枝村純郎君) 官房長が最初に申し上げました見解と申しますと、国の紋章として使つて

おるといふことをたしか表現の中でございましたので、後でその点ははっきりと訂正をいたしました。国の紋章といふものは、現在の日本には存在しないといふことはよく承知しておるけれども、従来から使つてきた紋章であり、かつ国際慣例上、パスポートでありますとか在外公館の入り口でありますとか、そういうところには何らかの紋章を掲げることがふさわしいといふことで、いろいろ検討した結果、従来から引き継ぎ使つておる紋章をそのまま使用することが望ましい、そういうこととお答え申し上げた次第でございます。

○山中都子君 そうしますと、象徴である天皇の紋章であるから国の紋章にふさわしいんだと、こういう理屈ではないんだといふことですか。それとは関係なしに昔から使つていたんだから使つていふだけだ。

○説明員(枝村純郎君) まさに国の紋章として使つておるわけはございませんけれども、何かそれに類したものを使うことが国際慣行上適當であり便宜である、各国との関係でもそういうものがないとどうもさびしいといふんですか、適當でない、こういうことがございまして、考えてみますと、従来からも使つておりました、新憲法のもとにおいて象徴としての地位をお持ちの天皇の紋章といふものをいふば国の紋章に準ずるものとして使わしていただいております、こういうことでございます。

○山中都子君 私がここで申し上げたいのは、先日来の論議の中にもあつたんですけれども、いまずっと象徴天皇制だからということをおっしゃつてきていふんで、それがみんなこういうふうに関接的に広がつていって、菊花紋も天皇の私紋であるにもかかわらず、象徴天皇なんだから国の紋章に準ずるものとして扱つていいからそのようにしていふんだといふことと、昔は使つていたと、そのまゝ情性といふか、習慣で使つていふんだといふのとは大変中身が違ふんですよ。そこを伺つていふんです。

○説明員(枝村純郎君) もちろん昔から使つて

おつた、それが国際的にも日本の紋章としてよく通用し、かつ日本国民が、たとえば外国に行きましたときに、何か日本の庇護といふんですか、そういうものを求めるよりどころとしても、一つの象徴として適當である。これはやはり長年使われていたことによつてそういうことができておるわけでございます。他方、それが菊の御紋章であるといふことでございまして、新憲法下においてこれを引き継ぎ使用することが果たして適當であらうかどうかであらうか、その点は十分検討したわけでございますが、これを中止する積極的な理由はないといふふうに考えてそのまゝ使用しておると、こういうことと御理解いただきたいわけでございます。やはり重点は、どちらかと言へば引き継ぎといふ点にあるかと存じます。

○山中都子君 そこにだからやはり問題が出てきてまして、そういうふうにして、だから、単に継続して前に使つていたからと。この前法制局長官は、何かほかに適當なものがあつたら考えてくださいみたいなことをおっしゃつていたけれども、そういうものじゃなくて、検討はしたけれども国の紋章にやっぱり準ずるものとして使うのに中身の問題としてふさわしいといふことも入つていふわけなのね。だからそういうふうに入つていくじゃないですかといふことを私は申し上げていふんです。もしそうでないならちゃんと検討すべきじゃないですか。私紋になつて、だれでもが使つていいんだといふことになれば、それを国の紋章に準ずるものとして、幾ら前から使つていたからと言つて、そのまゝ使つていふのは、これは怠慢もはなはだしんであつて、それだったらちゃんとそれこそ、野田先生が言われたけれども、日本を象徴するなら、桜の花だとか富士山があるじゃないかとおっしゃつていたけれども、どうしてもしなさいいけないなら、いろいろそういうことを新たに検討するとか、そういうことが正しい筋の通つた政府としての対応じゃないんですか。私は、そこをやるのとそういう形であ

いまいなまに、結局政府も、国民主権の憲法の

もとで、菊花紋というのは天皇の權威によつて國民を支配する一つのやっばり手段として、國民の間にずっとあった問題でしょう。そういうものをずるすると、何の根拠もなしに引き続き三十年間以上にわたつて、國の紋章に準ずるものとして、何のけじめをつけた検討もされないで続けてきているというのは、やはりそういう慣習だということとを理由にしながら、古いものをそのまま温存させていくということになつてくる。外務省はちゃんと検討すべきじゃないですか、しかるべき見地に立つて。

○説明員(枝村純郎君) 先ほど申し上げましたように、戦後もちろん新憲法ができてございますが、サンフランシスコ平和条約が発効いたしました、日本國の旗をだし、外國に正式の在外公館を置くということになりましたときに、それに掲げる紋章をどうするかということにつきましては、外務省内部では十分な検討を経たわけでございます。その結果として、先ほど申し上げましたように、戦前から使われており、國際的にも非常によく通用しており、また國民が一つのよりどころとして持つに適當なものというのを考えまして、これは検討を経た上でございます。ただ、その紋章の意味が、戦前におけるものと違つておるといふことは私も十分承知しておるわけでございますが、決して安易にそのまま戦前のことを踏襲したということではございませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

○山中郁子君 それだとすればなおさらのこと、天皇の私家紋を國の紋章に準ずるといふふうに判断すること自体が、憲法上天皇一人の私家紋だから、ほかの人はみんな自由に使つていいんだという風に変わったんだとおっしゃっていることと大きく反することになる。そういうやり方が、先ほど申し上げましたように、古いものを、現憲法下では問題があるという方方を温存していく中身の一つになつて進んでいくんだという指摘を私は重ねてしておきます。

それで、要するにこういう問題が出てくるのは、國民主權と象徴天皇というものの關係ですね、これが法制局長官は、それは条文どおりに読んでいただいて國民主權ということでありまして、おっしゃるけれども、實際問題として、それがあいまいに故意にすることによつて、天皇の象徴機能に準拠してどうか、つまりそこを足がかりにして、どんないろいろな方向にいろいろなものを広げていく、天皇の問題をですね。それがいまの過程として進んでいくということ、元号法案のもう一つの例として存在しているんだと思ひます。

それでお伺ひしたいんですが、先日村田委員の質問に対して、憲法の改正の問題として、憲法改正手続をもつてもかえられない基本的な問題という論議が若干ありました。私はそこで、そういうものがあるということとは法制局長官がお認めになつたけれども、具体的に個別にそれがどうであるかと、それがどうでないかということとは私は申し上げないという意味のことを御答弁下さいました。それで私は、同じ繰り返しの質疑をするつもりはないんですけれども、現憲法の國民主權、これは憲法改正手続をもつても変えられない基本的なものであるとある部分があるという中に当然入るものというふうに理解をしていらつしやると受け取つてよろしいですか。

○政府委員(眞田秀夫君) 現在の憲法によつて立つ最大の基礎は、やはり主權在民、主權は國民にあると、これがもう大原則だろと思ひます。したがら、これは私の私見に入るかも知れませんが、憲法改正の手続をもつても、主權在民の原則を変へるということとは現在の憲法は予想してないというふうに私は考へております。

○山中郁子君 そうしますと、主權者たる國民の總意に基づく象徴天皇というものは、改正手続をもつても変えられないというものの範疇には入らない、この点はどうかですか。

○政府委員(眞田秀夫君) だんだんと議論が際どいところへ入つてくるものですから、一々の条文を挙げられまして、これは改正の手続をもつてし

て改正することが出来る範囲であるかどうかということになりますと、ちょっとここで私が即断はいたしかねるということなんです。まあ言えることは、先ほど申しました主權在民の原則、それから國際的な平和協調主義、それから基本的人權のうちの重要な部分、そういうたぐいのものは、これは憲法が將來にわたつて國民に保障しているというふうに見えていいんだろと思ひます。

○山中郁子君 まああいまにおつしやつてる面があるんですけれども、その主權者たる國民の總意に基づく象徴天皇の地位というのは、主權者たる國民の總意によつて変更することは憲法改正手続ではあり得ると、こういう判断を否定はなさつていらつしやらないと思ひます。

そこで、伺ひますけれども、これは、憲法制定議會のときの金森國務大臣も、いまの法制局長官のような答弁をされておられるんですけども、一つだけ私ははつきりしておきたいんですが、これは元号法制化促進の大きな推進力になっていくと目他とも認めておられる生長の家政治連合会長の田中忠雄さんという方のパンフですけれども、この中に、現憲法において國民主權というのは、天皇の存在と相容れぬものであつてはならない。もし相容れぬ意味で國民主權の實行を主張するならば、それこそ違憲である」と、こういう趣旨の記述をしていらつしやる。まあまた私がいま引用したのはその部分ですけれども、隨所に、象徴天皇あつての國民主權だということをおつしやつておられるんですよ。これは、田中忠雄さんのパンフが私は手元にありましたのでたまに引用いたしたけれども、ほかの多くの方たちもそういうことを言つていらつしやる向きがあるんです、推進勢力の中に。それは明らかに逆立ちですね。これは間違ひです。

○政府委員(眞田秀夫君) 民間の方が書かれたパンフの文言について、私がここで一々反駁したり、賛成したり、そういうこととする立場じゃございませぬが、現在の憲法のためえから言へば、それは主權の存する國民がまずあつて、それから象徴

天皇が、そこで國民の總意に基づいて第一条で位置づけられる、この原則は、これはもういまの憲法の正しい読み方でございます。天皇あつての國民だというふうな考え方は、私は賛成できません。

○山中郁子君 國民主權主義が憲法改正手続をもつても改正し得ない永久に付記された權利であるという、その問題が、政府も、もちろん私も国会議員も、公務員も、憲法を遵守する義務に基づいて、その何物にも優先する國民主權、民主主義、そうしたものをより充実させ、より発展させるということが憲法遵守の義務であるということに當然なるわけですけれども、一世一号の元号の法制化、そしてその使用の広がり期待し、あるいは拘束をする――あなたの方判断では拘束をしないとおつしやつておられるけれども、そういうことは、その國民主權に基づく現憲法の理念、民主主義の、國民主權の理念をより発展させ、充実させるのに役立つもの、このようにお考えですか。

○政府委員(眞田秀夫君) いまの憲法が定めております主權在民の思想と、それから、今度の元号法案がいわゆる一世一元の制度をとつておるとは、これは直接の關係はないというふうに私は考へます。

○山中郁子君 強めるものではないということとは確かだということになると思ひます。

先ほど文部省の方に、時間を私の方でちょっとずれてしまひまして失礼いたしました。お尋ねをこの時点でしたかったことは、象徴天皇制ということでもつて次々といふいろいろな問題が拡大されていくというところで、教育上いふ問題があらまする君が代とか日の丸とか、そうした問題があらましましたので、学習指導要領の中にそうした項目があるので、一つは御紹介をいただきたいということ、その実態をどのように把握されているかを御紹介いただきたい。

○政府委員(諸澤正道君) 小中学校の教育内容の水準の維持向上を図るという見地から教育活動の

基準を定めたのが学習指導要領でございます。

そこで、学習指導要領の中でいまの国旗、国歌についてどういう規定をしておるかということですが、この、学校の各教科活動の中でこれにかかわるものは、音楽で君が代を教えるという問題がございます。これは、君が代を国歌として定めておる、規定しておるわけでございます。それから次に、実際に一番国旗、国歌と縁のあります教育活動は、特別活動と呼ばれる分野でありまして、これは、たとえば学校の儀式であるとか、あるいは運動会であるとか、こういうような、正規の教科の学習以外の分野の活動でございますが、この活動につきまして学習指導要領では、国民の祝日などで儀式を行う場合には「この『なご』の中には卒業式や入学式なども入るわけですから、儀式を行う場合には、児童生徒にその意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい」と、こういうふうに定めてあるわけでございます。

そこで、この学校教育の場では、まあずうっとさかのぼって言えば明治の中期ぐらいから、この君が代を国歌とし、日の丸を国旗というふうに教科書の中にもまあ出てきて、そのことはひとりの学校教育の場だけではなくて、言ってみれば社会全体がそういう動きの中で学校教育の中でそういうふうなものを取り入れてきたということが言えるように思うんですが、そういう実績の上に、戦後の一時期、多少、国歌につきましてはいろいろ論議があったりしましたので、昭和三十三年の学習指導要領の改定に際しましては、いまのくだりが、国旗を掲揚し、君が代を斉唱させることが望ましい。となっておったわけですが、一昨年の五十二年の改定では、これを国旗、国歌というふうに規定をいたしました。その趣旨とするところは、いま申しました過去の歴史に加えて、たとえば昭和四十九年でしたかに内閣の広報室で行いました世論調査などを見ても、日の丸、君が代を国旗、国歌として望ましいと考えるかどうかというようなことについて八〇%あるいはそれ以上

の国民がそのような意向を示しておるといふ、いわば国民の意識の中に国旗、国歌としてもはや定着をしておるといふ判断をして、これを教育の場で扱う場合には国旗とし国歌と考えるんだというような趣旨でいまの規定をしたわけでございます。

そこで現実に、御指摘のように、じゃ学校ではどういふふうにやられておるかということでございますが、これは個々の学校で多少ずつみんな事情が違いますから詳細正確な調査はむずかしいんですけれども、私も一昨年の指導要領の改定の際に全国の小中高等学校について調査をいたしましたところでは、卒業式等の儀式について国旗を掲揚し国歌を斉唱するという部門について、国旗について言いますと、全都道府県の約九割の県では九〇%以上の学校が国旗を掲揚していますと、それから国歌については全都道府県の九割ぐらいの都道府県において約七〇%ぐらいの学校が国歌を斉唱しております。こういうような実態でございます。その改定した趣旨からいいますと、私も極力望ましい教育をしてまいりたい。に今後とも努力をしてまいりたい、かように思うわけでございます。

○山中都子君 この問題についての本質的な議論はここでは私はする目的はないんですけれども、それは私も文教委員会その他でいろいろ問題を提起しておりますし、政府の考え方、姿勢を追及しております問題視をしております。実際そういう形で君が代というものは、その「君」というのは何か、天皇ではないかと、そういう象徴天皇だという問題とも、たとえば小中学校における君が代の斉唱という問題にも広がっていくわけですね。望ましいと、それで学習指導要領に書かれると、これはそういう行政指導の範疇の中で望ましいといったって、実際にはもう強制されてきて、いま御紹介がありましたように、ほとんどの学校でそうしたものが実際に行われているという背景には、もうほとんど強制としてそうしたことが指導されているという実態があります。私は、そう

いう点で君が代とか日の丸とか、先ほどそうした一連の反動的ないまの政治の成り行き、軍人勅諭も教育勅諭も申し上げました。そうそう広げて言われても困ると法制局長官は言われたけれども、実際問題としてそういうことが象徴天皇制のつなぎで、結びつきで日に日に広がっているというのが実態ではないかということを私は指摘をしております。

次に、天皇メッセージ問題と言われておりますいわゆる沖縄の占領に関する天皇メッセージの問題についてお伺いをいたします。

初めに、これと関連する問題として五月一日の読売新聞報道で問題になっておりましたハリ・カーン氏が「天皇陛下の公職追放緩和に関するメッセージの経緯について、カーン氏がウィリアム・キャッスル元国務次官に送った書簡」ということで報道をしております。これによりまして、「陛下は追放令の緩和が米日双方の利益に最も好ましい影響をもたらす、友好感情を育てることに必要と考えておられる。ページの廃止を提案するものではないが、これ（緩和）によって、有用で、先見の明のある善意の人びと多数が共通の利益のために働くことを許されることになる」と述べたとされております。この点についての御見解をお伺いいたします。

○説明員（北村汎君） ただいま御指摘のありました天皇からのメッセージに関連する記録は外務省には全くございません。

○政府委員（山本悟君） この報道に関しましていろいろの事実につきまして宮内庁といたしまして、いろいろな調査もいたしたわけでございまして、当時の式部官長の松平氏の行為につきまして、天皇が口頭のメッセージを託したというように報道になっているわけでございますけれども、さような事実については一切確認ができません。

○山中都子君 こういうことは、それじゃ確認ができないということなのか、なかったと断定されるのか、どちらですか。

○政府委員（山本悟君） いま宮内庁の方でいろいろと調べたり、あるいは当時の先輩から聞いたりしたいろいろな観点から総合的に判断をして申し上げますと、当時の式部官長がどういふ行動をしたかについては、いま確認をする手段もございませんし、一切記録がない。しかし陛下がそういうことを特定のそういったルートを通じて物を申されるようなことが宮中の慣例としてあるかというような点から申し上げれば、まさにそれは全く私どもといたしてはなかったというように否定的に申し上げてしかるべきだと存じます。

○山中都子君 なかったと、ハリ・カーンの述べているそうしたページについての緩和の提案というか、そうした種類の天皇の発言はなかったというふうに判断をしております。わけですね。

沖縄問題についての天皇のメッセージについてはどうでしょうか。一応これは衆議院において内閣委員会で柴田議員が、また沖特で瀬長議員が取り上げて質問をしております。それで総務長官を初めとしていろいろ大変重要な問題だから慎重に考えさしてくれとか、調べさしてくれとか、そういうようなことをおっしゃっていらしたんですけれども、まずこの文書が三つ関連してあります。一つは、「対日占領軍総司令部政治顧問シーボルトから国務長官マシーナルあての書簡」ですね。それから二つ目は、前記書簡に添付された総司令部外交部作成の「マッカーサー元帥のための覚え書」の「琉球諸島の将来にかんする日本の天皇の見解」三つ目は、アメリカ国務省政策企画部から、これは部長がジョージ・ケナンですけれども、ロベット国務次官あての勧告「琉球諸島の処理」というこの三つの文書だという外務省の御報告をいただいておりますが、それを確認をいただきたい。また三つの文書は、ただいま御指摘のありましたとおり、一九四七年の九月の二十日付で最初にシーボルトがマッカーサーに対して寺崎英成氏からこういう話を聞いたというメモを出しまし

た。そのメモを別添といたしまして二日後の九月二十二日に同じくシーボルトが当時の國務長官であったマーシャルに対して報告をしておるものが第二番目の文書であり、そしてその文書を受けて國務省のケナン政策企画委員長がペーパーを回しておる、ロベット國務次官に対して回しておる、それが第三番目の文書でございますが、それは私どもはこういう文書がアメリカ政府の方で秘密を解除されました、それがナショナル・アーカイブスにあるということを知りましたので、早速それを入手いたして取り寄せて読んでおります。

○山中郁子君 ちよつと途中ですけれども、國務長官に御感想を伺いたいですけれども、皆さんいま御承知のように「参議院議員は元号法制化を急げ」と、そういうシュプレヒコールをもって私たちのいまの審議は実際上聞き取れないというような状況も生まれました。どういふ御感想をお持ちですか。この審議をしている、ここにそういう形で右翼の勢力が妨害を目的として、そして脅迫を目的としてそうした行動が行われているということについての御感想を一言伺いたいと思います。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、先般も大体同じような御指摘の私に対する御質問がございました。私は元号法案が衆参において慎重審議を願っておるこの状態の中で、ああした右翼の行動はきめて迷惑である、残念に耐えないという心境でございます。なお、こういう方々の行動についてでき得れば警察関係者等にも御相談をして、なるべくそういう行動は取り締まることとができれば取り締まっていたらよくに善処いたしたいというようなこともつけ加えて申し上げたところでございます。右翼の一部の行動に対しては、まことに残念なことであるという考え方に立つておるわけでございます。

○山中郁子君 暴力的な行動その他脅迫状、多岐にわたった行動が目にする形で展開されているというところは多くの御指摘があったところで

で、天皇のメッセージ問題に戻りますけれども、私はいま外務省が確認をされましたその公式文書ですね、アメリカの公文書館におさめられている上役に報告したものだとか明らかにこれは公文書ですね。そこにたとえは米国の沖繩その他の琉球諸島の軍事占領を続けるよう日本の天皇が希望していること、疑いもなく私利に大きく基づいて、私利、私の欲です、私利に大きく基づいている希望が目まざまざと見えます。また、天皇は長期租借によるこれら諸島の米軍軍事占領の継続を目指しています。その見解によれば、日本国民はそれによつて米国の下心がないことを納得し、軍事目的のための米国の占領を歓迎するだろうということとです。このアメリカの公文書によりすると、日本の天皇が私利に基づいて、自分の欲です、それは何か、十分にこのことを時代の背景を持って判断をするならば、天皇がみずから戦争責任の追及から逃れる。天皇制つまり国体の維持、そういう問題とかかり合つて沖繩の長期租借を提案している。そういうことが報道をされている。私は少なくとも二つの意味で大変大きな問題を含んでいると思います。

一つは、まさに沖繩の占領問題などというのは国政にかかわるもの、国政そのものです。天皇が口を出すことはできない憲法違反の行動である。

もう一つは象徴天皇、国民の象徴である憲法で規定されている天皇が、日本国民を裏切つて、少なくとも百万沖繩県民を裏切つて国を売るかに等しいこうしたことが提起されたということがアメリカの公文書に書かれて、外務省が正式にその文書を確認をされている。このことについてすでに先ほど申し上げましたように、衆議院段階でも質問をいたしまして、よく考えさしてくれ、何回も何回もそういうことをおっしゃって、調べてもみるわと、こういうことだったように私は理解をしておりますので、まずお考えになった、あるいはどこかと御相談をなさったのか、判断の基準をお求めになったのか、調査をなさった、そうした経過についてお尋ねをいたします。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、私は衆議院においてその事態はきわめて重大な問題であると、そこでこの事実の有無についてつまびらかにいたしておりません。そこで、私からこの問題について正確な資料に基づいて答えなければならぬと思うから私は即答を申し上げることは遠慮いたしたいということでもまいりました。その際に申し上げましたが、天皇のお言葉あるいは言動等について私が承つてまいつておる限りそういうことはないであらうというふうな判断もいたしておるわけでございます。その後も私は外務省、宮内庁あたりに対してしてもこの点について、その事実について調査をさしていただきましたが、外務省にも宮内庁にもそういうふうなことがあったかどうかということ、事実の有無については何ら資料がないという御返事を承つておるわけでございます。なお、私はその席上で調査をしますとか検討しますとかいうようなことは申し上げておりません。

〔委員長退席、理事林道君着席〕

それはいま申し上げましたように、このこと自体きわめて重要な問題であるし、不用意に私がここで調査をするとか検討するということは申し上げることはできないというのを申し上げてまいりましたところでございます。私といたしましては、いま申し上げましたように、そうした事実に基づいて私はアメリカでそういうことがメモが整理をされておるといふことは承つてまいりましたけれども、日本にそれを受けとめるだけの何らの資料がないということもございましたので、これ以上私とがとかくこの問題について申し上げることはできませんのでお許しを願いたいと思うのでございます。

○山中郁子君 じゃ、外務省と宮内庁にそれぞれどういう調査をなされてどういふ結果だったのかを簡単に御報告をいただきたいと思ひます。

○説明員(北村汎君) 先ほど申し上げましたように、外務省は三つの文書を入手して、それを読んだみましたが、こういう文書に関連のある何らか

日本側での、ないし外務省の中での関連する記録がないかということ調べてまいりましたけれども、一切そういう記録が見当たらないのが現状でございます。まあこれは一つには、この文書は寺崎英成氏が口頭でシーボルトに語ったというふうなアメリカ側で書いておられますが、まず口頭であつたということも一つのあれでございます。それからまた、寺崎英成氏は当時宮内庁の御用掛という資格で話をしておられるということもございましょう。それに御承知のように当時は占領中でありまして、外交権限のなかつた時代であるという、そういう特殊な事情にあつたということもあろうかと思ひますが、外務省にはこの関係の書類は一切ないということでございます。

○政府委員(山本博君) 寺崎氏が当時宮内庁の御用掛という立場にあつたことはそのとおりでございますけれども、寺崎氏がシーボルトに天皇の希望として述べたといわれた事項につきまして、この国会におきましていろいろと御議論があつたわけでございますので、当庁といたしましては種々調査をいたしました。しかしながら、何度調査いたしましたしてもこの件に關します資料といたしましては宮内庁側には何らの記録もございません。まあそういうふうな事情でございますので、これ以上宮内庁としては調べようもないというふうな感じでございますけれども、まあこれまでの側近の者等を主体としていいますか、宮内庁として陛下の御言動を側近で拝察をしている者の立場から申し上げますと、伝えられておりますような専門的な具体的な内容の御発言をされるということはまず普通は考えられない。

それから宮中におきます慣例から申し上げますけれども、何か御指示があるというふうなことであれば一御用掛にそれをとお命じになるというふうなことは、普通は側近の伝へ聞いた話も含めまして側近の者からの感じといたしましては考えられないというふうなことでございます。また、これはまあ相当に古い問題でございますけれども、一般的にある問題について陛下が個人的なお考えであつ

たいたしましても、これを公的に対外的に御意向として表明するようなことは従来から全くなされていなかったというように私どもは引き継ぎとして聞いているわけでございまして、現在の侍従長を始め御側近の者もそういうように先人から聞いているというふうなことでございまして、ちょっとまあその伝えられておりますような事項を陛下の御命令によって伝えるというふうな事態があつたとは現在の私どもとしてはきわめて考えにくい、こういうふうなぐあいには存じているところでございます。

○山中郁子君 ジョージ・ケナン、つまりアメリカ國務省政策企画部からロベツト國務次官にあつた勅告「琉球諸島の処理」という中には、「政策企画部は、米國が沖縄ならびにその他の必要な島にまたいたする軍事占領を、主権は日本が保持したままで、長期の租借——二十五年ないし五十年あるいはそれ以上——にもとづいて継続すべきである」と、日本の天皇が提案しているのを伝えられていることに留意する。当部はこの方式を戦略信託統治の代案として検討するのが当然だと考える。」と、こういうふうな述べております。

〔理事林道君退席、委員長着席〕

結果的に、沖縄の占領はこうしたものに近い形で二十七年間続けられてきたわけですが、その間に百万沖縄県民がどれほどの悲惨な犠牲を強いられただか、それは私がここで申し上げるまでもありません。沖縄の沖縄タイムス、琉球新報、これらの問題は国会での議論を一面トップで報道をして、多くの人たちからその問題についての私は悲痛なと言つていいと思います。天皇が沖縄を売つたのか、本当なのか、そういう声に政府はもつと責任を持ってこたえるべきじゃないんですか。天皇は生きていらっしゃるんだから、文書がない文書がないとおっしゃらないで、天皇にお聞きになったらどうですか。ジョージ・ケナンだって生きていますよ。シーボルトだってどうしてお聞きにならないんですか。

○説明員(北村汎君) ケナンもシーボルトも存命中の人物でございしますが、すでにシーボルトが寺崎英成氏から聞いたというところで、こういう公文書を書いておるわけでございまして、ケナンもそういう文書を読んで自分の意見を書いておるわけでございまして、ですから、すでにシーボルトやケナンの考え方というものは、これはもうその文書の中に出ておるわけでございまして。私どもとしましては、それはしかしあくまでもアメリカ側の受け取り方、アメリカ側が寺崎英成氏から聞いたというところで書いておるものでございまして、で、私どもの方でどういふ記録があるかということとで調べましたけれども、それがございせんので、あくまでもアメリカ側の考え方だけでは、私どもとしても、これに対する考えを決めるというわけにはまいりません。ですから、シーボルトやあるいはケナンにいまさらこれを聞くということも必要ないかと考えております。

○政府委員(山本悟君) 先ほど申し上げましたように、このこと自体全く私どもとしては考えにくいこととございまして、そういう意味で、陛下にお聞きすること自体がいかがかと思われる点もございまして、また事柄が政治的なことであるという点にかんがみまして、現在陛下に直接お伺ひいたすことは差し控えていただきたいと思います。

○山中郁子君 この行為が憲法に違反する、国政に關与する行為だということはお明かです。そうした場合の内閣の助言と責任、こういう関係はどうなるんですか。内閣の助言と責任のもとに存在する天皇の言動、そうしたものについて、内閣は責任を持って真相を明らかにする。もしそういうことがあつたら、天皇に助言しなきゃいけないわけでしょう。そういうことは全面的に放棄をされているわけですか。

○國務大臣(三原朝雄君) 政府のと申しますか、内閣の天皇に対する助言と承認ということとは憲法に明示したところでございまして。しかし、いま問題になっております問題点というのは、アメリカ

の公文書でございまして、メモの整理というふうなものから出たものであつて、天皇はそういうふうな言動をなさるようなことは考えられないという私は立場なり考え方によっておるわけでございまして、そういう点において、一応の手続といたしましては、外務省なりあるいは宮内庁の御意見等を踏まえて、これに対処するわけでございまして、いま御指摘のあるように、この問題自体がアメリカから出た、そういうふうな一つの文書によつて、これが事実かどうかというふうなことを、これを天皇に確かめるといふようなことは、私はいまのところそういうふうなことは適当でない、そう考えておるわけでございまして。またあり得ないことであるとも考えておるわけでございまして。その点については責任ある外務省、宮内庁の御意見を尊重してまいることが適当であると考えておるところでございまして。

○山中郁子君 助言と承認の内閣の責任というのは、天皇の行為が憲法に違反するのだからかというふうな点について、内閣が全然責任を持たないんだということではないんでしょう。そういうことは内閣が責任をお持ちになるんでしょう。それとも、天皇が勝手に何かなさつたりしたということについては、国事行為以外には内閣は責任は持たないんだと、こういうことになるんですか。

○國務大臣(三原朝雄君) 天皇に對します内閣の助言と承認というものは、憲法で明確に規定してある。したがつて、天皇の行為というふうなもの、憲法から外れてなされないものであると私どもは考えておるわけでございまして。この問題が起りましたのは、戦後早々の時期でございまして、実際の事情を外務省なりあるいは宮内庁から確かめていただいて、そういう事実がないと言われまふものを、あえて天皇に對してそういうことをお尋ねをしたりする行為は、私はとるべきでないと思つておるところでございまして。

○山中郁子君 じゃちょっとはつきりしたいんですけれども、事実がないんですか。事実が確認されていないということ、どつちですか。事実がない

と断定されているんですか。

○説明員(北村汎君) 外務省に關する限り申し上げますが、そういうような事実を示唆するような記録、そういう文書、一切ないということでございます。

○政府委員(山本悟君) 宮内庁といたしましては、ただいま外務省のお答えになったと同様でございます。

○山中郁子君 要するに事実がないということじゃないんです。事実を確かめる材料がないと、そういう文書はないと、こういう御答弁なんです。ですから、私はこれだけの問題を、アメリカの何て言いましたか、公文書館ですね。公文書館、つまり公のもの。その記録に公文書としてあるわけでしよう。ずつとあるわけですよ、結局。それを事実がないと断定なさるならば、アメリカに對して日本のそれこそ皆さんがおっしゃる象徴である天皇が、私利に基づいて沖縄の長期租借をアメリカに申し出たというふうなことをちゃんと説明しなければ、天皇は灰色の容疑に包まれるというふうになりませんか。疑いを國民が持つて、悲しみの疑いを持つておる人がたくさんいますでしょう。そんなことは天皇はなさるはずないだろうと思つていらっしゃるけれども、それだったら、國に、アメリカの公文書館にそういうものがあるやんと責任ある公職の人たちが書いたものがあるわけだから、それに対して國と國の関係でちゃんと説明もし、場合によつたら取り消してもらうとか、事実がないなら、残るわけですから、未来永劫。日本の天皇が、いまの天皇がそういう汚点が残るままに、灰色のままに、そのまま済ませておくといい結果になるんじゃないんですか。もし断定はしない、その材料がないということが確認されたんだというならば、私は天皇にお聞きになってくだされと、天皇はお元氣でいらっしゃるわけでしょう。天皇に聞けないという何か理由があるんですか。

○國務大臣(三原朝雄君) 私は内閣の助言と承認という憲法事項というのは、きわめて重要な受け

とめ方をいたしておるものでございます。軽々に何か象徴天皇について、こういうことが外国から資料が出たから、それは確かめる必要があるぞというふうなことで、内閣が行動を起こすというふうなことは適切でない。十分やはり担当省庁でございませう外務省なりあるいはまた宮内庁において、そうした点をお確かめになり、そういう事実は考えられないし、また、あるかどうかということも明確にやはりしなければ、内閣は天皇に対して、象徴天皇に対して、こういうことがありましてたかどうかというふうなことを申し上げるということとは見識を欠くものだと、そう考えております。アメリカのそうした公文書館にあるということが、そのまゝもろに受けとめられるものかどうかという判断もなさっておられるだろうと思っておりますが、この石崎さんでしたか……

○山中郁子君 寺崎さん。

○国務大臣(三原朝雄君) 寺崎さんですが、寺崎さんという方がどういってお立場におられたのか、そういうことも私もはつきりいたしませんけれども、そういう点を十分御検討なさった上で、私も対するそういう事実を確認できないというふうなことで申し上げておられると思っておりますので、だからどうだというふうなことを内閣として行動を起こすことは、私はいまの時点におきましては慎重すべきことだと、そう考えておるということをおししたわけでございます。

○山中郁子君 そうすると、アメリカの公文書館にそうした記録がずうっと将来も残っていくと、日本の天皇はあの時代にああいうことを提起したんだと、その結果沖繩が二十七年間アメリカの占領するといふものに結びついたんだと、私は、昨年の予算委員会でも米軍による事故犯罪の問題について追及をいたしました。その結果、十四万六千件という米軍の事故犯罪があつて、そして、たくさんの人たちがそれで死んでいられる。これは占領中の沖繩に入つてないんです。で、法務省に見解をただしましたら、とても記録がないと、占領中の沖繩の米軍の事故犯罪を入れたら一体どのくらい

になるかわからない。そういう状態で、占領下の沖繩の状況が続いてきたわけでしょう。そういうことが天皇が関与をして、そういう結果になったかもしれないと、そうだと云つてゐるんですね、この書簡は。そういうことをずっとそのまゝそれで放置して説明されないままにして置くというところが最も内閣として適切なまいの態度だと、こういうことになるわけですか。私はそこはどうしてわかりません。国民の多くの方だつてわからないでしよ。

○国務大臣(三原朝雄君) 私は、憲法事項というのはきつて重要なことであると思つてございませう。したがって、内閣が助言と承認をするというふうなことでございませう。けれども、そういう点について、内閣の責任というふうな立場から、いま問題になつておられますやうなアメリカのそうした文書の中から出てきたからいいますやうに政府として、内閣として処置することは、いま御指摘がございませうけれども、お答えをすることは適當でございませうということをおし上げておるわけでございます。その後、外務省なり宮内庁でなおまたその御検討をなさり、調査をなさるといふやうなことがあり得るかもしれませんけれども、私は、現時点で外務省なり宮内庁から承つておる立場におきましては、政府としてはあえていまアメリカに対する処置、天皇に対するお尋ねといふやうなことをするといふやうな事態ではございませうということをおし上げておるところでございます。

○山中郁子君 なぜ天皇に聞けないんですか、ちょっと端的にお答えいただきたいんですけれども。

○政府委員(山本悟君) 先ほども申し上げましたように、このこと自体、非常に、全く考えにくいことであるといふこともございませう。

また、同時に、事柄がいまお伺いをいたしましたこれに対してどうか、こうか、おっしゃること自体がきつめて政治的になる。これは憲法の関係

から言つても、いまそういうふうでございませう。これは適當でない、こういうやうな判断を私どもはいたしてございませう。

○山中郁子君 山本さん、それごまかしちゃだめよ。御自分の行為に關してお聞きになることができないんですか。

○政府委員(山本悟君) いろいろなお考え方はあるかとも思ひますが、陛下が、たとえば記者会見等何があるかについておっしゃつた。この本委員会におきましても先般の委員会でも議論がなされたけれども、何かおっしゃつたことが、やはり陛下のおっしゃつたのはそういうお気持ちでなくとも、やはりそういうふうなことを盛んに言われることは現にございませう。そういうやうな事例からみましても、やはりこのことに、もしもお伺いして何らかのことを御発言になれば、たちまちそれはいまの状況、現段階において政治的な問題になるだろうと思ひます。そういうやうな点から申し上げると、やはりお伺いすべきではない、私はそう存じます。

○山中郁子君 政治的問題なんですよ。だから聞かなくていいやないかというところなのよ。それは問題になるでしょう。もし私はそういうことで話しましたというふうなことで確認されたらこれは大問題ですよ。だからこそその真偽、実際にそういうことがあつたかどうか。あつたとすれば大問題だから、それは政府の責任として何らかの天皇に対する注意をするとか、今後そういうことが起きないための保証とか、そういうことをやっぱりしなきゃいけないでしょう。大問題だから、そういうことを申し上げてゐるんですよ。

○政府委員(山本悟君) その点で申し上げれば先ほども申し上げましたように、側近におる宮内庁の者といひましては、さやうなことがあつたといふことは全く信じられない、かやうに申した次第でございませう。

○山中郁子君 いやそれは信じる信じないの話じゃないんです。あなたね、いまもおっしゃつたし、先日野田議員の質問に対して天皇の発言は、

御趣旨はそういうことではなかつたとおっしゃるけれども、話として出たのは、テレビだとか、報道だとかで、国民はそれをどう理解するかというの、あなたがどういふに信じるといふことは全然別問題なんですよ。そういうことをごちやごちやにしないでください。

私は重ねて総務長官にお伺いいたしますけれども、いまのような政府の態度で、結局、私はそれは積極的な問題を説明しようとしなさい、天皇のためにも、天皇の立場に立つたつて、もし本当にそういうことがなかつたとしたならば、アメリカの公の公文書館にそのまゝ未来に残るわけでしょう。そういうものをそのまゝ放置しておくということとは、ささいな問題じゃないんですよ。大きな問題なんですよ。だからそのことについて政府がそのまゝあまいまいしておくと、天皇はもしかしらそういうことをしたかもしれないと、沖繩県民を犠牲にして悲痛な声が寄せられてゐるその事態が、もしかしら天皇に起因したのかもしれないという、こういう事実を説明しないままに、そのまゝにして置くということが内閣としてのとるべき態度なのかといふことを私は重ねてお尋ねをし、いまの段階ではどうか、あるいは私の考えとしてはどうかとおっしゃつてゐますから、太平内閣として、内閣としてその問題についての明らかにしていく問題、私がいまここで申し上げてゐる天皇に伺つてもらうということも含めて御検討ください。

○国務大臣(三原朝雄君) 先ほどから申し上げておりますように、憲法草案に基づく「内閣の助言と承認」といふやうなことにつきましては、私はきつめて大事なことであると思つてございませう。したがつて、天皇がみづから作為的に、山中委員のお言葉を借りるならば、積極的にこういうことはどうだといふやうな御意見を述べられて今日までまいるといふやうな言動はいままで承つたことがございませう。したがつて、私は憲法で決められておる助言と承認といふやうなものに基づいて天皇が御決定をなさるということまでいっておりま

す。この戦後早々の時期にそうしたことが寺崎という御用掛から発言があったりして、そういうものが出てまいったという記録がアメリカにあるからといって、内閣自身がいまそのことについて天皇にこれをお尋ねをするという事は、内閣の私は立場をいたしましてもやるべき行為ではないという事を申し上げておるわけでございます。その点でいま尋ねようと言われるけれども、尋ねべきことではありませんという事を申し上げておるところでございます。御理解をお願いしたいと思います。

○山中郁子君 それは全然理解できないんですよ。というのは、お聞きにもならないで、で、どうしてそれがそのままだいまいなまま、灰色のまますつと未来永劫行ってしまうという事をなぜよしとするのですか、内閣が。そんなことではあり得ないでしょう。二つの面があるんです。もしそういうことが本当にあったならば、あったならばこれは重大な憲法違反の行為だし、今後そういうことが絶対にあってはならないという観点から内閣は責任を持たなければいけないでしょう。それからもし本当にそういうことがなかったなら、なかつたなら大変なこれは名誉棄損ですよ、国際的なアメリカとの関係で言えは。そういうものを天皇に対する灰色の疑いを政府が責任を持って晴らさなきゃいけないじゃないですか。どっちにしても、そういう二つの問題があるんですよ。そのことについて何で天皇にお聞きになれないんですかと、私はこのことを重ねて申し上げているんです。当然のことじゃないですか。

○国務大臣(三原朝雄君) 私は、アメリカのそうした文書というものを全面的に肯定をする、経過なり等から見てそういうことを信ずることができないとともに、私はそういう信ずることができないような問題について、しかも、憲法で決めております内閣の助言と承認という責任のある行為をやらなければならぬ立場から見ますと、私どもが現在時点においてそういうことを天皇にお尋ねをするということ自体やるべき行為ではない

いということを重ねて申し上げておきたいところでございます。

○山中郁子君 問題はそんな簡単に、いい問題でもないし、わかる問題でもないんです。天皇に聞けないというこの合理的な理由は何かないんです。あなた何もおっしゃってないんです、事実はわからなないんだと。わからなないからといって、そういうものはないんだと断定されていたら、しやらない。なかつたと断定されるならそういう根拠をお示しにならないか。しやないし、なかつたと断定されていなくて、それは私が信じているんですよ、こうおっしゃる。それは総務長官がどのように何かを信じようとそれは御自由です。だけれども、少なくともこういう問題に關してこういう公的なものとして日本に持ち込まれて、そして皆さんが知つていられるわけでしょう、国民が。そういう状態のものでなぜ明らかにするという内閣の責任をおとりにならないのか。そういうことについては、それじゃ内閣は一切責任を持たないんだという事で、そういう理解でよろしいわけですか。どういふことがあつたとしても、天皇の言動に關して憲法に反する言動があつたとしても、それは内閣は国事行為の問題で助言と承認をするだけではないのであつて、そのほかは国事行為と關係なければどういふことをおっしゃつても、どういふことをされても、それは内閣は責任持たない、こういふお考えだというふうに理解してよろしいんですか。

○国務大臣(三原朝雄君) 憲法で決められております国事行為に対しても明確に内閣の助言と承認が必要であるということが明記してあるわけでございします。

したがいまして、天皇自身がそうした国事に關するようないふことを申されるお方でもないし、今日までの過去の実績等から見てそういうことは考えられませんかというのが官内庁なり外務省の方々の御意見でございます。そういう御意見を担当責任官庁である外務省なり、また官内庁において申されるとするならば、政府といたしましては、その

御意見を踏まえて対処すべきであると思うのでございします。

そういう立場から見ますと、いろいろな御意見もございしますけれども、この点につきまして天皇にお尋ねを内閣がするということにつきましては慎重なべきことであると、そう考えておるところでございます。

○山中郁子君 どういう理由で慎重なべきことであると考えていらっしゃるのかはちつともわからないです。ただ天皇には聞かないということだけをおっしゃつて、そして実際の事実が何ら解明しようという積極的な態度もとっていらっしゃらない。そうすると、そういうことが事実であつたかもしれない。したがってそれは解明しては困るんだと。政府がそういうふうな思つていられると思つたつて仕方ないですよ。責任ある政府としてこの見解を述べていただきたい。このことは、いまここで繰り返しても仕方ありませんから後の機会に譲りますけれども、強く申し上げておきます。一つお尋ねをいたしますが、強制の問題についてです。

これはもう先ほどの議論の中で、私が強制とか拘束と言つて、必ず一々法制局長官は、いや強制じゃありません、拘束じゃありませんとおっしゃるんですけれども、それでいまこの問題をやるわけですけれども、元号法は使用に關して一切決めたものでないといふと繰り返していらつしやるけれども、まず重ねて何ものをも強制、拘束するものではないといふことを確認されますか。例外なしにね。

○政府委員(真田秀夫君) 例外もなしに、この法案はお読みになつておのずから明らかかとおり、使用のことについては何にも全然触れておりません。

○山中郁子君 いままでの審議の経過の中で、法律として決まれば政府は当然のこととしてこれを使用すると、こういう御見解が何回か出ていたと思ひます。これは元号法から出てくる見解ですか、法律そのものから出てくる見解ですか、主としてこの見解は多分総務長官や、あるいは審議室長から何回か発言があつたことだと思ひます。それけれども、政府は当然のこととして使用することになろうという事でですね。

○政府委員(清水汪君) 私の方で何回か繰り返して申し上げておりますように、わが国におきましては、長い伝統を背景にいたしまして、年月日の表示という問題につきましては元号の体系でやるということが原則になつております。このことは現在すでに定着した慣習になつていふふうな理解をいたしております。そのような元号の存続の問題につきまして今回その手続について法律の形で明確に定めていただく、こういうふうにお願ひをしていられるわけでございますので、そこには一つの意味合いをいたしましては、わが国においてそのように公式と申しますか、はっきりした一つの紀年の方法という性格そのものを元号が持つていふ。それが事実たる慣習と申しますか、確立された慣習として公の機関なら公の機関におきましては原則としてそのような方法で表示が行われていふ。このような現実を踏まえた上でその元号の存続の手続につきまして法律をお願いしているわけでございます。

そのような実態から申しまして、私どもとしては、この法案ができましたらば、この法案のもとにおいて定められる元号というものは、この法案による根拠を持つものという意味で重みを持つことは当然でございますけれども、使用していくという問題につきましては引き続きいまの実態が続いていくということでございます。別の面から言いますと、そのような実態を踏まえて法律をお願いしていただくことは、つまり元号が引き続き使われていくということ、つまり元号が引き続き使われていくといふことを法案自体も予定しているといふことは言えるかと思ひます。そのような意味においては従前から御説明申し上げておるわけでございします。法律そのものの字句をいたしましては、たとえばどういふふうに使ふとか、使わなくていいとかいふようなことは一切触れておりません。もちろん一般国民についてもその点は同じでございます。

そのような意味で、この法案自体から直接にどうこうというような、拘束とか強制とかいうようなことは出てこないということもあわせて申し上げておきます。

○山中郁子君　そうすると、法律的には国の機関としても拘束されるものではないということになりますか。これは確認していただきたい。

○政府委員(清水注君)　私どもとしては、この法律が、具体的に、直接的に公の機関なら公の機関について法律的に拘束をするというような意味で申し上げておきたいです。

しかしながら問題は、元号が実態としてわが国において確立された慣行として使われている。これに公務の分野におきましては、原則としてそれによっているという事実を踏まえてこの法律をお願いしているわけではございません。

いえどもおのずからそのような慣行があるということも前提としておりますし、したがって、またそのような慣行が続くであろうということは、やはり予定されているというところは言えると思いますが、そのことは法律が直接的に具体的に拘束をしているという関係ではございません。

○山中郁子君　おっしゃるたかさんのことはもうわかってはいますからいいです、何回も伺っていますから。

法律的には国の機関としても拘束されるものではないと、こういうことですね。そうならそうと云ってください。

○政府委員(清水注君)　とかく裏から言いますと、その裏から言った方がまた別の新しい広がりという意味を持つということが間々ありますので、私は、あえてそのような言い方を避けておきますように、現在慣行として確立されているこのような実態を踏まえて、公式の制度の根拠として今度の法律をお願いしていると、こういう関係であるということを申し上げたいわけでございます。

○山中郁子君　強制するものではないするもので

はないというふうにたくさんおっしゃるから、例外はないのかと聞けば例外はないとおっしゃるから、それは国としても法律的には拘束されるんではないのか、ないんですねということを質問しているのに、お聞きのように審議室長はそれにちゃんとまともに答えないんですよ。答えてくださるように委員長から御注意をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(清水注君)　御注意をいただきました。恐縮に存じますが、現在事実たる慣習であり、これは昭和という元号が事実たる慣習ということでございますが、その使い方として、元号によって年を表すしていくというところは、これは確立された慣行になっているわけではございません。そのような実態を踏まえての今度の法律でございます。

今度の法律自体には直接的に具体的に使用についてどうこうという規定は全くございませんけれども、このような法律ができた後にいっても現在のような使用の確立された慣行、これは当然に続いていくものというふうに私も思っております。そのことは法の立場から言いましたとしても当然に法も予定しているところであらうというふうに申し上げておきたいです。

○山中郁子君　答弁していただきました。それから、ちゃんと答弁するまで私それはできません、ああいう答弁の仕方じゃ。ちゃんとまともに答弁してくれないんですよ。審議できないじゃないですか。何回だって聞いてるのに。

○委員長(松田徳太郎君)　おわかりになります。まあお聞きになってください。

○山中郁子君　同じことの繰り返しじゃわかりませんよ。答えないんですよ、聞いてることに。○政府委員(清水注君)　政府機関に対しては、この法律が法的に直接的に拘束するということとはありません。このことを申し上げておきます。

○山中郁子君　そういうことを聞いてるんです。そういうことを伺って、そういうふうにご答えてくださればそれで済むんですよ。ぐだぐだ回り

くどいこと言うことないんですよ。そういうふう

に聞いていたじゃないですか。それで、そうしますと、いままさん事実たる慣習で今後もそうしたものが使われるということについて、の重みも増すとかいろいろおっしゃった。おっしゃったんですけれども、そうするとこの際、政府としても元号法案が成立するとしたら、何らかの新たな統一的使用の基準とか、そういうものを政府としてお考えになるというふうなことは

ないわけですね。○政府委員(清水注君)　事改めて、使い方につきまして何か拘束するような基準とかいうようなものを出すという必要性は現在のところないのではないかと、そういうふうに考えております。

○山中郁子君　お出しにならないという御見解と伺いました。

それで先日戸籍の問題で十分長いこと議論がございまして、戸籍の場合にはいろいろおっしゃって、結局届け出はそれぞれの自由で、受理するけれども、戸籍はそれを書き直して元号にするんだと、そういう意味では拘束と言えは拘束と言えないけれども、こういうふうな総務長官のお話でございまして、この点は私は、いま繰り返しません。だけれども、原則として本人の自由を、国民の自由をもうと、最大限に尊重するんだというところですね、何回もおっしゃるんですよ。何でもいいますと、それでも出していいですよ、受理しますというところでしょ。それを一生懸命強調されていらつしやるわけね、届け出なんかな。そうしたら戸籍の場合、これは単なる単純な届け出じゃなくて、野田議員もさんざん強調されたけれども、その人の基本的な問題です、戸籍というのは。だからそこに、当然のことながら思想、信条、宗教、そういう問題がまつわりついてくるわけでしょう。だから、少なくとも自由だと、届け出は自由なんだというふうにおっしゃって、ただ事務の統一上元号にするんですよ。こうおっしゃるならば西暦で届け出た方は西暦で受け付けて登記をして、括弧して事

務の統一上必要なら元号を併記すればよろしいんじゃないか、そういうことはできるんじゃないですか。もし本人の、国民の自由を尊重なさるということだったら、そういうことは十分考えられるんじゃないかと私は思うんですが、法務省の御見解をお伺いいたします。

○政府委員(香川保一君)　私どもの所管いたしております公簿、まあ戸籍簿あるいは登記簿でございますが、これは現在でも、元号法がない今日におきまして、大多数の国民が元号になれておるといふ現実を踏まえて、国民が一番利用するのに便利にしようということで公簿の記載は元号の記載を統一いたしております。これは当該個人だけの趣味と申しますが、信条というのか、そういうことで法務省が備えているものではないわけでありまして、一般の国民が利用するための公簿でございます。したがって、公簿の記載は元号法の成立の前後を問わず、やはり国民大多数が慣熟しておるものに統一するという方針は続けてまいりては、これは個々の人の問題でございまして、これは元号を使用するということは今日も強制いたしておりませんし、元号法が成立いたしましたけれども、法的にも、運用上も強制すべきものではないというふうに考えておるわけでございます。ただ、当委員会でも強制するのではないかと、成立いたしましたときには何らかの通達等の方法で国民の側に対しては強制すべきものではないということの趣旨を徹底させたいと、かように考えております。

○山中郁子君　いや、だから西暦で届け出る、それが私の考え方だし、要求ですという人は、西暦で書いて、括弧して元号併記するということではないんじゃないですかという、そういうことはできるんじゃないですかと申し上げている。何もそれは、事務の統一上とおっしゃっているわけだから、何か何でも元号で統一しなければならぬという、そういう根拠もないんですよ。

○政府委員(香川保一君) 公簿の記載も、法律的に申し上げると別に元号でなくともならないという事はないわけでございますが、これは元号法が成立したとしても同様でございますが、ただ、国民の一部の方が届け出につきまして西暦で記載されるというふうなことから、公簿におきまして西暦と元号を併記するというふうなことは、その必要もございませんし、先ほど申しましたように、その個人の公簿ではないわけでございますから、やはり事務の統一というふうな事、あるいは多数の国民が慣熟しておる元号で表示すること、国民に対する行政サービスとしても適当である、かような考えで統一は継続していくべきだろうというふうに考えております。

○山中郁子君 勝手なこともあったときに、西暦がむしろ入っていた方が合理的ですよ、わかりません。親の明治何年、幾つかというように教えるのは大変ですね。私はそう何もかたくなおっしゃらないで。

それともう一つは、この問題については個人の根源的なところで、戸籍というものは、そういうわけだから、そのところを先日野田議員がおっしゃいましたけれども、そういうことを政府もある程度認めていらしているんだから、そういうことは今後の問題として検討なすっていいんじゃないですか。元号法案の中でさんさん、国民の自由の意思は尊重する、要求は尊重する、受理については尊重するとおっしゃっているんだから、それはいいことで、そうしますとあなたおっしゃらなくてもいいけれど、それは政府として、そういうことを含めて検討するということは十分あってしかるべきじゃないですか、その元号法案が成立するしないにかかわらず。

○政府委員(清水注君) ただいまおっしゃいましたように、成立するしないにかかわらずということ、私も同じように考えておるわけでございますが、現在のそういう慣行的に確立している事務のやり方を将来も続けていく、これが一番適当であろうというふうに考えているわけござ

います。したがって、この法案によりまして何か新しく新たに使用の方についてつけ加えられると申しますか、積極的にどこか広がっていくというふうなことをこの法案が企図しているのかというふうなことが別段あるわけではございませんで、私もそういったしましては、現在までに定着しているこの慣行でいくということが一番自然であるし、公務の能率性という面から言いますと、そのことはきわめて当然と申しますか、合理的なことだろうというふうに考えているわけでございます。

○山中郁子君 いや、違ふのね。あなた全然変わらないうえ、重みを増す重みを増すと盛んに言っているわけですね。戸籍の問題についてだつて、元号法案の成立でもって、拘束というものは、そう言われればそうなんですというふうにもおっしゃっているわけ、そのこと議論しませんが、私も、私は、するしないにかかわらずと言ったのは、してもなくても同じだということ、言ったんじやなくて、現在でもそういうことが拘束されているんだから、しない現在でも皆さんが西暦の方がいいんだというところで登録をなされば、届けなされたら、それは尊重して西暦と元号と併記ということをしていいんじゃないですか。そういう根本的な基本的な大事なことなんだから、この審議の中でそういうことを強制しないと、国民の自由なんですとさんさん強調なさっているんだから、そういう手だてをお考えになつてもいいんじゃないですかというのを、お考えになる余地はないんですかというのを申し上げているんです。そんなことはもう一切考えないというのが政府の態度だということならばそれで承っております。

○政府委員(清水注君) 現在の公務のやり方というもので将来も続けていくのが一番自然であらうというふうに考えておりますので、格別にこれを変えようというものは考えていないわけでございます。

○山中郁子君 自由だ自由だと言っても、結局は

そういう自由を尊重するなんという意思はないというの清水さんのお考えのようですね。

ところで、それはあれですか、法務省の問題で伺っているんですけれども、政府の見解として伺つてよろしいんですか。

○国務大臣(三原朝雄君) 先般も最終的に政府の見解としてお答えをいたしましたように、届け出については西暦でおやりいただきまして、そういう場合もありましょう。併用ということでききますので西暦でお出しになりますが、国において処理をいたします公簿の記載につきましては、その際には元号で公簿の整理はさせていただきます、御協力を願いたいと思っておりますというのを申し上げましたが、現在の政府のこの法案を成立させていただいた後の処置といたしましては、いま申し上げましたように、公簿の整理は元号でやらしていただきますので御理解を願いたい、そういうことでおるわけでございます。

○山中郁子君 それは協力という名の強制である、拘束であるということば繰り返しますが、後ほどまとめてそれはやりますとして、いま総務長官お答えになったものと関連して、先日の委員会で法制局長官が何かちょっと新説を打ち出されたように私は伺っているんですけれども、つまり自由だというものは、国民が書くものについて自由なんだと。出しちゃうとそれは国民の側の問題じゃないから、これは役所の方の問題だから、それが自由であるとかないとかいうのは別問題なんだと。書く場合、国民が自分で書く届け出ですね、それが自由なんだというふうに整理をされておっしゃっていましたね。そういうことなんですか。私はそれは異論はありますけれども、少なくとも書く問題については一切自由なんですね。

○政府委員(真田秀夫君) 確かにただいま御指摘のような趣旨の発言を私はいたしました。つまり戸籍にしろ登記にしろ、いろいろ役所に対して申し立てをするその国民は、国民のサイドから見れば、それは西暦をお使いにならうと元号をお使いにならうとこれは自由であつて、元号でなければ

受理しないというふうなことはいたしませんと、そういう意味で、国民には、おつくりになる申請書、届け出書等は、これはもう自由でございますと、ただ、その受理した後の行政庁——この前はちよつと裁判所の例を申し上げたのですが、国の事務として処理する場合には、これは効率的、統一的な事務処理というふうなこともまた大事なことでございまして、これは元号でやると、元号で国の事務は処理するということをお話をいたしました。

で、その話をしましたのは、野田委員が、戸籍なら戸籍の謄抄本の申請をしたときに、自分は西暦で届け出をしたのに、もう謄抄本は元号になつていると、これは国民の表現の自由とか信条とか、それを害することになるんじゃないかというお話に関連してそういう問題が出てきたわけなんです。

そこで私が申し上げましたのは、なるほど戸籍だとか登記の場合には、それは届け出した人が自分で謄抄本をもらうから、話は実はむしろ簡単なんですけれども、両当事者がいると、それで裁判の話をしたわけなんです、これは裁判には限らず、原告と被告がおりまして、原告は西暦で出した、被告は元号で出したと、そうすると裁判所困っちゃうんですね。

○山中郁子君 それはいいです、わかりますから。

○政府委員(真田秀夫君) そこで、裁判の判決なり決定の謄本を送るときは、これは西暦で出した当事者は、もつた判決なり決定なりの謄抄本は元号で出てきても、その辺はがまんしてもらわなきゃ国の事務としては困るであらうと申すので、かというのを例に引いてお答えをした次第でございます。

○山中郁子君 請求書なり届け出なり、国民の側が出す場合については一切強制されないと、一切拘束されないということですね。

免許証の場合は、総理府令で様式ができていて、「昭和」の不動文字が入っていますけれども、これも拘束されないということではよろしいですか。

○山中郁子君　国民の側で書くものなんです。よ。本人が書くの、これ。だから、これ自由でしょう、あなたがおっしゃったことによれば。私、こういうケースはほかにもあると思うんですよ。いま事務の合理化という問題になってきていますでしよう。だから、国民の側で書くものは自由なんだと。

こういう状況になるでしょう。それで御協力をお願いしますということで、ああでもないこうでもない、ああでもないこうでもないと言って一時間でも二時間でも受け付けてくれなかったら仕事にならないわけですよ、みんな、休暇をとって。役所というのは自分が働いている時間に行かなきゃいけないわけでしょう。そういう中で、午前中休暇とって行くわね。もう行かなきゃならない時間になってくるのに全然やってくれない、そんなのざ

転免許に限っては本人が、国民の側が申請書くものについては元号を強制するということは今後なくなると、今後そういうことはしないということでしょうしんですか、確認をしていただいて。

○説明員(森田雄二君) 申請書につきましては、そういうふうな指導をしていきたいと考えております。

○山中郁子君 だったら私、やっぱり法制局長官にごまかしたということをちょっとはつきりさせ

く、書かないという次元の問題だったと思います。その点につきましては、これはるる申し上げておりますように、やはりそれを受け取ってからは公務所の方が公簿を作製したりなんかするときにそれを記入するわけでございますから、願わしくあるためには同じもので書かれていることの方が楽でございますから、そういう意味においてお書きになる申請書とか届け出書にお書きになる段階においてもできるだけ元号でやるといふ公務のいま

までの確立された慣行に御協力を願いたいという立場を申し上げていることが一つございます。

しかし、その場合においてどうしても元号ではいやだと、西暦で書きたいという場合においては西暦で御記入になったものも正式に受理をいたしますと、こういうことが一つございました。受理された後の作業は、これは公務所の内部の仕事でございます。行政庁の中の仕事でございます。

ところで、もう一つの問題は、本日たまたま運転免許証の例で出てきたわけでございますが、近年におきましてはやはり行政の簡素化と申しますか、したがって、結局……

○山中郁子君 なるべく簡潔に。

○政府委員(清水汪君) 複写方式というものはかなり広範囲に広がっていきつつあると思えます。そういったと、たとえば一枚目は申請書と書いてあっても、二枚目は役所の中でそのまゝそれをたとえ写真的に固定すれば使えるというふうな式のものもだんだん出てくると思えます。そうなりますと、やはり今度は別の次元でそうした公務の合理化あるいは簡素化ということに御協力をいただく意味で合わせたふうな書き方をお願いしたいということにもう一度なるわけでございます。いまの現象は、それが二つ重なった現象だと思えます。

そういうことでございますので、これはぜひこの機会にそういうふうなことも申し上げて、かつ御理解を賜りたいわけでございますが、やはりこれからいろいろ機械化とか、あるいはいはずれにしてもいまの複写式に使うというふうな物事はふえてくると思えますが、そのような場合におきまして、聞くところによりますと、そういう場合はまたきわめて厳格な様式のようなものを使うということが当然に要求されてまいりますので、個々の個人が自由な筆跡で書くというふうなことがむしろなくなつて、たとえばそこにおきましてところの代書を仕事にするような方によってそういうものが書き込まれていくというふうな現象も現に広がりがつたように思えますけれども、そのよう

一つの社会的な機能ということを媒介にした上で全体としては公務の合理化の方向へと、やはり事態が進んでいくのではなからうかと、このように考えておるわけでございまして、そのような場合につきましても御協力ということでございまして、ぜひ一般の国民の方々にもその点を御理解賜りたい、このように申し上げたいわけでござい

○山中郁子君 そうするとこの前、国民の側で書くものは自由だと、強制、拘束しないとおっしゃったのは訂正されるわけですか、政府の見解というものを。法制局長官が答弁されたことですので、法制局長官からお答えをいただきます。

○政府委員(真田秀夫君) この前申し上げましたように役所の中でつくる公文書ですね、これと、それから国民が書いて役所にお出しになる届け出書、申請書とは性格が別でございまして、前者については、これは役所の仕事でございましてから統一して行きます。国民がお出しになる分については、これは自由でござい

○山中郁子君 じゃ、清水審議室長のおっしゃることやっぱり違ふんですけれども、どうなんですか。それはちょっと統一して聞かせてください。国民の側で書くものは自由であるというのが法制局長官のおっしゃること、審議室長は国民の側で書くものであつても、こういうケースのような場合に複写になったりなんかして、向こうの原本になるものもあるから、それは自由でない。つまり、もっと言えば元号使用に協力をお願いするんだと、こうおっしゃっている。これは明らかに違ひますよね。こういうケースはだんだんふえてくるだろうと清水審議室長おっしゃっている。私もふえてくるということは可能性として考えられると思ふんですよ。

○政府委員(清水汪君) 大変恐縮ですが、国民の側で書くという、その書くという物理的現象の面だけについて言えば、昔のような時代で書いてた状態は非常に単純でございました。ところが、近年においてはたとえばその上から書くことによつて、たとえば下がコピーになれば、そのコピーの下の方のやつは公務所の書類としてそのまま使うというふうな現象が近年はふえてきました。そうなりますと、同じ書くという意味において、書くということにつきましても、その中に二つの行為がいれば複合的にある、こういうことを私は先ほど来申し上げているわけでございまして、本来的に国民と行政庁との関係という意味におきまして根源的なところでとらえれば、申請書とか届け出書というものについて書くことについては私は御協力をいただきたいというものは申しつても、なおかつ最終的にそれは強制するものではない。したがって、最終的な方から言えば、西暦で書くのもいけば自由に受理されるということになるわけでございますけれども、公務所の文書の方は、従来申しましては元号で統一してまいりたいわけでございますので、今度は新しく複写式とかそのような現象の場合におきましては、その新しい意味においては公務の能率的あるいは合理的な処理に別の意味で御協力をいただかなければならない、このことを新たな問題として申し上げているわけでございまして、法制局長官が法律論的に申し上げていることと別段矛盾をされているということはなくて、同じ論理の上に立つて申し上げていることと存じております。

○山中郁子君 矛盾してまいりますので一致させてください。片方の法制局長官は、国民の側で書くものは自由だとおっしゃっている。審議室長は、ものによつてはやはり自由じゃなくて、拘束することにもなるよ、こうおっしゃっているわけですか。これは明らかに違ふんですよ。さきさん議論をした問題です。これからだつてこの強制問題、拘束問題というのは大変大きな問題なんです。一致させてください、委員長。

○政府委員(清水汪君) それでは逆の言い方を、これは例示的という意味で申し上げたいわけでございますが、仮に複写式にやっているとしようとな役所の事務のやり方に差し支えがあるというところになれば、その場合には二つの選択があると思ひます。そのような事務のやり方をやめていくか、それとも国民が書く方の段階から公務所の方の職員が書くかということにならうかと思ひます。どちらも理論的には可能であり、あり得ることと思ひますけれども、現実の問題としてはやはりそれは大量的に処理をいたしておるような場合に起きる事柄でございまして、公務の方の能率的な、効率的な遂行と申しますか、簡素化に御協力をいただきたいということになるわけでございまして、この点は御理解をいただけるのではなからうかというふうに思つておるところでござい

○山中郁子君 一致してないですよ。

○政府委員(真田秀夫君) 基本的には全然矛盾しているとは思つておりません。

○山中郁子君 それじゃ、法制局長官はこの前国民の側が書くものについては自由だとおっしゃったのはそれは訂正ですね。場合によっては自由でなく、協力をどうしてもお願いしなきゃならないものもある、そういうことですね。訂正なさるわけね。

○政府委員(真田秀夫君) 国民の方でつくる文書ですね、これは本来自由なものなんです。ただ、審議室長がある説明しておりますように、事務の処理のやり方についてだんだんと手続の簡素化とかいふようなことがあれば御協力を願うということとはあり得る、しかし基本的な考え方というしましては、これは国民がつくる書類はこれは併用で、どちらでも結構であるというのが基本的な考え方でございます。

○山中郁子君 だから、法制局長官は国民の側でつくる、書く文書はそれは自由だとおっしゃったけれども、ものによつては自由には、やはり西暦だといって自由に受理してもらえないというものもあるんだということにこの前の御答弁が変わるんですよ。先ほど私が一番最初に確認したのは、例外なしにそうですねと言つたらそうだとおっしゃったけれども、それは訂正されるということですね。それならそれでいいですよ。いいというのは、それでわかるから、清水さんのおっしゃる

ことと一致するから。

○政府委員(眞田秀夫君) 何通も申し上げますように、国民が役所に提出する届け出書なり申請書なり報告書なり、それは紀年法としては元号をお使いになっても西暦をお使いになっても本来自由なものでございます。先ほど審議室長が申しましたように、いろいろ事務のやり方についてコピー式とか電算機にかけるとかいうようなことがありまして、基本的には国民がお出しになる分は自由でございます。

○山中都子君 基本的にはという話はついてなかったんです。もともと自由だと、全部それは自由だということだったんです。それが今度は、それじゃこういうものは例外が出てきて基本的には自由だということならば、それはだから変わるんですね、御答弁が変わるんですねということをお願いしているの。それで清水さんの話によれば、そういうケースはこれから事務の合理化などでふえてくるであろうと、こうおっしゃっているわけでしょう。それはやっぱり重要な問題ですよ。やっぱりそれじゃ自由じゃないか。届ける国民の側で書く側については自由だと何回もおっしゃったんだから、だけれどもそうでないケースがあると、そういうケースはこれからふえてきますと、御協力を願いますと、こうおっしゃっているんだから全然違うですよ。それはちょっとはっきりしてください。委員長、ちょっとちゃんと統一してもらってください。で、……(「わかっていないじゃないか」と呼ぶ者あり) わかってないじゃないですか。違うじゃないですか。二人の言っていること違いますよ。

○委員長(松田徳太郎君) 委員長の理解するところでは、根本的な矛盾はないと……(「そうだ、そのとおりだよ」と呼ぶ者あり)

○山中都子君 どうしてですか、委員長。それでは、要するに国民の側が書くのは自由だとおっしゃって自由でないものもあると、こういふことですね。(「国民が理解したらい」と言っているんじゃないか。わかっていないじゃないか」

と呼ぶ者あり) こういうことですね、法制局長官にお伺いしております。

○政府委員(眞田秀夫君) 国民の方でお書きになる文書についての紀年法は自由でございます。これはもう現行どおりでございます。この法案ができたからどうなるというものではございません。

○山中都子君 じゃ、自由であるということですので、国民の側で書くものは自由であるということですね。それは変わらないわけですね。だから、こういうことを出す側がいま西暦で書く元号に直してくれと、どうしても強制されるケースがあるんです。いま現在の自動車免許証の問題もね、さっき警察庁がおっしゃったように、これはそういうことのないように総理府として、政府としてちゃんと御指導いただきたい、責任を持って。ということ、もう一つは、先ほどちょっと触れましたけれども、協力をお願いする、協力をお願いすると言いますけれども、実態は先ほど私が申し上げたとおりです。ですから、自由であるということならば、もうそういうことを余りつべこべ言わないで、実態は結局それで強制になって二時間も三時間もかかっちゃって大変な時間のロス強いられまして、そういう実態がありますから、いざにしてみても自由なんだということを政府がこれだけ何回も口をきわめてお約束なすっているんですから、もうそういうことについてはもうたくさんの人が、半分以上の人が西暦を書くというふうな状態にいま現在あるわけじゃないでしょうか、実態的には。だから、そういうことをつべこべ言わないで自由だということを政府が責任持って国会で約束しているんだから、そういう指導をちゃんとしてください、無条件にそういうものは受け付けるといふことを、そういう指導をしてください。そうしなければ自由だと言ったって、実際は不自由で拘束されるんですよ。それが実情なんです。これはぜひとも総務長官にお考えいただきたいと思ひます。

○政府委員(眞田秀夫君) でも、政府の方でつべ

こべ言うんじゃないで、この法律ができると強制になるんじゃないかとおっしゃるから、それはそうじゃありませんと、この法律にはこの前も申しましたように、強制の強の字もなければ制の字も入っていないであって現行と同じでございます。と、使用関係については、そういうことを申し上げているわけでございます。

○山中都子君 あなた方は協力を要請するということをやっているから、窓口のたとえは公務員の人たちに協力を要請しないという指導がきつとあるんじゃないか。だから、一生懸命協力を要請するわけだ。で、それはそういうふうになれば、なっていればまだいい方で、逆にそれはもう元号でなくちゃ困るんだ、元号で受け付けなきゃだめなんだという、むしろそういう指導になって、だから協力なんということでなくて、西暦はだめなんだということでもうしても受け付けてくれないというケースがやっぱりたくさんあるんです。そういう事態をなくしてくださいということ、ここで皆さんが自由だ、自由だとおっしゃるならば、さういふ責任を持って指導してくださいと、こういうことをおっしゃっているんです。この免許証の問題も含めてですよ。

○国務大臣(三原朝雄君) 法制局長官なり清水室長がお答えをいたしておりますように、原則的には御指摘のように届け出書等につきましては国民の自由な判断によってひとつ西暦でも元号でも結構でございます。それは原則的にはそういうことでまいるわけでございます。

なお、窓口におきまして新しい事務合理化のための制度などができて、そこで書いていただくものがすぐ公簿にそのまま利用させていただくというふうなことになるか、あるいは事務もあるかもしれない。そういう点につきましては、十分国民の方の御協力を受けたということでも申し上げておるわけでございますが、したがって、そういう点について、公務員は国民の公僕でございますし、そういうときに大事な国民の時間に二時間も三時間もお待ちして、そこでトラブルを起こすこと

ないような処置を、ひとつ何らかの指示をするなり通達を出すなりして配慮することが必要であるという御指摘でございますので、その点につきましては、いま貴重な御意見を承りましたので、十分念頭に置きながら対処してまいらねばならぬと、こう考えておるところでございます。

○山中都子君 それは重ねて申し上げておきますけれども、先ほど法制局長官がお答えになりましたように、国民の側で書くものはすべてそうなんだというのを、はつきりその上に立っておやりになっていただくということを重ねて念押しをしておきます。

それから、これも審議の中で明らかになってきているんですが、公務員にどういう強制が出るのかということについて、元号法案が成立した、しないにかかわらず職務命令に反するということがなければ処分は受けますというふうな見解として提起をされておりますけれども、公務員が仕事で年表示をするものはたくさんありますよね。書式で決められたものだけじゃなくて、いろんなもので公文書はみんなそうです。公文書でしよう、仕事上書くものは。上司に報告するといったって、みんな年月日入れますよね。そんなことまで全部強制する職務命令だなんておっしゃっているわけじゃないだろうと思ひますけれども、それはどういふことを言われているんですか。たとえば客観的にわかるもの、つまり省令だとかなんかで基準が、不動文字が入って基準が決められていますね、様式が。そういうものの範囲のことについて頭に置いて事務の統一ということでおっしゃっているわけですか。公務員がつくる文書に使う年月日の表示についてどういふ——全部が全部じゃないでしよう。いま私が言ったように何でも、ちょっとメモを出すんでも、それも公文書といえ公文書ですわね。役所の仕事の上で書くんだから。そういうものまで全部含めておっしゃっているんじゃないだろうと思うんですけれども、どういふところに基準を、だれが見ても客観的にわかる基準を置かれて考えていらっしゃるのかということをお

尋ねたい。どなたでもお答えいただける方ではないです。

○政府委員(眞田秀夫君) 公務員に対する紀年方法の使用について、私がお答えをしたことがございます。それも先ほどの話にも関連するのですが、今度の法律ができたから、この法律の効果として公務員に元号使用の義務が直ちに出来るかというような形の御質問がございましたので、それはそうじゃございませんと、先ほど申しましたように、今度の法律は使用については何ら触れていない。ただ公務員の場合には国家公務員法なり地方公務員法なりあるいは裁判所職員臨時措置法なり国会職員法なりで法令には従わなければならない、あるいは職務上の上司の命令には従わなければならないとかいうふうになっておりますので、その職務のうちの法令に従わなければならないというその法令には当たりませんと、当たりません。しかし合理的な理由があつて上司が下僚に対して公文書の作成については元号を使いなさいという職務上の命令が出れば、それはそれに拘束されるのはこれは法律論としても当然であります。ということをお願いしたものであります。一体この範囲の文書についてそういう命令が出るかといふようなことまで、それは私の所管じゃございませんので、それは当該各省各庁の上司が合理的な範囲内においてそういう命令を出しなれば、この命令には従わなければならないとか、しかもその命令が出た場合に、風変わりな公務員がおりましてそれに従わないということがあれば、それはまた公務員法上の懲戒の理由にはなりまじうと、法律上はです、法律上は懲戒の理由になることはありますというお答えをしたわけでございまして、どの範囲の文書について命令を出すのであろうかというふうなことで実はせんさくしてお答えをしたわけではございません。

○山中都子君 私はその点を法制局長官に伺いましたのは、これは四月十一日の衆議院の内閣委員会の議事録ですけれども、これは御野委員ですかの質問に対して法制局長官が「およそ公務員であ

る者が公務上作成するいわゆる公文書の表現としては元号を用いなければならない」とは、これは先ほどもお触れになりましたように、公務員という特殊の身分関係に基づいて職務命令でございまして、「と」というふうな言い方をしていらつしやるのね、だから結局公務員がつくる公文書、公務員が公務上つくるのはみんな公文書です。で、しよ「およそ公務員である者が公務上作成するいわゆる公文書」ですね。これは全部だから元号使用なさいという職務命令でございまして、こうおっしゃっているから、そんな何が何でも全部ということではないでしようというのをいまま同っているの。だからどういふものを、どういふ範囲を考えていられつるんですかというのを伺つたんです。でもこのとおりやつぱり全部ということな

○政府委員(眞田秀夫君) その問題についてはたびたびお答えしているんですが、そのつど私は合理的な理由があつて職務上の命令が出ればというふうな言い方をするわけなんです、何が何でもすべてという命令が出るというのを実は念頭に置いておいて、恐らくは現在も大体公務員がつくる公文書は西暦じゃなくて元号で行われておりますので、そういう命令が、この法律案が成立したからといってすぐにそういう命令が出るというふうな具体的なことを考へて言つたわけではございません。冷ややかな法律論を申し上げておるわけではございません。

○山中都子君 冷ややかな法律論を聞かせていただいたんですけれども、そうしますと、これは総理府の方に伺いますが、私がこの点にぜひはつきりさせてほしいと思ひますのは、政府は、元号法案が直接使用を強制するものではないとか拘束されるものではないと、これは直ちに直接公務員にも国家機関にも及ぼすものではないと、先ほど御確認になったんですけれども、重みが出てくる、重みが出てくるとおっしゃるのよね、重みが出て

くるということは、やつぱりこういうことを契機にして元号が法制化されたんだから、それともまた期待されて元号を使うんだと思うんですけれども、職務命令の範囲であるということでも恣意的な、つまり個人的な職制の判断でこれについてもそれは元号を書くのが職務命令の範囲であるか、そういうことにかなりかねない中身を持つてゐるんですけれども、常識的に考へるのは法令集として、様式としてできている、そういう客観的にみんながわかるもの、職制の個人によつて恣意的に決められるようなものでない範囲、そういうことが合理的な範囲というふうな理解をされてしかるべきだと思つておりますので、その点をちょっと御見解として伺いたいということです。

○政府委員(清水注君) 合理的な範囲ということが根本の趣旨であるということではございまして、ただ合理的な範囲の例というものが一つ一つどうかというようにちよつと聞かれますが、これはなかなか即答いたしかねるかと思ひますが……

○山中都子君 客観的基準のあるもの。

○政府委員(清水注君) 私ども実際問題として見ておりますことを多少申し上げますと、やはり公務上の書類といひましても、その中でも一番典型的なものは、その公の機関の意思なりを表明しているようなその公の公文書、こういうものは典型的にあると思ひますが、このようなのは、これはまず疑問の余地がないだろうと思ひますが、じゃ逆にこの例が適切かどうかは多少私も自信がございませぬが、内部的にはたとえその個人がいろいろの物の考へ方なりというふうなものやいろいろの作文をしておるというふうなケースも中央省庁の場合には間々あるわけではございますが、それはまだその本人の研究段階のことではございまして、そのようなものが全体の討議にかけられた後で公務上と申しますか、その公の機関としての物の考へ方なり方針なりというものが決定されるわけ、その決定される段階というものは、ただいまの公の立場で合理性というふうな話に入ってくる問題だらうと思ひますが、個人が頭の中であらう

る論理を考へたり説明したりしている段階で、元号で書こうと西暦で書こうとこれは別段どうということはないのではなからうかと、こういうふうな感ずるわけではございまして、まあいまは余り適切な例とも思ひませぬけれども、公務の立場で合理性という問題は、今後ともやはりその趣旨を踏まえたところで誤りのないようにはいかなければならないと、そのように私も自身も考へておるわけではございません。

○山中都子君 職務命令で合理的な範囲でそれ違反すれば、別に元号の使用強制は法律的にはないけれども、元号を使わなかつたということでは自分の対象になるという冷ややかな法律解釈とおっしゃつてお述べになりましたけれども、私はこの問題はもちろんな問題であります、本質的に。だけれども、これは別なカテゴリーの問題です。それからそれはそのことに触れません。で、私はそれがよろしいと言つてゐるわけじゃない。言つてゐる問題なんじゃないんだということなんです、それは別な議論になりますから。

だけれども、仮にそういうふうにしてあなた方がおやりになるとすると、元号は法律になつたんだから重みが出てきたんだということと相まって相乗作用を起して、やたらに何が何でも元号で使わなきゃいかぬのだというふうな考へる職制が職務命令だといふふうになつてくるというふうな問題も出てくるわけでしょう。そういうことで、私は、それじゃある程度基本的な言い方でいいですけれども、客観的なものであつても恣意的なものじゃなくて、客観的な分野をはみ出るようなことについて元号使用を強制するものではない、ごく基本的な考へ方としてですね。つまり様式として決まつてゐるものとか、そういうものの範囲だといふことがお考へとしてあるならばそのように承りたいということです。

総務長官からお答えをいただければ幸いです。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えいたします。公務執行の場合に、客観的に見て合理性を伴つておるかどうかという判断に立つてのお尋ねだと

いうことでございますが、たとえばそれはいままで使っておりますのは主として元号を使っておるわけですが、しかし中には、私の方でやっております統計の事務を世界的な幅で機能したいとか、あるいは広報機能にいたしてもそういうものがあったりします。

文部省におかれましては、長い年次を換算をせざるやならぬという場合は西暦をお使いになるというふうなことがあるわけでございますから、そういう点は御指摘のように私は客観的に見て合理性があるかないかというところは、そういうときに私はお決り願えるものだと思うのでございまして、そういう点から見ても、それをどうしても客観的に見て西暦を使うべきもの、あるいは元号でいった方が適切であり、妥当であるというふうなもの、をだれもが客観的に認めるものについては、先ほど御指摘のように、これを行政執行命令に反するとかいうようなことで、いろいろ処罰をするというふうなことはあり得ないものと、良識がそういう点については解決をしてくれるものだという見解に立っておるわけでございます。

○山中郁子君 その面もあるんですけども、私が申し上げているのはちょっとその面じゃなくて、もう一つの面で元号使用が原則に行われていまして、法案ができました、それで一層重みが増しました。もともとやっぱり原則として元号を使用しないさいと、これは職務命令だというふうなことに発展してきますと、何でもないような、公文書と言えはみんな公文書ですから、公務上仕事上つくる文書は、そういうものにまでみんな元号を書かなければ職務命令違反だというふうなことに広がっていくようなことではないだろうと思うけれども、そういう場合のやっぱり考え方としては、こういう法令や何かでもともと様式が決まっていますでしよう、書式が決まっているものとか、そういうようなものは客観的にわかるわけだわ。だけれども、職制の恣意的なもので元号が公務員のどんなものにも強制されるみたいなことが広がっていくことは、これはもう使用強制の一層の

広がりになるわけなので、私は合理的なものについて職務命令違反で処分するみたいなのはまた別な問題点としてありますけれども、いま議論しないにしても、そのことをいまお尋ねしている。だから元号使用を公務員に対して上司が命令するなり何なりするにしても、それはおのずとだれが考えても客観的な法令の書式があったり、そういう省令や何かがあったりそういうものではないかと、ですわというところを伺っている。

○国務大臣(三原朝雄君) 御意見のとおりだと思います。特に恣意的なものに強制して元号ができたから、元号法が制定されたからこれを拡大して使用せよというふうなことは、私どもは全然考えておりません。

○山中郁子君 関連してお伺いいたしますけれども、先ほどたまたま私の質問に対して長官が、外国の問題だとか統計だとかいうことで西暦の使用の方が合理的であるというふうなことも出てくるというお話がありました。私はやはり今後の問題として、そういうことは相当やっぱり一層変化してそういう状況になってくると思うんですよ。それで一つは、国会図書館においていたいていれば、国会図書館の図書カードですね、これが全部西暦に今後統一されていくというふうな図書協会としての方針などがすでに出版されているというふうな伺っておりますが、その辺の状況をお知らせいただきたいと思います。

○国立国会図書館副館長(酒井悌君) お答え申し上げます。図書の整理につきましては、日本図書館協会が制定いたしました日本目録規則というものに準拠してやっておりますわけでございます。それでいままで、終戦後でございますけれども、二度その改正が行われました、昭和四十年一九六五年でございますけれども、このときの目録のとり方は書物の奥付に昭和なら昭和という年号で書いてあるものはそのままだと使いたくない。奥付に西暦で書いてあるものはそれはそのままだと使いたくない。ただ便宜上昭和というのが使用しうまいの悪いときには補記を

して西暦を書き加えたい、これが昭和四十年制定された目録規則でございます。このたび一昨年の十二月にこれを改正いたしました。これは長い間時間をかけて検討して改正したんですが、その改正の結果は全部西暦によって記載をするということに改正されたわけでございます。それで当館におきましても昨年の一月、これを採用いたしました。なぜならば当館は日本の図書館の標準となるものでございまして、日本図書館協会の決定に従ってやっておりますわけでございます。その改正の理由でございますけれども、まずこの日本図書館協会が多年にわたって研究されたその成果を当然尊重していいことというのを基本的姿勢にしております。

それからもう一つは、西暦と元号と両方書きますと、非常な手間がかかるわけでございます。国会図書館だけにいたしましても年間数十万冊の本が入りまして、カードをつくるわけでございますし、両方書きますと非常に手間がかかりますから、西暦一本にしたというところでございます。

それからもう一つは、カードの配列でございます。図書館は、御存じのように、古い本から新しい本まででありまして、その配列の順序と申しますのは、年代によって配列しておるものでございまして、年号だけでやりますと配列に非常に苦労いたします。したがって、全部西暦に統一してやろうというところでございます。

それからさらに、もう一つの大きい原因としましては、現在図書館業務にコンピュータを導入いたしました。これを行っておりますが、このコンピュータを駆使いたしまして図書館業務を処理するときに、元号でもってやるというのは非常にむずかしい、システムをつくる上にむずかしい。それでこの数字だけであらわせる西暦の方がいいのではないかと、これも一つの理由でございます。

さらに、この図書館業務と申しますのは、単に日本の国内だけじゃございません。日本の図書は外国の研究者も利用するわけございまして、外

国の国際的な記述の基準といたしまして、国際標準書誌記述という、ISBDとこう申しますけれども、標準があるわけでありまして。それは全部西暦でやるということになっておりますから、それでやりますと、外国の方も日本の図書を表示するのにも非常に便利だ、こういう理由でもって改めまして、昨年の一月から全部西暦に統一してやるようになっております。

○山中郁子君 いま教科書が元号法制化によっていろいろ元号の使用が強制されたり、拡大されたりするところがあるわけがある問題で論議をされておりました、私はいまそのことはいたしませんで、あしたの連合審査でその問題についてはまた文部省の方にお伺いをするつもりにしているわけですが、けれども、教科書の年表示ですね、これはいま現状どうなっておりますか。西暦主体で重要なものは元号併記と、このように私は理解しているのですけれども、文部省の方はいらっしゃいますら御答弁をいただきたいんですけれども——いらっしゃらない。じゃ、よろしいです。

あわせてお尋ねをいたしますが、郵政省はお見えたいたしておりますか。——元号問題、年表示の問題で、これは私が伺ったところによると、郵政省が、進学ローンを西暦で申し込んだら受け付けてもらえなかったというふうな種類の話をちょっと耳にしたことがございまして、進学ローンですね。その問題はどのようなことになっているのか。

それから第三種の届け出を元号でなければだめだと言われたとか、あるいは元号で出しているのを西暦に変えたいと思って言ったけれども、どうしてそれは変えてくれなかったとか、そんなような話も耳にしておりますので、こうした種類についてはどういふ扱いの状況になっているかお知らせをいただきたい。

○説明員(岩島康壽君) 御説明申し上げます。私どもの進学ローンの取り扱いでございますけれども、御承知のように、私どもの窓口では国民

金融公庫の貸付金のあつせんという業務を行つております。このあつせん申込書などを出した際に、これは様式がございまして、これは「昭和」という不動文字を使つてございます。ただ、これは国民金融公庫との事務の整合性といったようなこともございまして、なるべく昭和ということで私も統一していただきたいと思つておりますけれども、預金者の方が申し込みになります書式そのものにつきましては、これは西暦で御表示になりたいと仮になりました、それは私もはそれで受ける、こういうことで指導をしております。個々に先生おっしゃったようなケースがあるということは私現在のところ聞いておりません。

○説明員(桑野扶美雄君) 第三種についてお答え申し上げます。
御質問、二点ございまして、まず申請段階のお話でございまして、第三種郵便物の認可申請書あるいは申請後の発行人の住所変更届け、こういった各種の届け書につきましては、郵便規則でその様式を定めておりますけれども、この様式では、申請年月日の欄は昭和何年何月何日としております。ただこれは様式でございまして、元号による表示を強制したものではありません。

それから認可を受けました第三種郵便物に表示する年月日についてでございますけれども、この郵便規則に掲げておりますけれども、何年何月何日第三種郵便物認可と、こういう表示をすることにしておりまして、これも元号による表示を強制しておるものではございません。

○山中都子君 じゃ、ちょっと確認したいのだけれども、進学ローンも、第三種の受付も、そういうことで一切強制はない、自由に申し出ていいんだということですね。
進学ローンのことが私ちょっとわからなかったのですけれども、何か印鑑証明がどうのこうのという話があつて、それが西暦で書かれてあるのは外国人で、元号で書かれてあれば日本人だといふ

ふうに見るから、西暦で書いていくと外国人だからローンを貸せないのだと、こういうふうなトラブルが——トラブルというか、そういう話を聞いているので、そういう関係はあるのか、ないのか。一切そんなことは関係ない。要するに本人の希望で、西暦でも元号でも進学ローンの融資の手続はもたらえというところで理解をしてよろしければ、そのように御回答いただきたい。

○説明員(岩島康春君) 御説明申し上げます。
第一点の先生御指摘いただきました利用者の方が郵便局の窓口にお出しいただく書式でございまして、これは西暦でお書きになつても、これは私も受け付けるということにしております。

それから第二番目の印鑑証明のお話でございまして、これは多少私どもの内部の手続というところで恐縮でございまして、国民金融公庫の進学資金の貸し付けは、先生御承知のように、外国人を目下のところ対象にしておりませんもの、ですから、私ども窓口でこれを受け付けるときに、窓口として、外国人であるかあるいは日本人であるか、こういう判断をするということが必要になつてまいります。この判断の一つの方法として、私どもも、私どもも一審確実な方法としては、たとえば戸籍簿本をお出しいただくといったようなこともあつたわけでございまして、戸籍簿本をお出しいただくというものは、これはなかなか預金者あるいは利用者の方に御負担をかけるということになりますので、なるべく簡単な方法はないものか。こう考えまして、この申し込みの際に印鑑証明をお出しいただくことになっておりますので、この市町村の発行いたします印鑑証明、これは事実上いたしまして、日本人でありますとの生年月日のところが元号で、それから外国人の方でございまして西暦ということが事実上ある。

これは国民金融公庫を通じて私も私ども確認いたしたところでございますけれども、こういった違いがあるということに私も着目いたしました。また窓口で日本人であるか外国人であるかということを判断するということの有効な手段とい

たしましてこれを使わせていただいております、こういうことでございまして。
で、これはあくまでも窓口におきまして、外国人であるか日本人であるかということの有効に判断するといふ手段でございまして、仮に——こういうことはまだ、私も今回の貸し付けを行いましたけれども、聞いてはおりませんのですけれども、仮に日本人の方であつて、そして御提出いただきました印鑑証明書が西暦表示である——これはこういったケースはないと聞いておりますけれども、あつたような場合は、まさに戸籍簿本といたつたようなものをまた新たにお出しいただくというような方法で、日本人であるといったことを確認いたしますればお貸しするということにしております。まあこういったケースは、この春の貸し付けでもないということには聞いておりますけれども、考え方としてはお貸しするということになつております。

○山中都子君 そうすると、その印鑑証明ですね。これは自治省の関係になるんだと思うんですけれども、自治省では印鑑証明は、いま郵政省から御説明あつたように、西暦で申請はしても、日本人の場合には元号で出すと、こういうことになつていくわけですか。
○説明員(木村仁君) 御承知のように、印鑑登録の事務というのは、地方公共団体固有の事務で、地方公共団体がその自主的な意思に基づいてやっていることでございまして、その様式、手続等において西暦を使うか、元号を使うかということも、全く地方公共団体が条例等の所定の手続で定めた事柄によつておるわけでございまして。ただ、地方公共団体としては、ただいま例に出されましたようないろいろな法律関係なり手続関係なもので行います場合に、住民が一番スムーズに便利にやれるように取り計らうということをやっていると思つたので、そういういまのような事態の場合には、外国人については西暦、日本人については元号という形で使っているところもあると思つたので、これはその各団体が独自の判断で

やつていふものというふうに考えております。特に私どもはどちらをどうだという指導はいたしておりません。

○山中都子君 郵政省にもう一つ確認をしたいんですけれども、たとえばキリスト教団体の方たちが機関紙を第三種で申し込んだと。で、元号で申し込んだ、たまたまそのときどうしても元号にしてくれと実際言われたと言ふんですね。そういうことよくやつぱりあるんです、あなた方強制しないとおっしゃつても。そうしたら、今度元号でなく西暦に変えたいということでも申し込んだら、絶対にそれ変えてくれないう言ふんです。最初元号で受け付けたからもう西暦には変えないと、こうおっしゃつていふもの、そういうことではないんですね、具体的に持つていけばすぐそれは変えてくれるということですね。
○説明員(桑野扶美雄君) お答えいたします。
お話のようなこの認可年月日の表示についてのトラブルというのは、私も事例がございましたら、具体的に御指摘いただければ調査いたしました適切な措置をいたしたいと思つた。ただ、いまお話の、すでに元号で現在表示している認可年月日を西暦に変更したいというお話でございましてけれども、まあこの場合の特別の変更手続というものもは定めておりませんけれども、従来からこの表示されているものを異なつた年表示をなさりたいというところでございまして、あらかじめ認可をいたしました地方郵政局へ御連絡いただければと存じます。

○山中都子君 まあ限られた時間ですので、最後の問題になるんですけれども、昨年改元の問題についてちょっと最後にお尋ねをしておきたいんです。
今度の元号法案が一世一元だということなんですけれども、昨年改元方式を、まあ公明党さんなんか熱心に提起をされていらつしやるわけなんですけれども、これに対して政府は、大変貴重な御意見なので検討させていただくと、こうおっしゃつて

いるわけね。私は、その問題はかなりこの元号法案の解釈そのものの基本にかかわる問題だという意味で重視をして説明をしたいと思っているんですけれども、これはこの元号法案の第二項を、提案者の提案趣旨から離れて文字どおり解釈しますと、除年改元というところもあり得ると思うんですね。そういう意味で検討しているのは、こうした解釈運用もできる、この文言どおり解釈すれば、このことを意味しているんですか、除年改元について検討しますとおっしゃっていることは、その法文解釈上それができるという理解でやっているんじゃないんですか。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えいたしますが、皇位の継承があった時期ということに、法律の中にはつきりいたしておるわけでございますが、したがってこの意味は、できるだけ速やかに改元をするということに私は解しておるわけでございます。しかし、このいろいろ衆参で御審議を願っておりますように、開かれた主権在民の新憲法下におきましては、開かれた元号であるということをお考えをもらいたいという意見もあります。それから国民の生活なり経済負担というふうなものも多くさせるようなことになってはいけませんというふうな御注意もあるわけでございまして、そういう意味で、国民生活にできるだけ負担なり影響を少なくする、そういうことも考えてまいらねばならぬというふうな点を考えてまいっておるわけでございまして、そういう中で、除年というものが主として公明堂の方々と、それから新自由クラブの方々あたりからそういう意見が出てまいりましたので、そういう御意見につきましては、いま申し上げましたような立場を踏まえながら、貴重な意見として今後の具体的な検討の資料としてまいりたいということを御回答申し上げたところでございまして。

○山中郁子君 そうすると、この元号法案の二項「元号は、皇位の継承があった場合に限り改める。」となっている、この解釈運用によって除年改元方式をとることもできるかどうかを検討しますと、

こういう意味ですか。つまり除年改元方式を、皆さん方は、提案趣旨は皇位継承が行われた場合には速やかに改元するということを提案理由の趣旨説明でおっしゃっているわけ。そうでなくて、この「元号は、皇位の継承があった場合に限り改める。」ということだけを、この文字どおり解釈すれば、除年改元方式だとしておけるわけですね。そういうことをこの第二項で解釈をして考えていらっしゃる、こういうことですか。

○政府委員(清水注君) 先ほど総務長官の御答弁の中、これは用語でございまして、皇位の継承があった時期にというふうな、時期という言葉を使わねばならぬ、これは正確にはたゞいま先生のおっしゃいましたように「皇位の継承があった場合に限り」ということでございまして、もともと「場合」という表現をとっておりますのは、そこにある程度の時間的なゆとりというものを政府にゆだねていただきたいという考え方からそのような表現をとっているということが一つでございます。

なぜそのようなゆとりをお願いしているかというところにつきましては、これは逆に言えば、るる申し上げておりますように、やはり皇位継承がどういう状況で起きるか、あるいはその場合の国民感情あるいは国民生活、経済社会活動に与える影響、そうしたもののやはりいろいろ考えてやっていく必要がある。これからの国民に使われる元号でございまして、そのような配慮が当然望ましいと、このように考えておるから、そのような法律上の緩やかな表現を、表現としてはお願いをしておるわけでございまして、しかし、皇位の継承があった場合に改めるといふ、その基本の線からいいますと、やはり元号というもののあり方としては、事情の許す限り速やかに、こういうことが、これは法の趣旨として当然そう理解するわけでございまして、そのことを申し上げているわけでございますが、諸種の総合的な事情を判断した結果といたしましては、ある程度の幅がそこに出てくるということがあり得ると、それは幅の問題である、このように考えているわけでございまして。

○山中郁子君 そうしますと、除年改元方式というものは採用できる余地はない、こういうことですね。結果的に除年改元方式になる場合もありましよう、それは皇位継承の時期によつて。あなた方、法案を成立させようという、そういう意味かどうか知らないけれども、一生懸命積極的に検討しますみたいなことをおっしゃっているけれども、除年改元方式、いまの御趣旨によると、私は制度としてできない、絶対できないと思いますよ。できるんですか。

○政府委員(清水注君) 制度としてと申しますか、いま申しましたような総合的な事情を考慮すると、そのような事情に関連して、たとえば除年改元ということが御提案になっておられるということも、いま申しましたような事情との関連において、あるいはそのような趣旨を別の言葉で表現しているというふうにも理解しておるわけでございまして。したがって、すべてはただいま申しましたような全体の状況を勘案するということの中で、許される幅の中に入っている、こういうふうな理解をいたしておるわけでございまして。

○山中郁子君 除年改元方式というのは、すべての場合に、年を越して改元するということでしょ。だったら、政府の趣旨説明に基づく元号法案によりますと、除年改元方式というのは、とれませんね。それでも、とれる可能性はあるんですか。あるんで検討なさっているんですか。そうすると、一年のうちに皇位継承が二回あった場合には、元号のない時代が出てくる。追号との関係で言いますと出てくるし、その間元号のない時期の天皇が出てくる、こういうことも出てきますでしよう、除年改元だ。そういうことはあり得ないと私は理解をしているんですけれども、皆さん方が一生懸命除年改元とおっしゃって、あなた方も検討します、貴重な御意見ですとおっしゃっているから、どういった検討をされていらっしゃるのか。

○国務大臣(三原朝雄君) 初めから、除年改元というよりなことは考えられませんかというふうなことは毛頭考えておりません。

それから、いま山中委員の御指摘のように、非常な不幸なことになるかもしれませんが、一年に二回あるというふうなことを考えたことがあるかというふうなことでございまして、そういう点も非常に不幸なことでございまして、そういう点も準備をやる、起案をやらねばならぬ立場に立ちますと、そういうことも念頭に置きながら言っているわけでございまして。したがって、私どもここで除年改元ということは考えられませんかというふうなことを、初めからそういうふうな考え方はしておりません。いま申されましたように、皇位継承の時期の問題、あるいは国民の感情の問題、あるいはまた国民生活、あるいは経済社会活動の問題等を勘案して決めたいということでございまして、そういう一つ一つのやはり貴重な御意見として、その検討の中の条件として、そういうものを踏まえて検討を進めたいということでございます。

○山中郁子君 ちょっと確認をしたいんですけど、皇位の継承があった場合に限り改める、というところは、皇位の継承があった場合に限り改めるんだから、年を越して改めるといふ制度をつくることと、この条文上はできるんだと、理解できるんだと、解釈できると、そういう方策を考えていると、検討の対象にしているんだと、こういうことになりましたか。

○国務大臣(三原朝雄君) ただいまの御意見等も含みながら検討を進めておるといふことでございまして。

○山中郁子君 そうしますと、できるだけ速やかに皇位の継承を、政府は速やかに新元号を決めるという趣旨説明ですね、これとまた矛盾してきません。速やかにというの、でも一年ぐらゐのあれだったら、速やかなうちに入るといふ、こういう見解にもなるわけですか。

○政府委員(清水汪君) 事情の許す限り速やかにか
というように従前から御説明申し上げております
のは、そのような言葉の中に、いま申しましたよ
うなことをいろいろと念頭に置きまして、しかし
ながら、具体的な場合について最終的にどうい
う決定をすべきか、これはいまの内閣が決定すると
決まっている話でもございません。したがいまし
て、基本的な考え方として申し上げているわけで
ございます。

○山中郁子君　だからはつきりしてほしいのは、一月、二月、三月というあたりに皇位継承があつたとしますね、そうすると踰年改元というのは、ほぼ一年近く後になるわけでしょう、改元は。それでも速やかなうちに入るのだと、こういう趣旨だということですか。

○政府委員 清水汪造） 抽象的に申しますか、抽象的にあえて言えば、そのようなこともいまの法案第二項から排斥されているとは考えておりません。おりませんけれども、やはり事情の許す限り速やかにとというのが本来の法の趣旨であるはずでございまして、やはり国民感情とか、いろいろの事情というものを総合的に勘案した上で、その具体的な時期についての決定はすべきものであらうと、このように考えているわけにございますので、いま具体的な意味におきまして、たとえば隣年ということをするとかしないとかというふうな申し上げ方は差し控えさせていただいてるところでございまして。

○山中都子君　するとかしないとかというのを伺っているのではないので、検討しますとおっしゃっているから、検討のしようが私はないだろうと思うのです。政府のこの法案と、それからいままでの趣旨説明をされていらっしやることから言うと、踰年改元方式というものを検討されるといいう、何というか、余地はないと思つて伺っているのですけれども、第二項の範圍でもつて、「皇位の継承があつた場合に限り改める。」というところを考えられるのだということをおっしゃっているから、これで考えられるとすれば、やっぱり速や

かということとは、一年先、十一月先、十月先ということとは容易に起こり得るわけですね、そういうことをやはりお決めになるわけですねと、お決めになることを検討の対象にされるわけですねと、余り速やかじゃないですねと、提案の趣旨説明とは大分違いますねと、こういうことも申し上げたいということなんです。

○政府委員(眞田秀夫君) 法律的に御説明申し上げますと、改元がいつ行われるか、新元号がいつから実施されるかというのは、実は第一項の「政令で定める。」と書いている、この政令の施行の日をいつ決めるかと、いつにするかという問題なんでごさいますして、なるべく速やかにと総務長官が御説明になつていらつしやるのは、実は条文からは直接は出てこないのですよ。つまり皇位の継承があつた場合には行ふのだということからにじみ出ているというぐらいの気持ちなんで、しかも速やかにというのは、これをまた法律用語として言いますと、直ちにとか、遅滞なくとか、速やかにとか、いろいろな言葉があるわけなんです、そのうちで速やかにというのは、この法案に使っているわけじゃございませんけれども、速やかにというのはいま申し上げました三つのインターバルのうちでは、ややゆとりのある場合の用語だというふうに御理解いただきたいと思うのです。で、それじゃ全然その踰年改元の余地がないではないかというふうには実は考えておらないのであつて、なるべく速やかに決めるのだが、その際に国民感情とか国民生活に与える影響の有無の度合いとか、あるいは崩御の時期等をいろいろ総合勘案してなるべく速やかに決める。しかし、踰年改元ができないというふうにきめつけるといふようなものではないというふうに御理解願いたいと思います。

○山中郁子君 あいまいですね。踰年改元というのは、たまたまできるときにするというだけの問題ではなくて、踰年改元方式という方式なんだから、それは十カ月先もあり得るし、十一カ月先もあり得るし、十二カ月先もあり得るんです、方式

として決まるんだから。だからごまかしていらつしやるのよ。

きょうずつと私、朝から質問させていだきま
した。それで、ずいぶん問題をやっぱり一生懸命
はぐらかして、ごまかしていらっしゃることが多
いのです。それはちゃんと答えてくださったことと
もありますよ。全部ごまかしたとは私言いません
けれども。そういうことがやはり審議の問題とし
て、これからさらにもっとやっぱりそうしたこ
とがちゃんと説明——いまの跨年改元の問題もそ
うです。私は賛成してくださる野党の人たちが一
生懸命せっかく熱心に提案しているんだから、す
げない返事はできないみたいなことで検討します
とおっしゃるのかどうかは知りませんけれども、

いま申し上げましたように、あなた方の説明で言へば、これは私はできないと思うのです。できないはずだと思ふのです。制度としてはですよ。だけれども、もうきょうは時間がありませんから、でも絶対できるとおっしゃらないわけだからね、できるとおっしゃらないわけでしょう。そういうような形でいろいろな疑問点その他を残しながら無理やり強行するということにはしては、この元号法案についての国民の声というのは、やはり大きな批判や不満や反論がある、異論がある、こういう状態であるということを私は指摘をいたします。

あと若干時間が残っておりますのは、先ほど保留をいたしました皇統譜令の問題についての政府の見解をいただくというために保留をした時間にしたと思います。(三十秒しかない)と呼ぶ者あり) 六分あるんです。

○国務大臣(三原朝雄君)　ちよつと委員長、いすの御発言について発言をお許し願いたいと思ひます。

○山中郁子君 いやです。時間がなくなるから困ります。それじゃ、これは抜かしてくださいね。六分あるということを確認してくださいね委員長、留保した時間を。

○委員長(桧垣徳太郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長（桧垣徳太郎君）速記起として。

○向井長年君 休憩ないようでございますから、

引き続き私から質問を若干いたしますが、政府委員の皆さんお疲れでしょう。まあ簡便に私はやりまします、それから先般来本委員会においては慎重審議という立場から参考人を十名を招致いたしました、参考人賛否両論の意見をわれわれが聴取いたしました、政府委員の方は御存じじゃないかと思ひます。そういう中で私の判断では多くのそらという参考人の皆さんがこの本法案について、一つには思想的に、一つには法理論的に、あるいはまた実態論から、そしてまた過去の歴史の慣行、という問題を主体にしてそれぞれ賛否が述べられるた、こう私たちは見ておるわけであります。もちろ

ちよつとおかしいなという感じもございます。そういうなりに私たち解釈してまいりましたけれども、反対する参考意見の中に特に憲法を引用してそして私から言うならばこじつけたような解釈のものに反対論が述べられた形もあると思います。すなわちこれは皇位継承の問題であります。皇位継承の改元の時期の問題等々、これが中心になっておると思いますけれども、これは私から考ええなれば、新憲法と旧憲法の混同をされておるような感じがするんですね。したがって、天皇の地

位という問題、先ほどから論議されておるよう
象徴天皇、一方においては統治権を持った天皇、
こういう中のやはり一つの混合と申しますが、こ
ういう中から論じられたような感じがするわけで
す。それが憲法の趣旨に違反する、こういう論議

が展開されました。これまず私は、これは法務省が法制局が知りませんが、本法案が皇位継承という改元の時期等の問題を含めて、憲法の趣旨に達

○政府委員（真田秀夫君） 御説明を申し上げます。

が、今回の法案は、大もとはまず国民の大多数の人が今後将来にわたって元号制度を残したいと、

存続したいという願望を持っていらつしやるというのがそもその出発点でございまして、そこで、元号を現在のような事実上の慣習というのではなくて、やはり法律の根拠を持った制度とする方が、将来にわたる安定性から見ても、あるいは民主主義の憲法のもとにおいても法律で根拠をつくつてもらつたというのが一番ベターであるという考えで御提案申し上げてゐるわけでございまして。

そこで、その将来にわたつて元号制度を存続するということになりまして、これはもう西暦等とは違ひまして、必ず改元ということが必要になつてくるわけでございまして、その改元をどういう機会に改元をするかというところで、この法案では皇位の継承のあつた場合に限つて改元をするという仕組みを考へてゐるわけでございまして、この場合の皇位の継承というのは、いまの憲法に書いてある象徴天皇の皇位の継承ということにはかならないわけでございまして、この法案ができたからといつて天皇の象徴たる地位にさきかゝる変更を来すものではございせん。むしろ、現在の憲法が主権の存する国民の総意に基づいて、天皇は国の象徴であり、国民統合の象徴であるといふふうに厳然と書いてゐるわけでございまして、その天皇の皇位の継承の機会に改元を行うと、それ以外には改元は行わないといふことを書いてゐるだけでございまして、決して昔の主権の総攬者であつた旧憲法時代の天皇制に逆行するとか、あるいはいまの憲法に違反するとかいふようなしるものでないことは、これはもう明瞭でございまして。もう私たちはこれがいまの憲法に違反するとは毛頭考へておらない次第でございまして。

○向井長年君 参考人も憲法違反とは言つてないんです。憲法の趣旨に抵触すると、こういう表現を使つておられます。したがつて私は、国民は素朴ですから、これは余りわからないので、憲法の趣旨に抵触するのかもしれないといふことをいまお尋ねしたいわけですね。いま法制局長官の言われたように私もそう解釈しておりますから、その問題については明確にわかりました。

そこで、もう一つ統いての問題としてしまは、いかなる法律もすべて憲法にのつた、憲法に反する法律はあり得ない、特に政府はそんなものを出すはずがない。したがつて、人間尊重あるいはまた国民の利益を保護する、あるいは公益性、こういう問題ですね。社会秩序等を含めた形において法律というものはつくられてきておると思ふんです。現在ね、この法律がしからば本法案が制定し、できたときに、国民に弊害があるのか、まず第一に、国民に何か害することがあるかどうか、私はその問題を、そんなことはあり得ないと思つておりますけれども、これはやっぱり反対する人から見ればあるということですね、国民に弊害が。そういう立場から、やっぱりこの問題をとりあへてゐるような感じがする、そうではないかもわからぬ、法理論だけで言つてゐるかわからぬ。

しかし、そういう形でそんな弊害があるのか、恐らく私は法律というものは実態論を無視した形の法律はあり得ないと思ふんですよ。国民の実態の中から生まれてくるものである。飛び上がった法律はあり得ない。そうすると俗に法律用語で言うならば公序良俗に反するといひますか、こういうような法律ではないと私は思つておるんですが、この点どうなんですか。これは法務省も含めて答弁願ひたいと思ふ。

○政府委員(香川保一君) 公序良俗という言葉は民法にあるわけでございまして、いかような意味におきましてこの法案あるいは法律が公序良俗に違反するといふうなことは毛頭考へられないと思ひます。

○向井長年君 そういうことで、私は国民は素朴で、この法律に対する認識というものが過去の慣例から、あるいは慣習から、あるいは歴史的な慣習、伝統から現在昭和であると、昭和はこれ永遠に続くものや、あるいはまたこれは根拠がないから、もし天皇さんがお亡くなりになればなくなるものや、これわからないんですよ。わからないうちに今日きておると思ふんですね、慣行上、これを今度は法律根拠をつくらうではないかとい

うのがこの法案でしょう。しかし政府の、総理府においても、ただ新聞等がやはり世論調査とかいふような形でやつておられます。これはわからぬままにやつておるんでしょ、皆さん。いろんなとり方があると思ふ。この間も参考人の意見もありましたけれども、だから政府自身がこの法案を、多くの国民の意思によつて盛り上げた中でこの法案が提案されておるんでしょ。しかしながら、そうかといつて国民は曲し、えんきょくしるんな宣伝もする団体もありましょ、あるいはまた促進する団体もありましょ。そういう中で、政府自身もつと国民に理解をさす方途がなかつたんですか、今日まで。長年の問題ですよ、これは。したがつて、そういう問題についてはやはり政府の今日までの、これ長い期間です、法律根拠がなくて昭和が慣行でできておるんですから。そういう問題からして、私は自民党政府と申しますが、自民党政府がこの根拠のなき元号に対してどう取り組みかという問題についてもっと広く国民の意見をいままで聞き、そしてそういう中からいよいよ国会でこの審議になつてしかるべきだと。ところが、それ十分じゃなかつたんじゃないですか、その点いかがですか。

○國務大臣(三原朝雄君) 確かに御指摘のように、この元号問題というのは相当長期にわたる重要な問題として私は党内なり政府においては検討が続けられた問題でございまして。にもかかわりませず、御指摘のように、国民が、八〇%以上の方が存続を希望しておられるその元号がどういふものであるか、どういふ形でこれはその基本的なルールを決めていかねばならぬかといふようなことについて国民に十分な広報活動をしていなかつたという御指摘については、確かに私も反省をせなければならぬと思つておるわけでございまして。そういう点で、衆参の国会における御審議等を真剣に慎重に願つておるわけでございまして、ただいま御指摘のように、反対をされる方、それからまた理解をしない、国民がたぶんあります。が、反対される方は、第一には先ほど御指摘にな

りました憲法問題が一つございまして。一つは、これは法制化ということについての一般的な国民の受けとめ方というのが、強制に持ち込まれるのではないかと、今後の元号の運営がそういう方向に行きほしないかという御心配あるいは西暦という問題と元号というものの便、不便の問題等、おのおのお立場で論議をされておられるわけでございまして、そういう点を具体的にわれわれが承知しながら、もっと積極的に国民に御理解を願う、趣旨徹底をやるべきであつたということについては、確かに御指摘の点は私も考へざるを得ぬと思ひます。ただ、国会審議になりましてはなおかつやうたいという気持ちにはございましてけれども、国会で御審議を願う段階においてはすでに遅かつたなという私どもも反省をいたさなければならぬという状態の中にございまして。

○向井長年君 政府としては一応国民に対する理解の、こういう問題について反省もしておるというところでございまして、これは私は反省すべきだと思ひます。

やっぱりこの間私は参考人の意見聴取の中でも言ひましたけれども、連日やはり国民の中で賛成論者あるいは反対論者がわれわれに陳情に来ます。早く通してくだされ、あるいはつづけてくだされ、反対してくだされと両方あります。私はそういう中で、特に反対で来られる人たちに時間をとつていろいろ説明をするんですよ。その人たちは深く知らないんです、毛頭。したがつて、ただあれは憲法に反するから反対だとか、あるいは天皇制強化になるから反対だとか、そういう言論、もつと極端なやつは再軍備に通ずるといふようなことを現に言つてます。だからそうではない、新憲法を君らは知つておるだろうと、この憲法はあくまでもわれわれは擁護しなけりやならぬのだぞと、そういう立場に立つて今日この法案を、そして使用の問題も自由であるという、こういう問題もいろいろ説明いたしますと、ああそうですか、そんな法律ですかといふのが多いんで

すよ、私のところへ来る人たちは、努めて私は反対の諸君にこれは説いている。これは政府の立場でやっておるようなものだ。もう政府がやらなければならぬ問題ですよ、これは本来。

そういうことがたびたびあるんですが、やっぱりこの問題に対しては国民の合意をとらなければならぬ、コンセンサスを得なければならぬ、こういう立場でわれわれも努力いたしておりますが、そういう実態がたまたまのところあるということも皆さん十分知らなければならぬ。それと同時にもう一つは、そうかといって、先般私が参考人に質問したときにそういうことがあると言ったら、そうじゃない、逆に賛成論者がそういう憲法に違反するようなことの宣伝をしているんだと、一部の、何といいますが、県民会議がこうだというような宮城県の問題持ち出しておりました。この中には自主憲法制定、元号法制定促進あるいは靖国神社の国家護持というの、こういう問題を一つのスローガンとして出しておるんだと思うんですよ。これは出すことは自由でしょう。しかしながら、元号は一つの性格を持つておる、あるいは自主憲法という問題については、いま国民が民主憲法、新憲法を守ろうという空気、これもわれわれは賛同できる問題ではない。しかし靖国の国家護持という問題については私は意見があるんです。ついででございますから総務長官にもあるいは法制局長官にもお聞きしたいんですが、あの暗い軍国時代と申しますか、帝国主義時代と申しますか、私も戦争に行った一人でございますけれども、われわれのいわゆる同僚なりあるいは先輩なりが国に召されて亡くなっている、戦死している。こういう人たちが国が守らぬという手はないんですよ。恐らく国民全般の感情としては国が守るべきだ、これは私は皆そういう気持ちを持つておると思う。私の戦友もたくさん死にましたよ。しかしながら新憲法においては御承知のごとく憲法二十条で一宗教法人に対する国のいわゆる指導、援助があつてはならないという規定がありますね。したがって、新憲法下ではこれはできないですよ。

ね。ところで、いまなお遺族会の皆さんが国家護持をうたつておられますよ。これに対して政府はどういう指導をされているのか。確かに国家護持は必要でしょう。しかし新憲法ではできない。だからこの問題については私たちはこう言っている。

この憲法の趣旨から考えるならば国家護持は直ちにできませんよ、しかしながらあの靖国神社が、神社じゃなくってかわつて靖国の森とかあるいは靖国の廟とかあるいは無名戦士の墓とか、こういう形において国が護持することは可能じゃないんですか、宗教から離れて。各国の無名戦士の墓ですね、われわれ議長に随行していても必ず各国へ行つたら無名戦士の墓へ連れていって、われわれ花輪を供えておられますよ。わが国だけですよ、靖国神社へ参れない、あるいはまた天皇さんが参つたらおかしい、総理が参つたらおかしいではないか、公的で参れぬのかという議論が出ておるでしょう。私はここに一つの欠陥があると思う。

したがって、そういう問題も含めて県民会議でやつておるようでございますけれども、元号法案は別であり、また自主憲法制定も別だから、そこで靖国問題については私は現状の中では国家護持はできない。じゃ、やろうとするやうにするか。また当然国民感情として国が祭るのはあたりまえだ、これは私たちが割り切りますよ。多くの国民は割り切らぬと思う。しかし新憲法下ではできないんだから、やはり英霊を祭るその手段として、そういう問題については、やはり総理府として十分検討すべきではありませんか、靖国神社じゃなく、別に。こういう問題を私は一つ申し上げておきたいと思ひますが、付随して。その点についてどうなんですか、ちょっとお聞きしたい、一点だけ。政府の見解言えないかしらぬが、私の質問に対する見解ぐらい言えるでしょう。

○国務大臣(三原朝雄君) 御指摘のように、国家のために殉ぜられた英霊を国として処遇したいというのは、私は党派を超えてそういう御心情はあると思うんです。いままで国会において

議員立法の形で数次にわたつて御提案がなされました。そういう審議の中から見てまいりましても、国として、国に殉じた人をどう処遇すべきかということは、国民の皆さんの御意向も大体いま御指摘のようなところになれば一つになり得るというふうな、私もそういう見方もできるわけでございます。ところが、いま御承知のとおり、靖国神社が憲法の二十条に抵触するではないかというところの問題の存在があるわけでございます。政府におきましては、現在においては、国民のそうした願望と、それから問題点というふうなものは、じつとこの点を受けとめながら推移を見守つておるといふことでございまして、そういう点について、問題の処理、また不可能な条件の処置等を考へてまいらねばならぬということ、動向を見守つておるといふのが現在の政府の状況でございます。

○向井長年君 これは見守つておつてはいけませんよ。やっぱり一方においては、そういう形で国家護持を叫ぶ国民がたくさんおるし、遺児があり、まあ遺児も大分成長しておりますけれども、それはやっぱり家族としても、遺児としても耐えられないんですよ。そういう問題に対して国がこたえるためにはいかにすべきかと。これは私はする方法があると思う。いまはあれは宗教法人でございまして、これは無理ですよ。できません。そうならば別な形で英霊を守るといふ方法をこれは考えればいいじゃないですか。で、各国から国賓が参つても、一応花輪を呈して参つてもらうということもあつてしかるべきじゃないですか。天皇さんが参るといふこともいいし、あるいは総理大臣が参ることもいいし、当然宗教上の問題と違つて、そういうあるべきだと。で、国民はそれぞれの信ずる宗教があるわけですから、これはその宗教で適宜参ればいいんで、だから、それを宗教法人的な形から離れた形で、そういう問題はやはり検討しなければならぬと、私は思ふんです。

だからその点について、ただ見守つておられますじゃなく、これまた言っておきますけれども、

選挙前になれば、またこれ大きな一つの運動になるんですよ、これは遺族会が。だから私たち遺族会から陳情を受ける、いま言うようなことを説明する。そういうことは政府が講じてくれるんですかという質問があるんですよ。したがって、そういう問題についてはやはり政府は真剣に、いま直ちにできなくとも、こういう一つの構想で考えているとか――これは総理府の所管じゃないですか。文部省ですか、そうじゃないでしょう、総理府でしよう。したがって、見守つておるんじゃないで、積極的にやはりその国民感情をいかに政府が憲法の許す範囲内においてやれるという状態を検討を私はすべきだと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(三原朝雄君) この問題は、担当としては文部省が担当でございまして、けれども、しかし、いま申されたような一つの総合的な立場に立つて、問題の検討を加えて、具体的にこたえていくということになりますれば、総理府も等閑視するような立場ではございません。

そこで、御意見がございましたような点も含めて、私どももいたしまして、世論の動向を傍観しておるといふようなことでなくて、やはり私どももそうした推移に対してはこたえねばならぬという気持ちを持ちながら、世論の動向を見守つておるといふようなことだと思ふのでございまして、御意見は、貴重な御意見として対処してまいりたいと思ふのでございます。

○向井長年君 国民感情にこたえる気持ちで検討をしてやつていただきたいと思ふ。そうかといつて、憲法を改正して云々と言ひませぬ。憲法の趣旨はこれはあくまでも守らなきゃならぬという立場で、国民感情にこたえる方途を政府は検討をしていただきたいということでございます。

続いての問題は、先ほども論議されておりましたが、この元号法が制定された使用上の問題ですが、これは法制局長官も、それぞれの立場から自由であるということをつたひたばこれは言われおります。なるほど自由でしょう。しかし私はこれ確かに自由であるということは、これは一つ

結構なことだと思ふ。国民の中で、みずから書物を出版する、あるいは論文を書く、いろんな形において年号を使う、これはもう全く自由でなければならぬ。しかしながら、行政上の問題について、これ全く自由だと言つては、きらいごとや、そんなこと、実際問題でできるんですか。きれいなことでもだめだと思ふんだ、私は。だから、そういう中から言ふと、この法の欠陥があるんですよ。この間参考人も言つてましたよ、政府は無責任な簡単な法律にしてると、こういうことを言つておりましたからね。実際、使用上の問題は自由であることはいいけれども、それから、これからやはり行政上の問題として、各省にまたがる問題、あるいは地方自治、そうでしょう、そういう中で、自由だから千九百何十年。まあ自由といへば、千九百何十年年だけじゃなくて、皇紀二千六百何十年年でもこれは自由でしょう。これも法律根拠あるようでないのかしらぬけれども、あったんだ、いままでね。それと同時に昭和何年、あるいは次の改元された何年という問題が出てくるわけですが、こういう形で、一般国民は自由でいいけれども、行政上の問題でこれが全く自由であつていいのかどうかという私は疑問を持つてます。先ほどの共産党さんの念押しと逆の立場です、私は。いいですか。いま行政の簡素化、効率化、能率化叫ばれてるんですよ、そうでしょう。そういう中でよくそうした形が事実上これ、やれるのかという。いや、それはもう国民は慣習上なれとるから、幾らここでもろんな議論をしても、昭和何年あるいは昭和何十年とかね、こういう形で使うであらうというあなたたち感じだからそういうことを言われたいと思ふんですけども、これはやはり国民を惑わすものじゃないですか。私は逆なんです。国民は自由であつていいが、行政上の諸問題については少なくとも統一をすべきである、そして行政の効率化あるいは能率化を図っていくと、これは、一つの様式というものは必ずあるんでしよう、各省においても、あるいは地方自治体においても、届け出の場合でもね。そうでしょう、戸籍がしか

りですよ。そういう問題について、いやあ皆さん、野党から言われると、自由でございまして、答弁しにくいような、わかつたようなわからぬこと言つておられるけれども、実際上これは様式、形式からいって、一つのやはり形を国民に理解をしてもらうために私は統一すべきではないかと、こういう感じを私は持つんだ。これに對してあなたたち、何だか憶病になつてゐるんじゃないですか。だから、たとえば法制局長官ね、これが政令で行政上のいろんな問題に對してはそういうことできるといふことになるのか、できるか、あるいは地方自治においては条例でそういうものはつくられるのか、できますか、この現在の法律で。この点いかがですか。

○政府委員(眞田秀夫君) 向井先生のせつかくのお言葉ですが、いまここで私が、この新元号の使用の強制がこの法律から出てくるなどということば、それはもうどういふ言へる話じゃございませぬ。この法律は、ごらんのとおり、本当に元号の決定の手續、ルールを決めてただけでございまして、国民に新元号の使用を義務づける、強制することはどういふことができるわけじゃございませぬ。ましていゝわんや、政令をもって規定したらどうかという御発言もございませぬ。これは現在事実上の慣習として行われてゐる元号について、その法的な根拠を与えるというだけのものではございませぬ。

それから、地方自治の問題につきましまして、これは地方公共団体の事務にも二通りございまして、国の機関委任事務とそれから地方の固有事務とございまして、機関委任事務につきましまして、これは御承知のとおり国の指揮監督権限が及びますので、合理的な理由があつて国の方で各省各庁の長が指揮監督権の発動として元号を使ひなさいというのを命令、指揮監督権を発動すれば、それは当該事務範囲内においては地方公共団体の職員は元号を用ひることになるだらうと思ひます。それから、地方公共団体が条例をつくつてそして住民に對して元号の使用を義務づけることがで

きるかどうかといふことは、どうもこれは今回の国の法律が紀年法としては元号と西暦との併用があるべき姿だといふふうには大体読めるわけですから、そういうふうな読みますと、地方公共団体といへども、いかに条例という形をとつても住民に對して元号の使用を義務づけるような内容の規定を設けることは恐らく無理ではなからうかといふふうな考え次第でございませぬ。

○政府委員(柳沢長治君) 条例で元号の使用を住民に義務づけることができるかという御質問だと思ひますが、ただいま法制局長官がお答えになられたように、この元号法そのものが使用を強制するものではないといふ趣旨をとつておりますので、地方団体の条例でそういう趣旨の強制をするような条例は制定できないのではなからうか、このように思ひます。

○國務大臣(三原朝雄君) 使用上の問題について御指摘でございしますが、私も思ひましたし、これは国民の元号に對する存続を希望される実態、そして公的機関におきましては現状は大体原則として元号をお使いになつておるといふそういう実態、こういうものを踏まえながら法案の制定をいま国会において御審議を願つておるわけではございませぬ、私も思ひましたし、公的な機関におきましては国民の方々の手続なり届出等の行為等も現状から急転するといふようなことは考えておりませぬし、また公的な機関におきましては現状の元号使用の状態を統一的な事務処理という立場で御使用してくだることが適當であるし、そういうことになるであらうと、またそういう意味での協力をお願いするといふことを考えてまいつておるわけではございまして、そういう点において非常になまぬいし、そういうことをいふすきつとしておかないと使用が混乱をするぞといふ御配慮に基づいて御指摘でございしますが、その点につきましてはあくまでも現在の実態を踏まえて、その実態をそのまゝの状態でも元号の使用を願ひたい、また特に統一的な行政事務処理という立場で公的な機関はお願いできるであらうという判断に立つて

おるわけではございまして、地方公共団体におきましても同様な見解をもつて私もは對処してまいりたい、そういう考え方になつておるところでございませぬ。

○向井長年君 あなたたちの答弁はわかつて質問しておるのです。わかつて質問しておるのだけれども、これは協力を求めるということですが、これはやはり事実上実態は千九百何十年年といふやつは、これはほとんどごく少数の——國際的な問題は別ですよ、少数の私は国民だと思ふのですよ、慣習からくる現在の元号といふものに事実上なじんでおりますからそんなことはないと思ふが、やっぱりこの法律の立場から言へば自由である、国民の意思を強制しないと言わざるを得ないでしょう、これはわからぬことではない。ところが、やはり先ほどからも議論ございましてけれども、強制はしないけれども協力は求めると言ふんでしよう、だからこれは理解をしてもらへばいいんでしよう。理解するための、理解をしてもらうための、やはり私は公務員なり行政上の立場に立つていまして言うておるのです、取り扱ふ人たちは一般の国民は別ですよ、一般の自由に使う人たちは別だが、特に行政上の場合において、そこに携わる公務員がふくそうしてゐると思ふ。ただ届けだけじゃないですよ、過去の問題について、千九百何十年年という問題が登記されましたかと、いろいろなこと出てくるでしよう。そうでしょう、登記の問題一つ見ても戸籍の問題でもそうでしょう。大正何年、昭和何年とか皆書いていますよ。それを千九百何十年年で私の方は提示してくださいと、こういうことを言つてくる人もないとは限らぬ。だから、やはり公務員の行政に携わる人たちが非常に現在簡素化あるいは効率化、能率化と言つてゐる中でよくそうすることをあえてしなければならぬといふことについてわれわれ疑問を感じるわけだ。したがつて、政府としても、あるいは地方行政としても、少なくともやはり強制はしないけれども理解を求める、長い慣習であり今後の問題としてもそういう努力は怠つていけ

ないのではない。これは法理論の問題じゃないです。行政に携わる人たちの立場に立つて私はそうあらねばならぬ、こういう感じで言っておるのですが、この点どうでしょう、自治省そういう点、長官どうですか。

○政府委員(柳沢長治君) 確かに御指摘のように強制はしないが協力してもらうと、こういうことは言うのは簡単でございますが、事実問題としては非常に問題があるかと思ひます。そういう点で、地方公共団体の公務員の一人一人がやはりこの法案の趣旨を十分理解した上で国民に十分な理解を求めるように大いに努力しなければならぬ、このように考えております。

○政府委員(清水注君) 私どもの立場につきましては再々申し上げておるとおりでございます。ただいま先生のおっしゃいました御趣旨もよく理解をいたすところでございます。先ほど来申し上げておりますように、公務の立場におきましてはやはり従来から元号で原則的に処理をいたしておりますし、今後とも事務の整合性のある処理、そのことがまた効率的な公務の処理ということにもつながるわけでございますので、そうした立場から元号によって書いていただくというこの御協力についてお願いをしていきたい。こういう立場を申し上げておるわけでございますが、その協力をお願いするということにつきまして、無用のトラブルが起きないようにはどうしたらよろしいかという点についてのいろいろの国民の御理解いただくための努力と申しますか、そのようなことにつきましては、ただいま御指摘のようなことでさらに努力をいたさなければならぬ、そのことは当然必要であるという認識は十分持つておるつもりでございます。

○向井長年君 それで、これからこの法案もし制定されましたら、ひとつそれぞれの関係府部内において、特に民主的にそしてまた効率的に公務員の担務する立場等も十分考えて指導を十分私はやっていただくことを強く要望しまして質問を終わります。

○片岡勝治君 朝から連続の委員会の審議でありまして、皆さんもお疲れであると思ひます。できるだけ短い時間で質問を終わりたいと思ひますが、まず第一番目に、この法案に関しましてはすでにわが党では二人の質問をしておりますし、二人の質問と重複しないように質問をしていきたいと思ひます。しかし、関連する事項がありまして、あるいは一部重複するかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

この元号法、聞くところによりますと何よりも何よりも重要なんだと、こういう政府与党の皆さんのお考えで、国会の審議の過程を見ましても、他の法律案に先んじてこの審議が衆議院で行われ、参議院でもたまたま行われているわけでありまして、おれたちの恩給はどうしてくれるんだと、こういうことを私も地元で質問をされました。いや、恩給よりもやっぱり元号が大事なんだと、ううううううに私はお答えをしているわけでありまして、この審議を通じてなぜこんなに急がなければならないのかということをもますます疑惑に感ずるわけでありまして、これは国民に強制しないんだ、強制しないんだ、いままでと変わりがありませんだ、まあ腹のうちはよくわかりませんが、そういう終始答弁をしているわけでありまして、それだったら何でこんなに急がなければならないのかと、いままでと変わりがありませんなら何も法制化する必要はないじゃないかという最近の世論調査の妥当性というものを私は何かますます明らかになってくるような気がするわけでありまして、そこで元号法案関係資料、こういうのをいただきました。ページ数、表紙を除くと八ページ、相当の枚数になるわけでありまして、参考になるのは提案理由説明、これは二ページにわたって書いてありますが、あと法律案要綱をよく見ますと、法文にプラス「こととする」と、これを最後にずっと書いてあるだけですね。こういう要綱というものは、私もまだ経験浅いのでありますけれども初めてであります。元号法案が余りにも簡単じゃないか、そういうことで多くの疑惑を感じて

おります。これはすでに多くの質問があったとおりでありまして、本則二十九文字、附則四十三文字、これまた私の経験ではこんなに簡単な法律案は見つけない。さらに理由、法律案提出の理由を申し上げます。「元号に関する制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」これが理由というのを私見まして、次のページに何か書いてあるのかと思つてよく見たらこれで終わり、これも初めてですね。これはいま申し上げましたように、ひとつこの法律案を提出する政府の態度、何となく問答無用だというふうな感ずるんです、受けた印象は、「元号に関する制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」この方式でいきますと、これからの法律案はみんなこれでいいことになりまして、何々に関する制度を定める必要がある。これが、法律案を提出する理由であるというふうになつてしまふ。かくも不親切に元号法案関係資料をおつくりになつたひとつ基本的な考え方をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(三原朝雄君) 御指摘がございましたが、元号法案につきましては長い間、御承知のように国民がこれを使用してまいりましたし、また国民の中に定着をさせておりましたし、国民自身も元号は存続をさせてほしいという要請があることはかねてからの事情でございます。政府におきまして、また与党におきまして、したがつてこの問題を国民の御要請にこたえねばならぬという立場をとつてまいつておるわけでござい

ます。そこで問題は、その要請にこたえるためには一つのルールをつくらねばならぬ、そのルールは法制化によつてその道を選びたいというふうなことがなつたわけでございます。それにはだれが、いつの時点に決めるかということ、元号については国民自身、年号、元号については明治、大正とよく御存じでございますし、そこで大綱的なものになつて御提出申し上げた元号に関する要綱的なものが簡素になつたものであつて、決して元号自体

を軽く扱つて云々したということではなかつたわけでございます。

それから、なぜ急ぐんだという御指摘がございましたが、長い間の問題であり、いつ改元をせなければならぬかというふうな事態も考へていかねばなりませんし、そうなりますと年の紀年方式といふものが定まつておりませんので、それがためにはいろいろな論議の中から、一つの流れの中から現在時点が適当であらうというふうな判断をいたしましたわけでございます。これが非常に急いでおるとかいうふうなことではなくて、この時点にこうした元号の改元についてのルールを確定することが必要であらうというふうな判断に立つたわけでございます。決して早過ぎるかというふうなことではなからうという判断をいたしておるつもりでございます。

○片岡勝治君 大変重要な法案の一つだということで政府も提案をされておるようでありましてけれども、いま申し上げましたように、この提案理由が非常に簡単なんですよ。これは重要な法案ならもう少し書いたらいいかと思いますが、このこととやら理由にならぬんじゃないですか。こういう法律案の提案理由というものはみんなこういう方式なんですかね、この点ちょっとこの方式、元号に関する制度を定める必要がある。——感ずるでしよう、お感じになりますか、これはちょっとひどいじゃないかという、感じませんか。

○政府委員(清水注君) 御指摘をいただきましたが、恐縮でございますが、この法案の内容が元号を政令で定めるということ、それは皇位の継承があつた場合に改めるといふ二点という内容そのものがきわめて簡潔でございます。そのような内容との関連も考えまして、この法律案の提案理由として書く表現と申しますか、その文章といたしましてはこの程度でよいのではなからうかというふうな考へたわけでございますが、きわめて簡単であるという御指摘に對しましては、ぜひ御審議の機会におきまして必要な説明もさせていただきます。

い、このように全額しておったところでございます。すので、御理解を賜りたいと思ひます。

○片岡勝治君 それは理解できません。やっぱり提案理由ならば、必要がある、その必要を書かなければ、非常に不親切でしょう、言つてみれば審議の対象になるわれわれに對して、まあ私が言うのはどうかと思ふんですが、ちよつとあれです、不適な態度じゃありませんか、こういう表現の仕方。

それから、年号と元号がどういふふうになるんだというふうなこと、すでに私の方の質問にもありました。政府の答弁も、お聞きしますと必ずしも明らかでないわけですが、政府のこれまでの文書を見ますと、やっぱりこれは併用ですね、両方を使つております。総理府関係の文書等につきましてもいままでは両方使つてゐるわけですが、これはいつごろこの統一見解が出たんですか。現在でも併用されてゐるようでありまされども、これはこの経過はどういうことになつておりますか。

○政府委員(清水注君) その点につきましては、一つは元号といふあるいは年号といふ、その意味につきましても、現在のわが国におきましては、まず格別の差異がないといふふうに入りの場合に解説もされてゐるというふうに入りの場合のわけでございます。したがひまして、事実問題としてはこちらもきつめて明瞭によく国民には理解されてゐると、このように受けとめております。私どもの法案といつたしまして元号という言葉にいたしましたのは、これは多少こちらにする方がよろしいかという点につきましては検討いたしました。いたしました結果ですが、従前も申し上げましたように、やはりこの元号といふのある時期におきまして一つの区切りをつけます。で、そこから一つの新しい計算に入る。そういたしますと、そこが一つのもとなつてゐるということでございますし、いわば初めになる。で、その時点におきましてそここれからの呼び方の名前を決めていくわけでございますから、やはり元号といふ言い方の

方がより適當であらうと、このように判断をいたしました。そのような結果として法案におきましては元号という表現にしておるわけでございます。

○片岡勝治君 そういたしますと、これはあえてこの言葉はこれからは統一をしない。たまたま法律案では一応元号という呼称を採用いたしましたけれども、あえてこれは故意に統一をしないというお考えはないわけですね。

○政府委員(清水注君) 故意にというお言葉でございますが、確かに何か格別に統一を元号という言葉に固らなければならぬといふふうには考えなくていいのではないかと。ただ、事実問題として元号といふ言葉が使われていくことになるであらうと、このように考えております。

それからもう一つは、やはりこの法律という形で、つまり昭和なら昭和、この次が仮に文明開化といつたしますればその文明開化といふことがその元号あるいは別の言葉で言へば年号といふものとして今度は政令の形で元号は何々といふふうに表示されるわけでございます。で、されたところのその文明開化なら文明開化といふものを使つて年の表示をしていくといふことになりましますので、これは自然にその文明開化といふのを何と呼ぶかといふことになれば、それは元号と呼ぶということが行われてくるんだらうと思ひます。しかしながら、歴史的に見ますと、千三百年にわたるこの元号、年号の歴史におきましては、事実問題として年号と言つていた記述もたくさんございます。そのようなものを今後に於いて統一をするとかそのような必要はないと、このように考えるわけでございます。

○片岡勝治君 政府が世論調査をやりましたその資料にも元号と書いたり年号と書いてみたりばらばらであります。これはいま特にこれに統一する必要はないといふような意見であります。たとえば教科書なんか、あるいはその他政府関係機関等でも私が申し上げましたようにばらばらであるわけですが、そういう面についてはどう

ですか。国民の側はもちろん自由に年号、元号といふことをあえて統一しないで使つてありましようけれども、教科書なんかはどういうふうになつておりますか。

○政府委員(清水注君) 私ただいま一般的に申しましたのは、国民全般ひつくるめましてこの元号法案を成立をさしていただきました後におきまして何か一般に使う用語の世界におきまして元号といふことに言わなければいけない、年号と言ふべきではないといふような意味の統一といふような感じが感ぜられてゐるわけでございますが、そのような意味におきましては第一實際問題として無理であらうといふふうにも考えますし、そのようないふことは必要ではないのかといふ意味を申し上げたわけでございますが、たとえば政府の中で年月日の表示は元号によることにすると、あるいはある場合には西暦によることにすると、かといふような言ひ方が行われるといつたしますと、そのような場合には年月日の表示は元号によつて行ふことにするといふふうには、それはまず例外なくそういふふうになるんだらうと思ひます。それはわが国におきまします年月日の表示の中心の申しますか、原則的な、少なくともフォーラムにおいては原則的でございますが、その原則的な方法としてこの法律に基づいて定められる元号を使うといふことになるわけでございますから、そのものを呼ぶときにそれをまあどちらで呼んでもいいかといふわけでもないと思ひます。それはそのものを元号と呼ぶといふ言い方で呼ぶことになるんだらうといふふうに入るわけでございます。

○片岡勝治君 総理府が出しております「世論調査」といふ月刊雑誌がございますが、その雑誌に政府が実施いたしました世論調査の元号に関する、あるいは年号に関する内容がその都度載つておるわけでございます。その中にもばらばらです。ね。まあ、そのことをあえて私はどつちでもいふと思ふんですが、もう一つ、この「世論調査」の

月刊雑誌でこれは年号を使つておりますかそれとも西暦を使つておりますか。

○政府委員(小玉正任君) 「月刊世論調査」は現在元号を用いております。

○片岡勝治君 かつては西暦使つておりましたね。

○政府委員(小玉正任君) 先生御指摘のとおり、「月刊世論調査」は昭和五十二年の一月号から表紙の年号表示に元号を用いております。

○片岡勝治君 政府がこの元号を強制する、しない、いろいろこの論議があるわけですが、ここに現物がございまして、御承知のように、私の手元にあるのは七十五年四月号、七十六年十一月号、ちゃんと大変進歩的に西暦でお書きになつております。私はこういう統計とか世論調査、恐らくいままでのこの歴史的な積み重ね、あるいは広くグローバルな国際的な、そういう関係で西暦をお使いになつたと思ふんです。非常に妥当な使い方だと思ふ。ところが、いまおっしゃるやうに去年です、突如としてこの元号をお使いになつた。で、元号を使うようになった理由は、恐らくそのころから元号法制化などという運動が多少出てきた関係だらうと思ふんです。これはどういふ理由でお変えになつたんですか。政府が率先して西暦を使つていたんじゃない、まして総理府の月刊雑誌が西暦を使つていたんじゃない、これは元号法制化を提案するにどういふようなお考えがあつたんじゃないですか。

○政府委員(小玉正任君) 先ほど申し上げましたように、五十二年の一月号から年号の表示に元号を用いてゐるわけでございますが、これは当時の関係者に尋ねてみましたところが、広報室の部内におきまして広報室関係の出版物の表示につきまして検討をいたしまして、部内の検討におきまして元号の使用について特に圧力があつたといふことではないようでございます。ちなみに世論調査関係の刊行物には先生御指摘の「月刊世論調査」のほか「世論調査年鑑」といふのがございますが、これは昭和五十一年以前

から元号を使っていたように聞いております。

○片岡勝治君 私、理由を聞いたんですが、何かやっぱり理由があって西暦から元号に変えたと思うんですが、これはなかなか答弁が難しいですね。恐らくこの元号法との関係があったと思うんですよ。ですから、やっぱり政府は元号法は強制しないんだ、何とかかんとか言っても政府みずからこういうふうなことをやるからでしょう。だから、やっぱりわれわれ国民の側からすれば、そういう強制というものはあるんだなということを感じるわけですね、ひしひしと。私もたまたま、これから内容の問題について質問するんですが、国会図書館からお借りしたら、なるほどこれは西暦を使っているのに最近では元号に変わってきた。なるほどこれはというふうに感じたわけでありまして。これはつまり政府が元号に取り組む一つの具体的な証左として私は大変この将来を危惧するわけでありまして。

さてそこで、この「月刊世論調査」には政府の実施したいろいろな世論調査を毎月出してあります。私も一般世論の動向というものを自分自身で勉強するに大変参考になります。特に、総理府、政府がやっておる世論調査だけではなくて、一般民間のやっておる世論調査もこの中に収録しておるわけでありまして。そういう意味では大変公平な雑誌としていままでは高く評価しておりました。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、世論調査について政府関係が実施した、総理府が実施した世論調査はみんなこれに載っておりますね。私は全部ここにないんですけれども、これはどうですか。

○政府委員(小玉正任君) この雑誌の前半の部分に各省庁から依頼を受けた、当広報室で実施をしております世論調査の結果を大体収録してございます。と申しますのは、スペースの関係上調査の本数が多過ぎますので、新聞に公表して国民の皆さんにお知らせしましたものでもときどき出ないのがありますが、大体は収録している実

情でございます。

○片岡勝治君 最近元号問題がここ数年大きな世論となつて賛否両論の中で論議をされてまいりました。新聞や世論調査機関がやっております世論調査、これを全部調べればいいんですけれども、私もそういう時間がなかつたんですけれども、民間の元号、年号に関する世論調査は、いつこの「月刊世論調査」に掲載されましたかをひとつ年度順にお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(小玉正任君) 「月刊世論調査」に載せました元号関係の民間の世論調査は、昭和四十八年五月号と昭和五十二年の四月号となっております。

○片岡勝治君 ちょっと済みません、もう一度……。

○政府委員(小玉正任君) 昭和四十八年五月号と昭和五十二年四月号でございます。

○片岡勝治君 これはどこですか。

○政府委員(小玉正任君) 掲載しました世論調査はいずれもサンケイ新聞社が行いました「サンケイ一千人調査」、これは調査の固有の名称でございますが、「サンケイ一千人調査」というものでございまして、当時、「月刊世論調査」では、当広報室が行った調査のほかに、定期的に行われておりました、いま申し上げました「サンケイ一千人調査」と時事通信社の行っております「時事世論」とを継続して紹介していただようでございます。

○片岡勝治君 ようでございます。担当があなたでしよ、人ごとのように言わないでください。

それで、特に元号が大変問題になってきてから各新聞社等が世論調査をやっておりますね。恐らく、総理府でもその結果というものは参照しているというふうなお答えがあったわけでありまして、いつ、どういふ新聞が世論調査をしておるか、ちょっと発表していただきましょうか。

○政府委員(小玉正任君) ここ一年ばかりの結果を申し上げますと、読売新聞社が五十三年の七月に、時事世論が五十三年の十二月に、NHKが五

十四年の二月に、共同通信社が五十四年の三月に、毎日新聞社が五十四年の三月に、東京新聞が東京都だけでございますが、五十四年の三月に調査をしております。

○片岡勝治君 そうするとあれですね、これだけ読売、毎日、東京、時事、共同、NHK、それにサンケイさんが加わるわけでありましてけれども、どうしてこれサンケイさんだけ掲載したんでしょうか。

○政府委員(小玉正任君) 先ほど申し上げましたように、サンケイの一千人調査というものは、毎月時系列的にやっておりますので、当時の方針といたしまして、定期的に行われる「時事世論」と「サンケイ一千人調査」を御紹介するという立場をとっていたからだと思います。

○片岡勝治君 ここに私三冊ありますけれども、たまたま政府の載っております元号以外の世論調査は、特に民間の世論調査、新聞社も含めての世論調査はそういう方針ですか。つまり継続してずっとやっておりますものだけが載るんですか。そうじゃないでしよ。

○政府委員(小玉正任君) 現在政府関係の世論調査以外で雑誌に載っておりますのは、定期的な時事世論調査の結果と、そのほかにほかの新聞社、たとえば読売新聞社とかほかの新聞社の調査も随時掲載してございまして、現在ではこの二つに限った形で時系列的な調査のみを出しているというわけではございません。

○片岡勝治君 よく意味がわからないんですが、元号と限らずいろいろな課題、テーマでたとえれば七五年四月号には「住民の自治意識」ということで毎日新聞社が載っております。あるいは、現代社会における不安と行動―余暇開発センターという、つまり直接政府関係でないものも載っているわけですね。私は大変結構だと思ふんですが、ところが、元号に限っては大変重要な、特にここ二、三年元号問題でこれだけ大きな、特に政府が重要課題だと言っているときに、いま申し上げました新聞社各社がやっておりますものを全然掲載しな

いでサンケイさんだけ掲載をした、こういうことですね。これは理由がちょっとわからない。本当の腹を、掲載しなかった理由、私は想像できるんですよ、想像できるんですよけれども、想像で申し上げては失礼ですからさうばり言ってください、さうばり。

○政府委員(小玉正任君) 最近の号で申し上げますと大きく分けまして二つの部分に分かれております。先ほどから申し上げておりますとおり、第一の部分が政府の各省庁から御依頼の行政施策に関するいわばヘッドな結果を掲載してございまして、後段に暮らしの意識とか、あるいは青少年の問題とか、あるいは主婦の意識とか、こういうどちらかといえますとやわらかい面の生活に密着した福祉の方を少し重視した形の結果をここに続けて掲載しているわけでございます。

○片岡勝治君 答弁になっていませんね、それは。大変重大な元号問題についていままだ一切民間の新聞社等の世論調査の結果を掲載していただければいいんですよ。それはすべて政府機関がやった、政府が発行している雑誌だから。そうじゃないんですよ。いま申し上げましたように新聞社でやっていると、あるいはその他でやっていると、そのも逐次掲載をしている。しかし、紙面のまた都合があるので、全文掲載をしない場合には「きょうの世論」という欄で、これをダイジェストした、まとめたものを掲載をする、そういう欄があるわけですよ。ところがこれほど重大な問題の元号については一切これにタッチしない、掲載をしていない。これはちょっと本当のことを言ってくれませんか。

○政府委員(小玉正任君) 四十八年と五十二年に掲載いたしましたのは、当時定期的に行っております調査をそっくり出すという立場でございまして、掲載したわけでございますが、その後サンケイの一千人調査というものは中止しているようございまして、したがって掲載をしなくなつたんでございます。申し上げましたとおり、後段の調査の紹介はや

ておりますが、これは現在の昭和というのはまだもちろん現在あるわけでございますが、その前の大正それからここに入っておりますが明治というような、明治、大正、昭和というような元号を三つすべて考えた場合には、恐らく疑義なく明治

は明治天皇の御崩御と同時に大正に切りかえられ、大正というのは大正天皇の御崩御と同時に昭和に切りかえられていると、こういうことでございますので、このことの意味についてはまず格別の疑問はないし、それからまたいまの昭和という元号については、それが事実たる慣習という状態で現に使われておりますけれども、これがいつまでものこの点についても、大體の認識としてはいまの陛下の御在位中のものであると、こういう認識がまず一番素直な理解であらうと、こういうふうに解しておるわけでございますが、そのような立場からこういう設問をしているわけでございます。格別これが誘導尋問というふうな意図のもとに使われている表現ではないと、全くそのようなことは考えていなかったというふうに申し上げられると思います。

○片岡勝治君 そういたしますと、いま使われております昭和—事実たる慣習ですね。これはそうすると天皇がかわられた、新しい天皇の即位があるとの事実たる慣習というのはストップになるのですか。

○政府委員(清水注君) 年を表示するその元号、あるいは年号でもよろしゅうございますが、年を表示する手段としてのその昭和というものを、何と申しますか、現在に生きていこうと少し言葉がおかしいかもしれませんが、わかりやすい言葉だと思ひますが、生きていこうと元号というふうな意味でいつまでか、こういうふうにかえるわけでございます。そうするとそれは今上陛下の御在世中ということに解するの普通の解し方であらう、こういうことを申し上げておるわけでございます。もちろん明治も大正も現に実際の年号として存在し、使われているということでございますが、その意味合はおのずから違ふということに申し上げるまでもないと思ひます。

○片岡勝治君 この事実たる慣習というのは、この言葉のとおり一つの慣習です。習律とか、ならわし、もう少しやわらかく言えば何となく使っている。別に法律にあるわけじゃない、

天皇の命令でもない、内閣総理大臣の命令でもない、そういう事実たる慣習ですから、それが何かの要因によつてとめられるというものはあり得ないでしよう。大変、何というか、こういう例を申し上げるやうかと思うのですが、仮にそれではあした、あるいは本日でも皇位の継承があったと、ここでストップになるのですか、この事実たる慣習の昭和は。

○政府委員(清水注君) 昭和という元号の性格については、そのように受けておるものが一般の理解であらうというふうにかえております。

○片岡勝治君 そうすると、仮に皇位の継承があった場合に、慣習までがストップになるんですかね。つまり、慣習というのはそういう外的な条件によつて左右されずに、いま皇室典範にもあるわけじゃない、法律に決まっているわけじゃない、ただ何となく使っている。ですから、そう言っちゃ失礼ですけども、大平内閣が変つたつてストップするわけじゃない、皇位の継承があったつてストップするわけじゃない。もし皇位の継承があつてストップになる—私も、さっきの話じゃないけれども自動車免許証を持っていますよね。再来年の元号がちゃんと書いてありますけれども、そういうことになるんですか。事実たる慣習というのはそういうものじゃないんですか。

○政府委員(清水注君) 事実たる慣習と言われておりますことの意味合の問題だろうと思ひますが、昭和というものが、年の表示方法としての元号ということ、昭和が使われているというその状態が事実たる慣習と、こういうことであらうと思ひわけでございます。その昭和自体は、現在のそれ自体の本来的な性格といひますが、意味合ということの理解におきまして、それは今上陛下の御在世中に限られるという理解が前提になつていふであらうという意味で申し上げているわけでございます。

○片岡勝治君 そうするとあれですか、この事実たる慣習で使われている昭和というのはやっぱり

皇室典範—行政官布告、この亡霊が皇位の継承とともに生まれ変わつてまた出てくるということになりますね。そういうことじゃないでしよう。そういうものにとらわれないのが事実たる慣習なんであつて、もしそういう御理論なら、そういう理屈であるならば、新憲法が発足したときにどうなんですか、これは、昭和というものは廃止になつたのですよ、あの時点で。あんなの理論なら、そこで昭和という年号が消えるはずじゃないですか。しかし、事実たる慣習としてただ何となくずうと使つてきて、仮にここで皇位の継承があつたつてこれはずうと使われていくでしよう。恐らく政府あるいは諸官庁に出すのは、あしただつて昭和何年何月と書きますよ、みんな、恐らく九九・九〇の国民は使つていこう。そういうことはなくてびたつとここでやめちゃう、そういうことが現実の問題として考えられないじゃないですか。

○政府委員(清水注君) 年の表示方法として昭和というものは、ただいまのお話の中で申し上げれば、新憲法の施行の時点までのところでは御案内のやうな旧法律の根拠に基づいたものであつたわけでございますが、その旧法令が廃止になりましたから後はそれ自体は法律に基づくという根拠はないわけでございます。ないわけでございますが、その昭和が、年の表示の手段と申しますか、そういうものとしてはその後もずうと通用して、結局、事実たる慣習という昭和というものが、そういう年の表示方法のそのものであるという認識が確立してきている、こういう状態があるわけでございますが、昭和というものはやはり、昭和自体についての理解としては現在の陛下の御在世中のもので、こういう理解が同時にそこには含まれていふ、こういうふうにかへておるわけでございます。

それからもう一つ、あえてつけ加えておいたでございますが、仮の話としてある時点でそれではそういう終わる事態がきたという翌日において昭和というものが全く使えないかと言へば、それは別の問題でございます。たとえばそれよりも十

日とか一年前にその将来の時点を指して昭和たてえは何十年とこういうものがあつた場合において、それはそれで年を示すという意味においては明瞭でございますから、それはそれでそういう現象はあり得ると思ひますけれども、原則的な理解としては昭和というものは現在の陛下の御在世中のもので、こういう理解であると思ひます。

○片岡勝治君 それは違ひます。もしそれならば新憲法ができた時点において昭和というものは消えるはずじゃないんですか、そうでしよう。つまり、昭和というものは現在の天皇が即位した時に昭和というものが始まつたわけですから、あなたの理論でいけばそれで次の天皇の即位があつたらこれが昭和だ。それじゃもう旧皇室典範が生きていふんじゃないですか。そうじゃなく新憲法ができて旧皇室典範が廃された。ですから、その時点で昭和というものはなくなるはずですよ、あなたの理論でいけば。これはひとつ考えておいてください。全然その理屈はなつてません。これはだれが聞いたつてそういうふうになると思ひますね、そうでしよう。これはひとつもう少し考え直してください。私の質問はまだあつてにもし残つてますからね。

そこで、つまりそういう前提に立つていままでの世論形成がずうと出てきたわけですから、世論形成というものは、そうでしょう。これは大臣の答弁、あなたいま答弁されましたけれども、そういう一つのスタンダードといひますが、土台になつてこの元号問題をどうしようか、いまの天皇が亡くなられたら元号がなくなつちゃうんですよということになる。私たちはそれは考えない。天皇と全く関係のない事実たる慣習、法律とは関係のない事実たる慣習として私たち日本国民は使つています。その現実私は肯定するんですよ、現に使つてますから、皆さんがね。もはや天皇の在位とはいふことですからね。そういう前提に、つまりあなたの方の答弁はそうではない、事実たる慣習も天皇の在位と同じだということになれば、さつき

言つたように旧皇室典範が亡霊としてではなくて
現実生活に生きていることになりすからね。
これは憲法違反ということになりますよ、あなた
がそういうことをあくまでも主張なされるんなら。
これはもう小学生が聞いていても、ちょっと
それは違うよお父さんと、こう言われますね。

そこで、宮内庁の方見えておりますので、全く
別の問題でありますけれども、別な角度から一、
二お聞きをしておきたいと思ひますが、大元号
問題については率直に言つて神道の方々がまさ
に元号「天照」に同意するが、熱狂的な運動を
展開をしておるんです。先ほどスピーカーでが
んがやっております。右翼もそうでありますけ
ども、そこでやっぱり私は元号についてなぜ神道
の皆さんがこれほど熱狂的に運動なされるのか、
こういうことをこの元号の審議の中でもいろいろ
勉強してまいりました。

そこで、やっぱりこれは神道、元号、天皇制、
そういうものとの関係が非常に密接であるとい
うことは否定できないわけであります。しかし天皇
御自身の宗教、これはもうわれわれと同じよう
にどの宗教を信じようともこれは自由でありま
す。その点について私たちは何も申し上げる必要は
ない。むしろ天皇の宗教の自由を私たちも守つて
いかなければならぬと思ひわけであります。がし
かし、日本の象徴たる天皇の私事である個人の宗教
というものは、やっぱりそれなりに影響はあるな
これはわれわれが片岡の宗教が何だといふもの
の影響と、これはもう比べものにならない、そう
いうことはこれは現実の問題としてあると思ひ
ます。天皇の宗教は神道だろと思ひますが、こ
れは間違ひないと思ひますが、どうですか。

○政府委員(山本博君) 天皇の宗教が何だ、こ
ういふ御質問でございますので大変むずかしいこ
とでございますが、天皇家にずっと伝わっており
ます祭祀を中心としたしるしの祭り、それを現
在におきましては神式において行われていて、
いわゆる神式と称せられる形式でございますね、
そういうものによつて営まれてゐることは事実で

ございます。ただ、天皇家の各歴代の天皇がどう
いう信仰心をお持ちになりましたかといふこと
は、これは過去のいろいろなものを見まして、
これは仏教に帰依された方もすいぶんあるわけ
でございます、いろいろなことがあろうと存じま
すが、現在においては主として神式のかつこうに
よつての祭祀が行われてゐると、こういうぐあ
いに申し上げるほかになからうかと思ひます。

○片岡勝治君 神式ですべて行われるといふこと
になれば、それは神道といふことになるんじや
ないですか。
私は歴代のことももちろん多少勉強もいたしま
したけれども、特に明治改元後における皇室とい
いますか、天皇家の宗教といふものは仏教が皇居
から追放されてほとんど神道一色になつたと
思ひますが、その辺のいきさつはどうですか。
その明治初年における皇居におけるいわゆる仏教
排除といふ事、その実態といふものを
ちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(山本博君) 江戸時代の末期、幕末か
らそれから明治の初めにかけていろいろな排
仏毀釈とかその他のいろいろなことがあつたことは
歴史的にもわれわれも承知をいたしてゐるわけ
でございますが、たとへば各歴代天皇の葬儀の仕方、
これは孝明天皇までは、わかりかねる部分もござ
いますけれども、相当教仏式によつてゐるよう
でございます。それが孝明天皇の三周忌のときから
いふゆる神式に変わったといふように過去の分
岐によりまして承知をいたしてあります。

○片岡勝治君 天皇のいわゆる葬儀といふのはい
ま御説明あつたとおりで、孝明天皇までは仏式で
行われた、こういうことであります。その位牌も
いふゆる皇居の中にあつた、こういうことであり
ますが、明治改元、明治天皇の時代になりますと、
いふゆる神道といふ事、そういう神仏分離とい
ふ傾向が出てまいりました。これは皇室だけ
じゃなくて、一般民間の中にもそういう傾向が
あつたわけでございます。特に徹底的に行われて
いるわけでありますね。たとえば京都御所に安置

されてゐた歴代天皇、皇后の位牌、これは仏式で
お葬式をされてゐるという事でありますから、
位牌あるいは宮中の仏像、仏具類、そういうもの
が運び出されて、泉涌寺と、何といひますか、般
舟院という、これはそれまで皇室と関係のあつた
天台宗のお寺だそうでありますけれども、全部そ
ういふところに運び出された。まあ宗教革命みた
いなものですね。

それから私よくこれわからないんですが、また
御所内のお黒戸といふのですか、「また御所内の
「お黒戸」は、泉涌寺の御座所の奥に、そのま
まの形で移建された。泉涌寺の寺域には、月輪殿、
後月輪殿等の多数の仏教式の皇陵、つまり仏式の
天皇のお墓ですね、あるいは皇后のお墓、皇族の
墓所、こういうものも上知令で全部没収された、
そして皇室との関係を断たれた泉涌寺は没落を
した、こういうことが、これは事実のようであ
ります。明治初年のことですから、これは事実であ
ります。こういうふうな考へてまいりますと、これはや
っぱり天皇家は——もちろん天皇の意思だけではな
いと思ひますよ、いわば神道一色に日本を塗りつ
ぶしてまあ引つ張つていこう、そういう新しい明
治政府の意図があつたと思ひますが、それ
はさておきまして、現実にはそういう措置がな
されてゐたことは、これはどうですか、宮内庁も認
めておられますか、そういう事実は。

○政府委員(山本博君) いま孝明天皇の三周忌か
ら変わったと申し上げたわけでございますが、そ
れはまあ明治元年の十二月に行政府達といふのが
出ておりました、それから「先帝三周忌 御忌辰神
祇式ヲ以於朝中御祭典同日 山陵 御参拜被 仰
出候事」といふようなものが出ておりました、そ
こから変わったことは御指摘のとおりでございま
す。

それから、ただいまお話のございました、たと
えば泉涌寺といふようなところは、現在でも、
まあどのぐらゐの方までか私もよく存じませんけ
れども、相当江戸時代の天皇の御位牌といふのが
祭られてゐる。これはお寺でございますから、仏

式として泉涌寺でお守りをしているといふような
こともございまして、泉涌寺の後ろの方に江戸時
代の各天皇の御陵といひますか、これは御陵とい
ひましてもいふゆる高塚式の土葬式の御陵ではご
ざいませんで、土葬かとも存じますけれども、そ
れはちよつとあれでございませうけれども、塔で
ございませう、石塔みたいなもので御陵といふの
が相当ございまして、そういうようなことは事実で
ございまして、御指摘のとおりだろと思ひます。

○片岡勝治君 そういふことと並行して、いふゆる
宮中三殿といひますか、神殿とか皇霊殿。そし
て天皇家の先祖を祭るお祭りといふのは、皇霊殿、
つまり神式に全部切りかえを行われた。そういう
ことを考へてまいりますと、江戸時代は比較的仏
教的な色彩が宮中の中にあつたわけでありま
すが、明治になりましたと一転して神道一色になつた
といふことは否定できないと思ひわけでありま
す。したがつて、元号とかかわり合ひを考へて
みますと、これもいままですいぶん質問も出まし
た天皇の贈り名、こういう問題を考へてみたとき
に、やっぱり大正天皇も明治天皇も、いわば神式
による神といふことになつてくるわけですね。天
皇——現天皇は現人神とかつて言われた時代も
あつたわけでありまが、これは人間宣言をされ
た、したがつて、これまでの天皇はすべて神とい
ふことになるわけでありまが、神式では何と言
うのか、「すめらみこと」と言ふのですかね。したが
つて天皇の追号といふのは、やっぱり神になつた天
皇の追号といふふうにはこれは当然考へられるわけ
です。それとこの年号がびつたりする、そこに
神道との関係が密着してくるわけでありまして、
そういうふうな考へてまいりますと、神道を信じ
ておられる人たちにしてみれば、これはもう年号、
天皇、神道、そういうものの一体感といふものは、
これは相当激しいものがあると思ひます。私はそ
ういふふうに見るわけでありまが、これはいか
がでしようかね、つまり天皇の贈り名といふの
神道との関係。

○政府委員(山本博君) 崩御されました天皇を神

と考えるかどうか、それは宗教心の問題でござい
ますので、何ともお答えのしようもない、人さま
さまであらうと思わざるを得ないこととございま
すが、追号は崩御された天皇は従来でいけば大行
天皇と称する。これは一種の抽象名詞みたいなも
のでございまして、それにどういってお呼び名をす
るかというところで追号というものが決められてき
ている。これが過去千数百年来のやり方というこ
とになっているわけでございまして、その贈り名
の中にもいろいろなものがあるというようなこと
になっているわけでございまして、これは神道
と直接関係があるというようなことで、過去何
百年と続いてきたものとは理解いたさないわけ
でございまして、先ほどのようにそれぞれ仏教徒で
あられた天皇もあられると思ひますけれども、そ
ういう方にもやはり追号というは過去から常に
決められてきているというようなことになるって
いるわけでございまして、直接の結びつきという
ようには私どもは理解いたしてないところでござ
います。

○片岡勝治君 それではもう一点、いま宮中を行
われている祭祀、これはかつては祭祀令ですか、
そういうものがあつた、旧憲法時代。これは現在
は失効しているわけですね。
○政府委員(山本博君) 明治憲法時代には皇室令
といたしまして皇室祭祀令というのがありました
ことは御指摘のとおりでございまして、これは皇
室令の一つといたしまして、昭和二十二年末を
もつて廃止になつておると存じております。
○片岡勝治君 廃止になつた理由というのはどう
いうふうに考えたらいでしょうか。

○政府委員(山本博君) この昭和二十二年には皇
室令系統のものはすべて国法といたしましては廃
止をしたわけでございまして、その後皇室でもつ
てやるべきことは皇室の中で決めればよい、皇室
令というかつこうをとることはなくなつておる、
こういうことにならうかと思ひます。そのうちで
国法にしなければならぬものは国法にされると
いうことになるんでございまして、祭祀令に

つきましては国法にすることがございせんので、必
要なことは現在の皇室天皇家自体でお決めにな
つてやつていらつしやると、こういうことになら
うかと存じます。
○片岡勝治君 現実には皇居における祭祀は旧祭
祀令とはほとんど同じようなことが行われている。
これは「皇室大百科」という本が数年前に出まし
たね、これはその写しですけれども、よく見ると
全部同じことをやっていますね、そうですね。
○政府委員(山本博君) 旧皇室祭祀令に載せられ
ておりましたお祭りの中でも、まあたとえば明治
節祭等一部その後やっていないものもございま
すが、多くのものは旧令を尊重されまして、伝統を
尊重されまして、いまの陛下もそのまま続けてい
らつしやるといふようなことにならうかと思ひま
す。

○片岡勝治君 こういう表現は適当でしかうかど
うか、「皇室祭祀令に「大祭ニハ天皇親ヲ祭典ヲ行
フ」、「小祭ニハ天皇拜礼シ掌典長祭典ヲ行フ」と
それぞれ定められているのは、この故である。」と
いう表現がこの文章にあるわけでありまして、こ
の元始祭というのは大変大切なお祭りであるとい
うことが長々書いてありまして、最後にそういう
表現がありますね、これを見ると皇室祭祀令が生
きているような表現をされているわけですね、「と
それぞれ定められているのは、この故である。」こ
れは間違ひですね。
○政府委員(山本博君) 定められているという言
葉は何に定められているかというあれになります
と、皇室祭祀令は失効いたしているわけございま
すから、国の法令形式のものには一切定めはござ
いしません。ただ皇室と天皇家といたしましてど
ういふお祭りをするかということは、さように大
祭と小祭というような区別がございまして、それ
に従つて実際にはおやりになつておる。これは何
と申しますか、天皇家の祭祀のこととしてそうい
ふふうには決まりをなさつておる。これは国法とは
関係なからうかと存じます。

○片岡勝治君 私もそういうふうには解釈をしたい
のですよ。ただ、いま宮下さんという方は何をお
やりになつていますかね、宮内庁式部官補佐。こ
れはいまから四年ぐらひ前に出された本ですね。
この方の書いた本なんです。そのページのの中
にそういうことが書いてある。私が言うのは、旧
皇室祭祀令は失効してなくなつたにもかかわらず
はほぼ同じようなことが行われている。現実に。た
またまこれをずうつと読んでいて、なるほどこれ
は宮内庁の方々は、祭祀令は廃止になつていて
けれどもそうではない、実際は生きてるんだとい
うような表現があるものだから、この認識は
やつぱりちよつと間違つておるんじゃないかとい
うふうには私は感じました。この辺はひとつ御指
摘をしておきますので、ちよつと調査をされて、
これは後刻お返事をいただきたいと思ひます。
本日はこれで終わりたいと思ひます。

○委員長(松垣徳太郎君) 本案に対する質疑は本
日はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十一分散会

のです。ただ、いま宮下さんという方は何を
やりになつていますかね、宮内庁式部官補佐。こ
れはいまから四年ぐらひ前に出された本ですね。
この方の書いた本なんです。そのページのの中
にそういうことが書いてある。私が言うのは、旧
皇室祭祀令は失効してなくなつたにもかかわらず
はほぼ同じようなことが行われている。現実に。た
またまこれをずうつと読んでいて、なるほどこれ
は宮内庁の方々は、祭祀令は廃止になつていて
けれどもそうではない、実際は生きてるんだとい
うような表現があるものだから、この認識は
やつぱりちよつと間違つておるんじゃないかとい
うふうには私は感じました。この辺はひとつ御指
摘をしておきますので、ちよつと調査をされて、
これは後刻お返事をいただきたいと思ひます。
本日はこれで終わりたいと思ひます。

昭和五十四年六月十四日印刷

昭和五十四年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W

のです。ただ、いま宮下さんという方は何を
やりになつていますかね、宮内庁式部官補佐。こ
れはいまから四年ぐらひ前に出された本ですね。
この方の書いた本なんです。そのページのの中
にそういうことが書いてある。私が言うのは、旧
皇室祭祀令は失効してなくなつたにもかかわらず
はほぼ同じようなことが行われている。現実に。た
またまこれをずうつと読んでいて、なるほどこれ
は宮内庁の方々は、祭祀令は廃止になつていて
けれどもそうではない、実際は生きてるんだとい
うような表現があるものだから、この認識は
やつぱりちよつと間違つておるんじゃないかとい
うふうには私は感じました。この辺はひとつ御指
摘をしておきますので、ちよつと調査をされて、
これは後刻お返事をいただきたいと思ひます。
本日はこれで終わりたいと思ひます。

第九号中正誤	
ページ	段 行
三	終わり
二	元
二	二回
三	三回
正	